

令和 8 年度 税制改正に関する租研意見

令和 7 年 9 月 17 日

公益社団法人 日 本 租 税 研 究 協 会



公益社団法人日本租税研究協会は、昭和 24 年に来日されたシャウプ税制使節団団長シャウプ博士の示唆を受けて、学界・産業界の有志、主として経済団体連合会があっせん役になって民間の立場から財政・税制問題を調査・研究するために創立された団体であり、財政・税制をめぐる諸問題について、調査・研究を行うとともに広く情報発信を行っております。

こうした調査・研究に基づいて、当協会は、財政健全化、経済成長戦略、社会保障制度の改革等を一体的に推進する立場から、「税制改正に関する租研意見」を取りまとめてまいりました。

わが国は、長く続いたデフレ経済から脱却し、賃上げと投資がけん引する成長型経済への移行を目指しています。そのためには、長期的な視点から経済・社会における構造的な問題に対処するとともに、成長分野への積極的な投資や生産性の向上にチャレンジすることが求められています。一方で、社会保障関連支出の増大という構造的要因に加え、コロナ・物価高騰対策によって膨らんだ歳出により、わが国の財政は極めて深刻な状況にあり、「金利ある世界」の到来、地政学的リスクへの対応や社会インフラの維持の必要性を考えると、その健全化への取組の重要性を国民全てが再認識する必要があると考えます。

税は上述の如き取組の財源を調達する手段として広く受け容れられてきましたが、現在では、社会保障とあいまって、社会の安定に不可欠な基盤的制度となっています。特に、わが国では、人口減少、少子高齢化が加速しており、若年層から高齢者まで社会の構成員がそれぞれの負担能力に応じて支えあう将来に希望を抱けるような税制・社会保障制度の構築が求められております。

この意見書は、わが国の経済・社会の課題と内外の環境変化を踏まえつつ、税制改革の方向性について提言を行うものです。本提言があるべき税制構築の一助になれば幸甚に存じます。

公益社団法人 日本租税研究協会 会長 宮永 俊一

目 次

<総論>

I. わが国経済・社会の構造的な問題と税制のあり方	1
II. 税制改革の基本的視点	5
III. 税 体 系	7

<各論>

IV. 所 得 税	9
V. 相 続 税 ・ 贈 与 税	11
VI. 法 人 税	12
VII. 国 際 課 税	16
VIII. 消 費 税	20
IX. 地 方 税	21
X. そ の 他 の 税	24
XI. 納税環境の整備	25

参 考 資 料	29
---------------	----

(参考)「国際課税に関する用語の説明」	64
---------------------------	----

コラム	72
-----------	----

令和 8 年度 税制改正に関する租研意見

令和 7 年 9 月 17 日

公益社団法人 日本租税研究協会

会長 宮永 俊一

<総論>

I. わが国経済・社会の構造的な問題と税制のあり方

1. はじめに

税は公共サービスの財源を調達する最も基本的な手段であるとともに、社会保障給付等の歳出とあいまって所得・資産の再分配を実現する役割を果たしており、公正・公平で活力ある社会を支える基盤をなすものである。

また、税は個人・企業が行う活動・経済取引に影響を与えるものであり、政策目的達成のための手段としても用いられていることから、経済・社会環境の変化に的確に対応し、経済政策、社会政策との整合性や国際的な調和に配慮した制度を構築する必要がある。

現在わが国の経済・社会は様々な構造問題に直面しており、その解決には官民を通じた取組、さらには国民の意識・行動の変容も求められるが、税制のあり方を考える場合にもこれらの構造問題への対応を視野に入れる必要がある。

以上のような認識の下、経済活力の強化、財政健全化、財政責任を伴った地方財政運営の推進という基本的視点に立って、「公平・中立・簡素」という租税原則に沿った「あるべき税制」の構築について検討を行い、ここに令和 8 年度を含む税制改正についての当協会の意見をまとめた。

2. わが国経済・社会の構造的な問題

わが国の経済・社会が直面している構造問題の第 1 は経済活力の停滞である。わが国は「失われた 30 年」といわれたバブル経済崩壊後の長期経済停滞から、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行の転換点にある。

5%を上回る賃上げが 2 年連続で実現し、企業の設備投資・研究開発投資、人への投資に対する意欲の高まりなど、前向きな動きがみられ、投資の抑制と賃金などのコストカットによる消費の停滞という悪循環からの脱却が進行しつつある。

そうした中にあっても、わが国の経済成長率は先進国の中では依然低位にあり(図表 I-2(1)参照)、人口 1 人当たり GDP は、G7 諸国で最下位に低迷し、労働生産性も国際的にみて高いとは言えない(図表 I-2(2)、I-2(3)、I-2(4)参照)。

この間、経済対策として行われた累次の財政出動は潜在成長率、生産性の向上に寄与したとは言いがたい。また、異次元の金融緩和政策の下で企業の新陳代謝、資金の効率的な配分が進んでこなかったことも経済活力、生産性の停滞の一因として指摘できる。

米国による関税措置や物価高の影響を克服しつつ、持続的な成長、経済の好循環を実現していくためには、イノベーションや事業変革による生産性の向上を起点とした構造的な賃上げ、脱炭素やデジタル化、人への投資などに積極的に取り組む必要がある。

第2は人口減少、少子・高齢化の進行である（図表 I-2(5) 参照）。少子化による人口減少は、国内市場の縮小、労働力の減少により、日本経済のポテンシャルを損ない、経済成長を鈍化させることにもなる。生産年齢人口の減少によりすでに業種や職種によっては労働力不足が深刻な問題となりつつある。

また、医療・介護・年金等の社会保障給付の増大、少子・高齢化、現役世代の減少に対応した給付・負担構造の見直し、税制・社会保障制度の一体的な改革が必要となっている。

第3は格差の拡大である。かつて日本は「一億総中流」と言われ、先進国でも類を見ないほどに格差の小さな国であった。しかし、近年、経済が停滞する下での非正規雇用の拡大やひとり親世帯の増加などを背景として、所得格差の拡大、相対的貧困の問題が指摘されており、こうした問題は生活水準だけでなく、教育や子育てなど、さまざまな方面で影響を及ぼし、世代を超えた「格差の固定化」にもつながっていくことになる。

格差の拡大は地域間にも及んでいる。ポストコロナにおいて東京一極集中が再び加速し、地方では、子育て・教育、医療・介護・福祉、移動・購買といった生活に不可欠なインフラやサービスの維持が困難となり、地域社会の持続可能性が危ぶまれている。

第4は財政問題である。受益と負担のアンバランスの拡大、財政赤字の膨張が進み、わが国の財政は歴史的・国際的にみても最悪の状況となっている（図表 I-2(6) 参照）。

物価上昇、企業業績の回復、名目賃金の上昇による税収の上振れなどにより、一般会計税収が高水準で推移する一方で、新型コロナ・物価高対策等で膨張した歳出規模の抑制、財政運営の平時化は進んでおらず、令和7年度末にわが国の長期政府債務残高は1,330兆円に達する見込みである。また、政府総債務残高の対GDP比（234.9%）は近年低下に転じているものの、依然として主要先進国の中で突出した状況となっている（図表 I-2(6) (7) 参照）。

近年、政策目的や有効性の検討が曖昧なままに、個人向けの給付や「税収増の還元」と称する減税が提案・実施され、事後的な検証もなされない事例が見られ、政治の不安定化により更なる財政規律の弛緩、財政赤字の拡大が懸念されるところである。

巨額の政府債務は、将来世代へ過重な負担を先送りし、世代間の不公平を著しく拡大させるだけでなく、財政運営の弾力性を損ない、国民に真に必要な公共サービスが供給できなくなるという事態をもたらすこととなる。財政・社会保障制度の持続可能性に対する危惧は、国民の将来不安を招来し、経済の停滞・社会の閉塞感にもつながっている。

これまで長期にわたる金融緩和の下で財政支出の拡大が行われ、政府債務の累増を招いてきたが、政策金利の引上げ、金利ある世界への移行は、巨額の公債残高にかかる利払い負担の増大による財政への圧迫、国債の安定的な消化に対する支障、ひいてはわが国財政に対する市場からの信認が損なわれるリスクを孕むものである。

経済の活力を回復し、将来の有事や危機に備えるとともに、公正で希望の持てる社会を実現するためには、政府が適切な役割を発揮することが必要であり、財政の健全化は先送りの許されない喫緊の課題である。

3. 構造問題への対応

3-1. 経済活力の強化

国民にとって、雇用があり、所得が確保されることが、安心・安定した生活を維持する大前提であり、そのためにも雇用を支える企業の活性化が不可欠である。所得の増加を通じて消費や貯蓄が活発になり、豊かな国民生活を実現することが、更なる企業の活力に結びつく。こうした「正のスパイラル」を実現するためにも、企業をはじめとした経済主体のダイナミズムを回復・強化する必要がある。

その際、グローバル化の進展によって国境を越えた企業活動が活発に行われる中、日本企業の国際競争力の強化に加えて、海外企業の誘致及び対内直接投資の促進など日本の立地競争力の強化という観点が極めて重要である。また、高度外国人材等から選ばれる国となるよう、その呼び込み・定着のための環境整備を進める必要がある。

経済・社会のデジタル化や脱炭素社会の実現に対応した制度・基盤の整備を加速し、官民連携の下、これらの分野の国内投資を積極的に拡大することで、デジタルトランスフォーメーション(DX)、グリーントランスフォーメーション(GX)を推進し、社会課題の解決と生産性の向上、地方経済の活性化(地方創生)を実現していくことが求められている。

また、経済や産業構造が転換する中、イノベーションを生み出すスタートアップへの投資・支援、時代のニーズに合ったリカレント教育の推進などの「人への投資」により、競争市場におけるビジネス・企業の新陳代謝、労働移動の円滑化を進めていくことも重要な課題である。

3-2. 人口減少・少子化への対応

1990年代以降、子育て支援を中心に対策が講じられてきたが、少子化の進行に歯止めをかけることができておらず、合計特殊出生率は1.15まで低下した(図表I-3-2参照)。

各種手当・給付金の拡充や出産・子育て、教育に係る経済的負担の軽減策が講じられているが、こうした子育て支援策の拡充に当たっては安定的な財源の確保が重要である。さらには、職場の環境整備や働き方の改革により両立支援を進めるなど、多様な価値観・考え方を尊重しつつ、社会全体でこども・子育てを支えていく意識を醸成することも求められている。

労働力不足に対応するためには、女性・高齢者の就労を一層促進するための労働市場・働き方の改革、働くことに対する障害となっている要因の除去を進めるとともに、リスクリングをはじめとした人への投資、DX・AIによる業務の効率化・生産性の向上、外国人労働者の受入れ拡大の検討等の総合的な対応が必要である。

3-3. 格差への対応

教育・訓練の機会保障など当初所得の格差是正策とともに、税・社会保障制度を通じた所得の再分配が重要な役割を果たすことが期待されている。

再分配政策による格差の是正効果は、近年では所得税の最高税率の引上げ等の改正により回復がみられるが、税・社会保障制度を通じた再分配のあり方、給付と負担の水準については国民的な議論が必要である。

その際、税・社会保険料による負担と各種の給付による受益とを総合的にみることが重要であり、税と社会保障を一体化した制度(給付付き税額控除)の導入についても検討が進められるべきである。

また、勤労所得に対する課税、社会保険料負担が相対的に現役世代に重いものとなっている一方、年金・医療・介護を中心に社会保障給付が高齢者に偏っていること、社会保険料は高所得者ほど負担割合が低くなる構造となっていることなども踏まえ、世代内、世代間における公平性にも配慮していく必要がある。

3-4. 財政健全化の取組

(健全化の緊要性)

財政赤字、政府債務の累増の主たる要因は、国民に対して提供されている公共サービスの「受益」が税や社会保険料等の「負担」を大きく上回り、その不均衡が長期にわたって将来世代に先送りされているという構造的な問題にあり、歳出・歳入両面から財政健全化のための改革が必要である（図表 I-3-4 参照）。

一般会計税収が5年連続で過去最高を記録し、財政健全化への道筋を見通すことができるようになりつつある現状は、健全化の取組を着実に進捗させ、有事や危機に備えた財政余力を回復するためのまたとない好機であり、これを逸してはならない。

わが国の財政に対する信認を確保し、持続的な経済成長を実現するためにも、政府は財政健全化の道筋と計画を明確にし、全力で取り組む必要がある。そのためには、政策の優先順位を明確にするとともに、スクラップ・アンド・ビルドを断行すること、国・地方ともにエビデンスに基づいた政策立案を促進し、効果的・効率的で成果志向 (Outcome-Oriented) な支出を徹底すること、そして、受益と負担の適正化を図ることによって財政資源の最適配分を実現することが不可欠である。

(社会保障制度改革)

社会保障については、医療・介護等のサービス提供体制の効率化、給付の範囲・水準の適正化により、真に必要なところへの給付の重点化や効率化を進め、現役世代の負担が相対的に重いとされる社会保険料の水準の抑制に取り組むべきである。

併せて、制度の担い手の拡大、給付に際しての所得制限の導入や負担能力に応じた自己負担の設定等により、給付と負担のアンバランスを解消し、将来世代まで国民が安心して生活を送ることが可能となるよう、持続可能な制度の構築が強く求められている。

(国民負担のあり方・税と社会保険料の役割分担)

今後、歳出の重点化・効率化を徹底したとしても、高齢化の進行による社会保障関係費の増加、少子化対策・こども政策や国際環境変化への対応に必要な経費の増加も見込まれる中、その負担について、これ以上の先送りは許されず、責任ある議論が必要である。

その場合、国民負担のあり方については、税と社会保険料との役割分担が重要であるが、社会保険料は、本来、年金や医療のように、負担と受益(給付)との関係が明確で保険原理が働く分野に適したものであり、社会の構成員全体に便益が及ぶ公共サービスの財源としては、国民が広く公平に負担する税によることが望ましい。

本来財源を税に求めるべき性格のものについて、税に比べて抵抗感が小さい社会保険により徴収することは、安易な財政支出増につながりかねないだけでなく、社会保険制度に対する不信感、世代内・世代間の不公平感を増大させる可能性がある。

(政府の役割・独立財政機関)

財政健全化の取組を進めるに当たっては、政府は、受益者であり納税者でもある国民に対して、極めて厳しい日本の財政の現状や諸外国の状況等について分かりやすく説明し、

税財政を通じた受益と負担の関係や各種政策の効率性・効果に関する理解を促すことが重要である。

政権の枠組みがいかなるものであろうとも、財政の健全化は先送りの許されない課題であり、政治においても、国民に対して、受益の抑制・負担増という厳しい道が避けられないことを正面から訴え、理解と協力を求める姿勢が不可欠である。

国民においても、財源の裏付けがなく効果も乏しいバラマキ的な政策や受益と負担のアンバランスは将来世代への付け回しにほかならないことを認識すべきである。

財政再建に向けた取組の一里塚とされる国・地方を合わせた 2025 年度 PB（プライマリーバランス）黒字化は、補正予算の編成等により達成が困難となり、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」では、2025 年度から 2026 年度を通じて可能な限り早期の PB 黒字化を目指すとして実質的に先送りされている。

規模ありきの財政出動を慎み、PB 黒字化を達成することは財政健全化に向けた決意を示す意味で重要であるが、それにとどまらず債務残高対 GDP 比の引下げ目標を設定し、着実に取組を進めていく必要がある。

その際、政府が現実的な見通しに基づくロードマップと強力なコミットメントを示すことが重要であり、こうした取組を客観的に点検・評価し、着実に進捗させるため、諸外国の制度等も参考に、予算要求時における事業効果に関するエビデンスの提示を徹底することや独立財政機関の設置など、財政健全化の取組を担保する仕組みや組織のあり方についても検討を進めるべきである。

Ⅱ. 税制改革の基本的視点

1. 基本的視点

わが国の経済・社会が直面している構造問題を踏まえ、あるべき税制の検討に当たっての基本的視点を述べる。

第 1 の視点は経済活力に資する税制の構築である。わが国の企業の国際競争力を強化するとともに、日本の立地競争力を高め、外国企業の国内への投資を呼び込むためには、税制がグローバルな事業展開、企業の立地選択を阻害することがないよう、法人税の税率、課税ベースをはじめとして、国際的に調和のとれた（イコルフッティングな）制度を構築することが肝要である。

また、イノベーション、DX、GX などの重点分野への前向きな投資を促進することにより企業の収益力の強化、生産性の向上を後押しし、その分配としての構造的な賃上げを実現するほか、企業・ビジネスの新陳代謝、スタートアップへの投資など経済活力を生み出す企業行動を誘導する手法の一つとして、政策税制を効果的に活用することが求められる。さらに、脱炭素社会の実現に向けた行動変容と経済活力、企業の競争力強化を両立できるように、カーボンプライシングの仕組みについても適切な制度設計・運用が期待される。

個人課税においても、女性や高齢者の活躍を推進するとともに、雇用の流動化、リカレントなど、成長分野への人材移動を円滑化する観点からも、働き方に中立的な税制を構築することが重要な課題となっている。

なお、経済活力の強化のための政策税制の活用にあたっては、特定の政策目的の実現のために有効性、必要性が認められるものであるかを十分に吟味し、他の政策手段との優先度、組合せなどについても検討することが必要である。各種の租税特別措置については、EBPM の観点から客観的なデータに基づく効果検証を行い、効果の乏しい措置については廃止するなど、スクラップ&ビルドを徹底する必要がある。その際、十分な活用実績が見られない政策税制については、手続面等での障害を検証し、利用されやすい制度とすることも重要である。

第2の視点は財源調達機能の強化である。公共サービスの提供のための費用は税により賄われるのが原則である。今後、高齢化の進行による社会保障関係費の増加が避けられず、少子化対策・こども政策や国際環境変化への対応に必要な経費の増加も見込まれる中、バランスの取れた税体系を構築し、超高齢社会における安定的な財源の確保に努めるべきである（図表Ⅱ-1(1)参照）。

少子化対策、高齢化の進行による負担増は、現役世代や企業だけでなく、広く国民が分かち合うべきものである。消費税は国民が広く負担し、景気に左右されにくい安定的な税であり、経済活動・国際取引に対する中立性を損なわないという利点を有していることから、社会保障財源として最も相応しいものである。

少子化対策の財源として、「子ども・子育て支援金制度」が創設され、2026年度から公的医療保険の保険料とあわせて徴収されることとなったが、人口減少、少子・高齢化時代における全世代型社会保障制度を支える財源としては消費税によることが望ましい。

また、消費税とともにわが国の税制において基幹的な地位を占めている所得税についても税収調達機能の回復という観点から検討することが重要である。

防衛力の抜本的な強化等に係る財源確保のための税制措置として、令和7年度改正では防衛特別法人税の創設及びたばこ税の見直しが決定されたが、防衛力強化の受益が広く国民に及ぶものであることを踏まえ、所得税による財源調達についても引き続き検討する必要がある。

第3の視点は財政責任を伴った地方財政運営を推進する税制の構築である。地方財政の規律を強化し、責任を伴った行財政運営を実現するためにも地方税における応益課税の性格を強める必要がある。

地方財政支出が福祉・医療・教育など住民の生活に密着した行政サービスにウェートを移している現在、受益に応じた負担という観点から、法人に対する課税から個人に対する課税へとウェートを移していくべきである（図表Ⅱ-1(2)参照）。

また、地方税制における法人課税の比重が高いことは、デジタル化の急速な進展等に伴って税源偏在の拡大にもつながっており、こうした税源の偏在、東京一極集中の加速化は、行政サービスの地域間格差をもたらすこととなる。

地方自治体が住民の生活に身近な基礎的行政サービスを安定的に供給するための財源を確保できるよう、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築する必要がある。こうした観点から、地方消費税の充実など、地方税の抜本的な改革に取り組むべきである。

2. 租税原則を重視した税制の構築

あるべき税制の検討に当たっては、上記のような構造問題への対応という視点に加えて、公平・中立・簡素という税制の基本原則に立ち返り、中長期的な方向性を検討する必要がある。

税負担のあり方に関しては、負担能力に応じて税を分かち合うことが公平であるという「応能原則」と公的サービスの受益に応じて負担すべきという「応益原則」という2つの考え方がある。また、担税力に応じた負担の公平については、経済力が同等の人々は等しく負担すべきであるという「水平的公平」、大きな経済力を持つ人はより多く負担すべきであるという「垂直的公平」の二つの概念がある。

税制を通じた所得の再分配（垂直的公平の実現）は、主として所得税の累進課税制度が担っているが、税財政を通じた再分配政策、格差への対応において所得税はどのような役割を果たすべきかについて、また、富の集中抑制という機能を担っている相続税・贈与税など、資産課税の位置づけについても検討が必要である。

さらに、受益と負担のバランスの観点からは、現在世代と将来世代との間で「世代間の公平」が確保されることが重要であり、負担の先送りが行われないようにするためにも財源調達機能が十分に発揮されるような税制の構築が必要である。

中立の原則は、税が個人や企業の選択・活動に対して与える影響を極力小さくすべきとするものである。所得税については、雇用・就労形態の多様化が進む中で、ライフコースや働き方を柔軟に選択できるよう、婚姻、働き方、所得の稼得形態に対する中立性を確保し、税制が個人の行動選択にゆがみを与えないようにすることが重要となっている。

消費税は、所得の稼得形態、ライフサイクルに伴う所得の変動にかかわらず、消費活動に対する負担を求める税であることから、経済活動に中立的で高齢者にも相応の負担を求めることができるという利点を有している。

また、法人税についても、企業の投資、事業形態、立地選択等に対する中立性を確保することが重要であり、国際的に調和のとれた税制を構築することでイコールフットイングを実現する必要がある。

簡素の原則は、納税者にとって理解しやすく、徴税・納税双方のコストができるだけ小さくなるような仕組みが望ましいというものである。

わが国の現行税制は、国・地方を通じて多数の税目から構成され、特定の政策目的を達成するための租税特別措置の存在、社会政策的な配慮や租税回避防止の観点からの改正などにより複雑なものとなっている。経済・社会情勢の変化に伴い意義の低下した制度、機能が重複する税目・制度の廃止、租税特別措置の整理・合理化など、税制の簡素化に向けた見直しを不断に行うとともに、デジタルを活用した申告・納税手続の利便性向上により、税務執行・納税事務コストの低減を図ることが重要である。

III. 税体系

わが国の課税バランス（所得・消費・資産等の税收構成比：国税・地方税計）は、令和7年度（予算・見込み）で、個人所得課税が29.5%、法人所得課税が24.7%、消費課税が32.7%、資産課税が13.1%となっている（図表Ⅲ-1 参照）。

消費税の税収（国・地方）は 30 兆円を超え過去最高となっている。その税収は年金・医療・介護の社会保障給付及び少子化に対処するための施策に要する経費に充てることとされているが、税率 10%への引上げ後においてもこれらの社会保障 4 経費を賄うことができておらず、10%という税率は国際的には依然として低い水準である（図表Ⅲ-2 参照）。消費税は現役世代に負担が集中せず、高齢者も含めた全世代で負担を分かち合うことができるため、超高齢社会の財政を支える基幹税として相応しいものであり、更なる税率の引上げを検討する必要がある。

消費税とともにわが国の税体系において基幹的な地位を占めている所得税の税収は、最高税率の引上げ、諸控除の改正等の税制改正、賃金・配当等の伸びもあって増加傾向にあり、令和 6 年度では 21 兆 2086 億円となっている（図表Ⅲ-3 参照）。しかしながら、所得税の税収調達能力は、税率構造のフラット化・税源移譲等の構造的な要因によって長期的に低下しており、税収もピーク時の水準を回復するには至っていない。

わが国の税体系の特徴の一つは法人所得課税の比率が高いことである（図表Ⅲ-4 参照）。国税における法人税収は、令和 6 年度では 17 兆 9102 億円と、好調な企業業績等を反映してバブル期に迫る水準となっている。また、地方税においても、地方法人二税（法人住民税及び法人事業税）が一定のウェートを占めている。

今後の日本を支える税体系としては、所得に対する課税、消費に対する課税、資産に対する課税のバランスを図りつつ、消費税率の引上げにより、広く全世代が負担することに加えて、景気に左右されにくい財源を確保するとともに、所得税がもつ税収調達機能の回復を視野に入れ、消費税と所得税を両輪とした税体系を構築するべきである。

<各論>

IV. 所得税

1. 税収調達機能

わが国の所得税は、バブル経済前後の減税、三位一体の改革に伴う国から地方への税源移譲などの結果、1980年度以降の税制改正による累積減収額は約10兆円に達する。長期の視点からみた場合の所得税の税収調達機能は弱まっている(図表Ⅳ-1(1)、(2)参照)ことから、税収調達機能の面で所得税が担う役割について検討することが重要である。

2. 所得再分配機能

消費税導入に伴う抜本税制改革以降の税率構造のフラット化、分離課税の対象となる所得のウェートの増加により、所得税の再分配機能も低下してきたが、2010年代に入ってから最高税率の引上げ、給与所得控除の縮小、配偶者控除及び配偶者特別控除に関する所得制限の導入等の改正によって再分配機能は回復傾向にある(図表Ⅳ-2参照)。しかしながら、所得格差が拡大しているといわれる現状において、所得再分配はどうあるべきか、その中で所得税はどのような役割を果たすべきかについては、引き続き議論を深めていく必要がある。

3. 所得税の負担構造

わが国の所得税の納税者は約5,300万人と推計されているが、そのうち5%・10%の低税率が適用される者の割合が約77%(令和6年度予算ベース)に達しており、所得税の負担割合も先進国の中でも低く抑えられている(図表Ⅳ-3(1)、(2)参照)。

一方で、給与所得者についてみると、年収1,000万円超の者(5.5%)が税額の53.2%を負担しているなど、高所得者層に負担が偏在する構造が顕著になっている(図表Ⅳ-3(3)参照)。

2000年代に入ってから実施された税源移譲に伴う税率ブラケットの見直し、最高税率の45%への引上げにより累進性が強化されてきたが、今後、低税率適用の所得ブラケット幅の縮小などについて検討する必要がある。

所得税法は、納税者の担税力に応じた課税を実現するため、所得をその性質に応じて区分したうえで所得金額を計算するとともに、各種の控除により個々の事情に配慮するという仕組みを採用しており、所得税の負担構造は、税率やブラケットのみならず、各種控除の設定、総合課税・分離課税といった課税方式などの要因によっても影響を受ける。

令和7年度改正において、「物価上昇局面における税負担調整及び就業調整への対応」として、基礎控除及び給与所得控除の引上げが行われた。あわせて低中所得者層の負担に配慮して収入階層に応じた基礎控除額の上乗せ措置が講じられている。

基礎控除等の人的控除については、最低限度の生活の原資に対する課税を控えるなどの目的があるとされているが、これらの所得控除の水準は所得税の課税最低限を設定する意義を有することから、公共サービスを賄うための費用を国民が広く分かち合う必要性という観点も含めて検討されるべきであり、上述のような所得税の負担構造に鑑みれば、物価変動に応じた調整分を超えて課税最低限を引き上げることは慎重な検討を要する。

また、所得控除は低所得者層よりも高所得者層に相対的に大きな税負担減の効果をもたらすことに鑑み、収入・所得金額に応じた控除額の格差が設けられることとされたが、これにより制度の複雑化、納税事務負担の増加をもたらすものとなっている。

こうした観点から、今後、税収調達機能・所得再分配機能の回復を中心とした所得税改革の中で、各種所得控除を整理し、税額控除制度に転換することが検討されるべきである。

さらに、低所得者層、子育て勤労世帯などに対する重点的な支援を行うとともに、勤労へのディスインセンティブを緩和する仕組みとして、税と社会保障を一体化した制度（給付付き税額控除）の導入に向けて検討が進められるべきである。

このほか、所得税の負担構造を検討するに当たっては、金融所得をはじめとする資産性所得に対する課税のあり方（総合課税・分離課税、適用税率）についても考慮する必要がある。

4. 働き方・ライフコースに中立的な税制

4-1. 働き方の多様化と所得税の課題

所得税法上、労務の対価は、給与所得、退職所得、事業所得、雑所得等に区分され、所得の種類に応じた控除、課税方式が適用されることとなるが、近年、正社員中心の雇用体系から派遣・契約社員、フリーランスや個人業務請負、副業・兼業の増加、テレワーク・リモート勤務の普及など就労形態の多様化が進み、長期雇用・年功賃金といった慣行にも変化がみられるなど、雇用・就労形態、給与・報酬等の支払い方法が多様化し、その区分も流動化している。

また、いわゆる「年収の壁」を意識することなく働くことができる環境を整備する観点から、税制、社会保障制度、企業の配偶者手当など幅広く総合的な検討が求められている。税制面では、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しにより、この問題への対応がなされてきたが、雇用・就労形態の多様化が進む中で、ライフコースに合わせた働き方を柔軟に選択できるよう、働き方、婚姻、所得の稼得形態に対する中立性を確保する観点から、課税単位や課税方式のあり方も含めて検討を進めることが重要である。

4-2. 給与所得控除

給与所得控除は、給与所得者の勤務関連支出の概算控除、他の種類の所得との負担調整という趣旨から設けられているものであるが、労務の提供において従属的な立場にあり、空間的・時間的な拘束を受けるという伝統的な給与所得者像は変容しており、事業所得・雑所得等として課税されているフリーランスや請負などとの区分も流動的なものとなっている。

令和7年度改正では物価上昇等への対応として最低保障額が10万円引き上げられたが、これまで、給与所得控除から基礎控除への振替、控除上限額の設定・引下げ、特定支出控除制度の拡充などが行われてきたところであり、今後においても、働き方に対する中立性確保の観点から、給与所得控除の水準、特定支出控除制度の対象となる支出の拡大などについて引き続き検討する必要がある。

4-3. 退職金課税

退職一時金については、長年にわたる勤労の対価の後払いという性格、退職後の生活の保障という機能を有していることから、所得税の課税上、退職所得として、特別な控除、2分の1分離課税という優遇措置が講じられている。長期継続雇用という慣行が崩れつつあ

り、退職に伴う給付の受取方法（前払い・年金・一時金）も多様化している中、こうした雇用慣行の変化や支給形態の多様化に対して課税の中立性を確保する観点から、退職金課税のあり方についても見直す必要がある。

4-4. 年金課税

年金（公的年金・私的年金）については、拠出時は所得控除（社会保険料控除、小規模企業共済掛金等控除）の適用、運用益は非課税、給付時は雑所得として公的年金等控除が適用され、拠出・運用・給付の各段階で課税が減免される仕組みになっている。

平成 24 年の税制抜本改革法で「年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う」とされ、平成 30 年度改正において、公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合の控除額に上限が設けられるとともに、年金以外に高額収入がある年金受給者の控除額引下げが行われた。令和 7 年度改正では、働き方や勤務先の企業年金の有無、形態による差異を解消する観点から、DC・iDeCo 等の拠出限度額見直しが行われた。

今後においても、世代間・世代内の公平性、退職時給付に対する課税の中立性の観点から、共通の非課税拠出枠や個人退職勘定制度を設けるなど諸外国の制度も参考としつつ、各種年金の拠出・運用・給付を通じて適正な税負担が実現されるよう課税のあり方を検討する必要がある。

5. 金融所得課税の一元化

金融所得課税の一元化については、公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等に係る所得等の損益通算が可能とされている。今後とも、金融所得に対する課税の中立性を確保し、制度の簡素化を進めるとともに、金融・資本市場の国際競争力の強化によって、日本経済の活性化を図っていくことが必要である。

ただし、金融所得について比例税率により分離課税する現行制度に対しては、公平性の観点から課税方式・適用税率を見直すべきという意見もある。金融所得の分離課税制度は、高所得者層の税負担率を低下させ、「1 億円の壁」といわれる現象が生じている要因の一つともなっており、こうした状況も踏まえて令和 5 年度改正において「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」のための措置が講じられたところである。今後、この改正による効果について注視するとともに、金融所得課税のあり方に関して引き続き検討が行われることが望まれる（図表Ⅳ-5 参照）。

V. 相続税・贈与税

相続税は、平成 25 年度改正において基礎控除の引下げ、最高税率の引上げなどが行われたことによって、その機能は一定程度の回復が図られた（図表Ⅴ-1 参照）。今後とも、税制全体を通じた再分配機能の発揮、格差の固定防止という観点から、富の集中抑制という機能が合理的、かつ、適正に果たされるよう、相続税のあり方について検討するとともに、富の社会還元という観点も含め国民の納得感、理解を得られるようにすることが重要である。

贈与税は、生前贈与による相続税負担の回避を防止するという意味で、相続税を補完する役割を果たしているが、当事者のニーズに即した財産の移転を可能とするためには、資産の移転時期にかかわらず生前贈与と相続を通じた税負担が一定となることが望ましい。令和 5 年度改正では、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」を目指す観点から、贈与

税の暦年課税制度（相続財産への加算期間の延長）、相続時精算課税制度の見直しが行われたところであるが、相続税・贈与税の一体化に向けて引き続き検討が必要である。

また、結婚、子育て、教育、住宅取得資金などの一括贈与に係る非課税措置は、高齢者が保有する資産の早期移転、有効活用を通して経済社会の活性化に資するという政策目的から講じられているものであるが、過度の優遇は格差の固定化につながる等の問題もあるため、所要の見直しが行われてきた。今後も制度の利用状況等を踏まえて廃止も含めた見直しを行う必要がある。

個人又は法人の事業の円滑な承継は、雇用の維持や地方経済の活性化に資するものであり税制上の配慮の必要性は認められるが、同族承継に対する過度の優遇は、非効率な経営の温存、新陳代謝の阻害につながる面もあることから、M&Aによる第三者への事業引継ぎ、統合等とのバランスも考慮しつつ、事業承継税制のあり方について、その適用状況及び政策効果の検証を踏まえた検討が必要である。

VI. 法人税

1. 経済成長を促す法人税制の構築

日本経済の成長を促進するためには、企業の国際競争力を強化し、企業がわが国の経済成長のエンジンとして十分な役割を果たせるように環境整備を行わなければならない。

また、国際的に魅力ある市場として日本の立地競争力を高めていくには、企業の経営環境を改善するための政策を総合的に進めていくことが重要であるが、わが国の対内直接投資の対 GDP 比は極めて低い水準で推移している（図表VI-1 参照）。

企業活動や投資環境に影響を与える要因には人件費等のビジネスコスト、人材確保、行政手続や許認可等の規制、市場の成長性などがあるが、法人税制も重要なソフトインフラである。この点は、当協会が会員を対象に実施した調査でも、法人税制が企業活動に与える影響は大きいとの回答が多く寄せられている。

平成 27 年度以降実施された「成長志向の法人税改革」においては、税収中立の方針の下で税率の引下げと課税ベースの拡大が行われ、わが国の法人課税（国・地方）の実効税率は、平成 27 年度 32.11%（国・地方合計）、平成 28 年度 29.97%（△2.14%）、平成 30 年度以降は 29.74%（△0.23%）に引き下げられた（なお、防衛特別法人税の創設により、令和 8 年度以降の対象企業の実効税率は、30.64%となる）。

とはいえ、国際的に見た場合、わが国の法人実効税率は依然として高い水準にある（OECD 加盟国の法人実効税率の平均値は 23.7%：図表VI-2 参照）。日本企業による国内投資を後押しし、海外の競合企業に対する競争力を確保するとともに、外国企業の国内への投資を促進する観点から、実効税率については少なくとも現在の水準にとどめる必要がある。

今後においては、前向きな投資や賃上げに積極的に取り組む企業を後押しするようなメリハリのある税制を志向すべきであり、例えば、イノベーション、知的財産権形成への投資、戦略物資の国内生産、スタートアップ支援、「人への投資」など、経済成長の原動力となる企業活動を誘導・促進する税制について重点的に整備・拡充を図る一方、租税特別措置全般についてスクラップ&ビルドを徹底することでその財源をねん出することも重要である。

2. 国際的に調和する法人税制

わが国の税体系において法人税は大きな比重を占めており、その税収調達機能への期待は大きい。しかし、企業の競争力を高めるとともに、日本の立地競争力を強化することによって日本経済の成長を促すためにも、法人税制は、国際的に調和のとれたものでなければならない。

グローバルミニマム課税制度（第2の柱）に関する国際的合意の実施により、各国・地域間の税率引下げ競争に歯止めがかかることが期待されているが、米国の動向など、先行きの不透明感もあり、実効税率の水準については、主要国における法人税制の見直しなども慎重に見極める必要がある。また、課税ベース等を含めた他の仕組みについても、国際的に調和のとれた（イコルフッティングな）ものとするのが肝要である。

3. イノベーション・スタートアップの支援

科学技術・イノベーションは、わが国や世界が直面する社会課題を解決し、経済成長のエンジンへと転換する原動力となりうるものである。とりわけ、少子化により労働力人口がますます減少していくわが国においては、持続的な経済成長を実現するため、生産性向上が不可欠であり、IoT・AI、これに関連するハードウェア及びソフトウェアなどのデジタル化を主導する最先端の技術分野や関連産業等の戦略分野におけるイノベーションの重要性は更に高まっている。また、わが国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する観点から、競争力の源泉となる知的財産の創出等に向けた研究開発投資を促すことも重要となっている。

科学技術・イノベーションがもたらす恩恵は、その担い手である企業や研究機関のみならず、広く国民や社会・地域に還元され、持続的な経済成長、日本の立地競争力の強化に寄与するものであることから、企業の研究開発投資に対する税制面の支援措置についても、基礎研究、人材育成から社会実装までの各フェーズにおいてその効果が発揮されるよう、必要な見直し・拡充を加えていくことが望ましい。

研究開発税制については、オープンイノベーション型の創設、控除率・控除上限の見直し、対象となる試験研究費の範囲拡大などの整備・拡充が図られてきたが、計画的な研究開発投資を可能とするため、恒久的な制度として安定的な支援を行うとともに、戦略的なイノベーション活動をインプット面から推進するものとして、イノベーションの動向、適用状況なども踏まえ、対象範囲の見直しや手続要件の簡素化を行っていくことが必要である。

また、事業創成期においては、多額の研究開発投資を必要とし欠損が生じることが少なくないため、本税制の活用が困難であることに鑑み、スタートアップを支援する観点から、控除額の繰越制度の復活、還付制度の創設についても検討すべきである。

これに加えて、アウトプット面における措置として、令和6年度改正において、イノベーションの成果である知的財産権から得られる所得に対する優遇措置であるイノベーションボックス税制（イノベーション拠点税制）が導入された。同制度は、OECD/BEPS 報告書で示されたネクサス・アプローチに従い、知的財産権に由来する所得のうち企業が国内で自ら行った研究開発に対応する部分を控除対象とするものであるが、新たな投資によるイノベーションのスパイラルアップ効果が発揮されるよう、今後の制度改正に当たっては、これらの知的財産権を活用した製品の販売による所得も対象に加えるなど、適用範囲の拡大を検討すべきである。

日本の開業率・廃業率は欧米先進国と比べて低く、このことは、事業の新陳代謝が低いことを意味している。わが国でも、より多くの企業や個人が創業できるよう、令和5年度

改正によりスタートアップ関連の税制が整備され、スタートアップ企業に対する資金供給や共同研究を支援するための措置が盛り込まれたが、今後も、新たな産業を創出するための政策展開において税制も重要な役割を果たすことが期待される。新しく生まれた企業が発展していくためにも、スタートアップ（プレシード・シード期）や出口戦略だけでなく、企業の成長フェーズに合った支援を行うことも必要である。

近年、地域経済の活性化において、地元の既存企業を育成するという「エコノミックガーデニング」を推進することの重要性が指摘されているが、マーケティング、経営組織改善、人材の育成など、政策税制の対象を拡大することも検討すべきである。

4. 企業会計基準のコンバージェンスと法人税制

わが国における企業会計基準の国際財務報告基準(IFRS)へのコンバージェンスが進展している。また、連結財務諸表においてIFRSを適用する法人が増加しており、現在、日本基準、米国基準、IFRS、修正国際基準の4種類の会計基準が選択適用されている。

企業会計のルールと法人税の課税所得の関係については、課税所得の計算の信頼性、客観性及び簡便性を担保する観点から、会社法上の確定決算に基づき課税所得の計算を行う、いわゆる確定決算主義がとられている。

確定決算主義は法的安定性・納税コストの節約をもたらすことに意義があるとされてきたが、近年、法人税法における課税ベースの拡大、企業会計基準のIFRSへのコンバージェンスなどにより、会計基準と課税所得計算の乖離が拡大し、その調整のための企業の事務負担も増大している。

令和5年度改正で導入された「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」制度においても、適用対象となる構成事業体の判定、国・地域別の実効税率の計算等において財務諸表上の数値を基礎とすることとされている。また、同制度は、「コモン・アプローチ」と位置付けられ、OECDモデルルール、コメンタリー、ガイダンス等に整合する形で実施・運用することが求められているが、国内法の制度とOECDモデルルール等との間で内容、タイミングが一致しないことによるリスクも生じうる。

今後も、企業会計基準のコンバージェンスに伴う会計基準の制定・改廃、国際的課税ルールを受容が行われる場合において、経済活動に対する新たなコスト・課税上の負担の増加につながることはないよう、また、企業が過大な事務負担を負うことがないよう、確定決算主義の枠組みは維持しつつ、法人税制において柔軟に対応する必要がある。

5. グループ通算制度

令和2年度改正において連結納税制度からグループ通算制度への移行がなされ、令和4年度より適用が開始されている。グループ通算制度は、企業グループの一体的経営に資するという連結納税制度の導入目的を維持しつつ、制度の簡素化により事務負担の軽減を図る観点から見直しが行われたものであるが、従前に比して事務負担は軽減されていないという意見もある。制度移行の趣旨を踏まえた適切な運用が行われるよう注視しつつ、更なる簡素化の観点から制度改正を検討していく必要がある。また、地方税における導入をはじめ、改正前より継続して議論されていた課題については、新たな制度の下でも運用実態を踏まえた検討が必要である。

6. その他

6-1. 受取配当の益金不算入の見直し

法人が受け取る配当について、持株割合 3 分の 1 超の株式の配当の場合は、その全額が益金不算入、3 分の 1 以下 5% 超の場合にはその 50%、5% 以下の場合にはその 20% が益金不算入とされている。

法人間の受取配当は、二重課税防止の観点から課税することには問題がある。さらにわが国の税制は、課税ベースの拡大の一環として益金不算入割合の引下げが行われ、欧米諸国に比較しても厳しいものとなっており、国際的に調和した制度を検討する必要がある。

特に、関連法人株式等（持株割合 3 分の 1 超 100% 未満）の受取配当益金不算入に係る負債利子控除を撤廃することが望ましい。

なお、外国子会社からの受取配当金についても、海外に留保されていた資金を国内に還流させ、設備投資・研究開発、賃上げ等への活用を促進する観点から、全額益金不算入とするとともに、対象となる外国子会社の要件とされている持株割合 25% については、諸外国の例も参考にこれを引き下げることも必要である。

6-2. 欠損金の繰越控除期間の延長等

法人税における欠損金の繰戻還付・繰越控除制度は、課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度として、企業規模にかかわらず認められるべきものであり、諸外国にも存在する税制である。

大法人を対象とした繰越欠損金の控除限度額は、税率引下げの見合いで行われた課税ベースの拡大として段階的に引き下げられた（平成 30 年度以降は所得金額の 50%）が、欠損金の繰越控除期間（平成 30 年度以降は 10 年）は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オーストラリア（ともに無制限）に比較して短い。より長期間で法人税の負担の平準化を図る観点から、これを延長することが必要である。

欠損金の繰戻還付制度についても、平成 4 年に財源不足への対応として不適用措置が講じられ、その後、中小企業については解除されたが、大法人については凍結が続いている。大法人についても不適用措置を解除するとともに、繰戻期間（1 年）の延長を行う必要がある。

6-3. 中小・小規模企業税制

中小法人（資本金 1 億円以下）に対しては、15% の軽減税率（所得金額 800 万円以下の部分に適用）をはじめとして多くの優遇措置が講じられている。そのため、多額の所得があり、担税力が弱いとは言い難い中小法人も一律に軽減税率が適用されるほか、税負担減少のための減資、中小法人に対する優遇税制（少額減価償却資産の一括償却、経営強化・投資促進税制）を利用した節税などの問題も生じている。

平成 29 年度改正において、多額の所得がある中小法人について一定の優遇措置の適用対象から除外する等の見直しが行われ、令和 6 年度改正では中堅・中小グループ化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の拡充、常時使用従業員数 2,000 人以下の企業を「中堅企業」として優遇措置の対象とする措置が講じられた。

今後においても、一律に資本金基準により中小企業の税負担を軽減するのではなく、中小企業の生産性向上・経営資源の集約による成長を後押しし、新たな産業の創出、地域経済

の活性化にも資するものとなるよう、税制優遇の対象、要件等について検討する必要がある。

VII. 国際課税

（本項目については「国際課税に関する用語の説明」（本冊子 64 頁以降に記載）を併せてご参照下さい。本文中に*を付している用語につき説明しています。）

1. グローバル化・デジタル化時代の国際課税制度のあり方

経済・社会の国際化とデジタル化が進展する中、各国が異なる税制を立法し執行することにより、同一の経済活動に対して複数回にわたり課税が行われ、あるいは全く課税が行われない状況が生じる。このような状況を解消するために、各国は国内法と租税条約*により対処してきた。特に租税条約に関しては、二国間条約の改定や多数国間条約を含む条約の効率的な見直し、情報交換等を通じた執行面の強化が行われてきた。

OECD/G20 では、デジタル化への対応をまとめるべく、Inclusive Framework on BEPS (BEPS 包摂的枠組み, IF)*を通じた国・地域間の協調が進展してきたが、近年では、自国利益優先の立場の強調や、グローバルサウスの台頭により、各国の利害の対立も先鋭化しつつある。

このため、既存の合意の実現が困難になり、さらには、OECD が主導する今後の合意形成の持続性にも不確実性が増している。しかし、今日の国際課税上の問題は、特定の国や地域のみによる解決は困難であり、引き続き世界的な合意形成ないし協調を経たうえで国内法及び租税条約（二国間又は多数国間のもの）を通じて解決を図ることが望まれる。

最近の国際課税上の対応においては、税の抜け穴防止や、「底辺への競争」を食い止める最低税率の維持に力点が置かれてきた。このため、租税回避防止措置が重層的に用意され、デジタル化への対応とあいまって、企業の事務負担が恒常的に非常に大きくなっている。

むろんわが国の国際課税分野における第一の課題は、国際的二重課税の効果的な排除を通じて、自国企業の海外展開を支えつつ、投資交流を阻害しない税制を構築することである。課税の重複や過重な事務負担の継続が、企業の技術革新を通じた価値創造の妨げとなり、国際的な競争力を高める上での足かせとならぬよう、グローバルな合意形成や国内法上の措置の導入に際しては、一層の配慮や見直しが望まれる。

2. 租税条約改正の推進

経済のグローバル化とデジタル化が進展する中、国や地域間の二重課税を排除する租税条約は不可欠なものである。経済環境の変化に即応しつつ、投資交流が一層拡大するよう租税条約の新規締結や改定、対応する国内法の改正など環境整備を図ることが重要である。日米租税条約（2019 年 9 月改正議定書発効）はもとより、経済関係が強まっているアジア諸国に加え、今後投資交流の活発化が見込まれる国々との条約改正・締結交渉を引き続き推進する必要がある。

租税条約上の個別の議論では、役務提供、親子会社間の配当、使用料、貸付金の利子に対する源泉税の免除や引下げ等の負担軽減措置と、移転価格税制に関する対応的調整義務*の条約への明記は、資本及び投資の国際的な交流を支える重要な役割を果たすことになることから、引き続き促進する必要がある。

特に役務提供関連の所得については、顧客所在地で源泉地国課税ができるように求める途上国・新興国の動向が顕在化し、不確実性が高まっている。これらの国の執行面の不安定性とあいまって、わが国の企業にとって懸念材料となっている。

既に幾つかの租税条約で、濫用防止規定*の導入を終えているが、今後の更なる整備に当たっては、経済的合理性のある取引には適用されない定めとしつつ、納税者の予測可能性と法的安定性が確保されるように適用要件を明確にするとともに、特に諸外国での恣意的な執行の防止を図っていくべきである。

多数国間条約のうち、税務行政執行共助条約（2013年に国内発効）の定めが、納税者の海外への資産隠しと「逃げ得」を許さない執行協力の土台を提供している。また、BEPS防止措置実施条約（2019年に国内発効）は、租税条約の濫用への対処などの効率的な実施を可能にした。最近では、居住地国側での税率が9%に満たない場合に途上国（源泉地国）が9%まで課税できるとする準則（STTR*）を既存の条約に反映させるための多数国間条約が署名のために開放されている（2023年9月）。

グローバル企業が物理的拠点を置かない市場国に一定の課税権を配分する措置（第1の柱・利益A）の実現に向けた多数国間条約の文案（2023年10月）は、その署名のための開放を前にして頓挫したままである。こうした状況の下で、各国の国内的措置の乱発や多数決原理による強引な意思決定が押し通されることがないように、簡素で調和のとれた合意の実現に向けて、わが国も主体的に関与していくことが強く望まれる。

3. 外国税額控除制度*

わが国の外国税額控除制度は、外国法人税の額のうち、控除対象外国法人税の額とされるものに関し、所定の控除限度額の範囲で、納税者が同制度を適用し、国際的二重課税を排除するものである。

控除対象外国法人税の額から除かれる項目には、法人税法等において税を課されない金額に対し課された所定の外国法人税が含まれるところ、近年の改正でこうした除外項目への追加が続いた。わが国における制度の首尾一貫性を維持し、課税権を確保するための外国税額控除の制限は正当化されるものの、制度が過度に予防的となり、国際的に事業を展開するわが国の企業の競争力を損なうことがあってはならない。国際的に受け容れられ難い外国の税制や租税条約の趣旨・目的に反する一方的な課税により二重課税が生じている場合には、その負担をわが国の企業に押しつける結果とならないよう、相互協議による問題解決のほか、必要に応じ、国際法に基づき採りうる正当な措置を含めた対応が図られるべきである。納税者が外国税額控除制度の適用対象となるか否かの予測可能性の確保は、引き続き重要となる。

控除限度額の管理に関しては、わが国は、一括限度額方式*を採用しつつ、控除枠の彼此流用（＝居住地国課税の阻止）を防止する措置を講じている。現行の一括限度額方式は合理的かつ簡素であり、これを維持する必要がある。ただし、国際的な二重課税をよりの確に排除するため、控除限度超過額、控除余裕額の繰越期間（3年）を延長することが望まれる。

4. 移転価格税制*

移転価格税制とその支柱を成す独立企業原則における近年の主要な課題は、比較対象を見出しがたい無形資産取引等への適用にある。わが国では、OECD移転価格ガイドラインの改訂に準拠する形で、令和元年度改正で、評価困難な無形資産取引に係る独立企業間価格*に関し、予測から乖離する結果を基に課税する場合の根拠規定（所得相応性基準）*のほか、キャッシュフローの割引計算による評価技法（DCF法）なども整備された。令和4年

には、金融取引と費用分担契約*を中心に事務運営指針が見直された。また、従来から課題と目されてきた寄附金課税との線引き、取引単位のあり方、シークレット・コンパラブル*に対する透明性確保、国外関連者の定義などの問題に加え、伝統的な基本三法についても、引き続き取扱いの明確化や改善を図っていくことが望まれる。

執行面では、「移転価格ガイドブック」の公表など、国税庁により運用の明確化が図られており、今後も、企業の実態と事務負担を十分に踏まえ、国際的取引を阻害しない実務指針の公表が望まれる。予測可能性の確保の観点からは、事前確認制度(APA)*、国別報告書等の文書化制度*、国際的二重課税が生じた場合における紛争解決の仕組みである相互協議手続(MAP)について、その実効性が確保されるよう、処理の促進や企業の事務負担に配慮するとともに、仲裁制度を含む税務当局間のネットワークの拡充を推進し、当局間の見解の不一致により企業が負担を被ることがないようにする必要がある。

直近では、基礎的な販売活動による所得に対する「簡素化・合理化アプローチ」(第1の柱・利益B)への対応が求められる。わが国は、当面これを実施しないこととしているが、日本企業が進出先国において「簡素化・合理化アプローチ」による課税を受け、国際的二重課税が生じた場合には、相互協議手続等の適切な運用によってその解消が図られる必要がある。

5. 外国子会社合算税制

平成29年度改正で、外国子会社合算税制(タックス・ヘイブン対策税制)*は、従来の仕組みを活かしつつも、外国子会社の税負担率が20%(いわゆるトリガー税率)未満か否かを中心に把握する制度から、一定の金融所得や実質的活動のない事業から得る所得、いわゆる受動的所得(特定所得)は合算対象とする一方で、実体ある事業からの所得であれば、子会社の税負担率にかかわらず合算対象外とする制度へと大幅な転換が図られた。併せて、ペーパー・カンパニー(特定外国関係会社)に対する課税は強化された。その後も、ペーパー・カンパニーや合算課税の対象となる所得の範囲、経済活動基準などについて所要の整備がなされている。

取引に着目した判定方法は、納税者の外国子会社への所得移転を効果的に防止できるルールとしてBEPS最終報告書で強調されたことを踏まえて、国内法に反映されたものであるが、主体単位の課税と所得種類に基づく課税とが併存し、制度の複雑化と企業の事務負担の増加をもたらすのみならず、合算対象となる法人とその所得の範囲が大幅に増加しているという指摘もある。加えて、こうした改正の積み重ねにより、外国子会社に利益を留保することによる租税回避防止という立法当初の趣旨が不明確となり、過剰な所得合算(オーバーインクルージョン)などの問題を、納税者が予測しうる解釈論で制御することが困難になっている可能性がある。

また、制度上に従来から残る課題である、非課税所得の範囲等の租税負担割合の取扱い、組織再編成(現物分配を含む)及びグループ企業内の資産移転等があった場合の取扱いなどに関しても、引き続き明確化を図っていく必要がある。

本制度により、日本の国際競争力と日本企業の経済活動に支障が生じないようにすることが肝要である。令和5年度改正で、特定外国関係会社が合算課税を受けない租税負担割合を27%以上に引き下げたことや、令和7年度改正で、事務負担への配慮から合算の時期が変更されたことは評価できる。今後とも、本制度の影響を把握しつつ、外国子会社を介した経済的合理性のある活動が合算課税を受けることがないように適宜見直しを行うとともに、法令の改正に際してはその趣旨を明確にしつつ、納税者へ効果的に情報やガイダンスを提供し、納税コストの最小化を目指すことが重要である。

令和5年度改正により導入された国際最低課税額に係る所得合算ルール（IIR）の適用が開始され、令和7年度改正でそのバックストップ等（UTPR 及び QDMTT）の関連措置も導入され、これらの制度が併存することによる納税者の事務負担は非常に大きくなっている。

例えば、IIR の適用を受ける企業グループにおいては IIR の計算・判定結果を外国子会社合算税制における対象会社の判定にも活用することを認めるなど、抜本的な事務負担軽減策について検討がなされることが望まれる。

6. デジタル経済の進展への適切な対応

進展するデジタル経済に関する課税問題*に関しては、2021 年 10 月に IF において、(1) 課税が行われる国・地域へのネクサス（結びつき）と利益配分に関する原則、及び、(2) 無税・軽課税国への利益移転への対抗、という 2 つの柱について、130 を超える国・地域による合意がなされた。その過程において、わが国は、国際的な枠組みにおける合意形成を促し、また牽引する役割を果たしてきた。

第1の柱は、連結財務諸表上の売上 200 億ユーロ超の多国籍企業の利益率 10%超の部分のうちの 25%（利益 A）に対する課税権を市場国に配分するものであり、これを実現する多数国間条約（MLC）案が公表されたが、署名開放を前にして、米国が離脱を表明し、事実上頓挫している。こうした状況下において、デジタル・サービス・タックス（DST）等が施行又は導入され、これに対する関税を含む対抗措置の応酬が懸念されている。利益 A の実現に向けた調整の可能性は維持すべきであるが、利益 A には、限られた巨大グローバル企業に対する狙い撃ち課税的な性質が否定しきれない（これを差別的課税と見る国もある）上、企業の利得に対する「PE なければ課税なし」との関係など、立法上又は執行上の困難も想定されていたところであり、現状を踏まえれば、協調可能な形でより簡素な解決策を模索することも検討に値する。OECD を中心とする試みが失敗に終われば、多数決原理を貫く国連を中心とする新たな枠組みの台頭の余地をさらに広げ、状況が一層複雑かつ困難になる可能性も視野に入れねばならない。

第2の柱では、最低税率を 15%（国別）とする 所得合算ルール（IIR）が、わが国を含む幾つかの国で国内法（「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」：法人税法 82 条以下参照）に基づく適用が開始され、連結財務諸表上の総収入金額が 7 億 5000 万ユーロ（円換算額）以上である特定多国籍企業グループ等に属する内国法人において、地方法人税額と合わせて国際最低課税額の負担が生じることになる。

更に、令和7年度改正では、IIR の適用を未然に防ぐ措置である国内ミニマム課税（QDMTT）と IIR の補完的措置である軽課税所得ルール（UTPR）も導入された（令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用開始）。

IIR の申告のために必要となるデータは外国子会社合算税制のそれとは異なり、また、そこで要する分析も広範囲かつ高難度のものであるため、納税者の事務負担は著しく増加している。随時公表される執行ガイダンス等を適時かつ的確に反映し、国際合意の枠内で、制度の明確化と納税コストの最小化を図っていくべきである。

もっとも、IIR と類似性のある措置（例、米国の GILTI）との関わりで、適格 IIR をどの範囲でどの主体が認めるのかといった難問も解決していないように思われる。また、令和7年度改正で導入された UTPR は、最低税率をグローバルに貫徹するのに要する補完措置であるものの、第三国によるその適用は、それが域外適用か否かは措くとしても、「結びつき」を課税の根拠とみてきた国際課税の原則と整合しない面があることも否定できない。

現に米国は、第2の柱（特に UTPR）に対して報復措置等を表明していたところ、これを撤回に導いた G7 の声明を踏まえ、今後は IF との間で「共存」に向けた作業が進められる

予定である。欧州連合は、既に第2の柱を理事会指令（2022年）を通じて導入済みであるなど状況は不透明であるが、制度が併存する場合には、わが国でも国内法への反映により制度が更に複雑化し、課税の不確実性や企業の事務負担は一層増すことが懸念される。こうした状況を十分考慮した上で、引き続き各国の動向やわが国の企業（グループ）に対する適用状況も見極めつつ、必要な対応を行っていくことが強く望まれる。

7. その他検討課題

国際課税分野におけるその他の検討課題として、例えば、経済のデジタル化の議論に関連し、暗号資産取引等の増大を受けた税制上の対応が挙げられる。暗号資産の分野では、CARF（暗号資産報告枠組み）*が整備され、情報交換の更なる進展が見受けられる。かかる議論についてはOECD等における先端的な取組によってリードされていることから、適宜納税者との適切な情報共有や意見交換の機会が確保され、安定性のある税制として確立することが望まれる。

また、多国籍企業グループ等の関連者間取引に対する課税については、過少資本税制や過大支払利子税制、さらには行為計算否認規定の適用を含め、今後とも多くの課題が発生してくることが予想される。課税の透明性や予測可能性を確保する観点から、引き続き企業の実態を踏まえた適正な運用、制度の見直し等に取り組むことが望まれる。

なお、これまで述べたような、経済のデジタル化に対応した新たな国際課税ルールに係る国際協議、国内法の整備をはじめ、租税条約のタイムリーな締結・改定、事前確認・相互協議手続の処理促進、国際課税制度の適正な執行など、国際課税分野における課題への適切な対応は、わが国企業のグローバルな事業展開や国際的投資交流を促進するために不可欠であり、日本の国益にかかわる重要な課題といっても過言ではない。こうした業務を担う行政当局の体制について、近時、拡充が図られつつあることは評価できるが、今後においても国際課税に関する制度・執行部局の体制の一層の充実と人材の育成について適切な対応が行われることが望まれる。

VIII. 消費税

1. 公平性・透明性の向上

財政の健全化を進めるとともに、今後の社会保障関係費の増加にかかる財源を国民が広く負担するものとして消費税の充実が不可欠である。

そのためにも、消費税が「安心、安定した国民生活」を築くために必要なものであることについて国民の理解と納得を得ることが重要であり、消費税の使途が社会保障に限定されており、その受益面も考慮するなら低所得者層に極めて有利な効果をもたらしている（図表Ⅷ-1 参照）ことなどについて国民に十分説明する必要がある。

また、消費税に対する国民の信頼をさらに高めるためにも、制度の公平性と透明性を確保することが重要である。これまでに事業者免税点の引下げ、簡易課税制度の適用上限の引下げ等の制度改正が行われてきたが、中小事業者の事務負担には配慮しながら、事業者免税点制度や簡易課税制度について引き続き検討する必要がある。

令和5年10月からインボイス制度が実施されている。インボイスは、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、複数税率の下での正確な税額計算、消費税制度の透明性の向上に資するものである。

インボイス発行事業者となるかどうかは各事業者が選択すべきことではあるが、免税事業者の存在は転嫁の透明性など消費税に対する国民の信頼性にもかかわる問題であることから、政府においては小規模零細事業者がインボイス発行事業者への転換について適切に判断・選択できるよう、引き続き、制度の周知、相談・指導などに取り組んでいく必要がある。

インボイス制度の導入後も、インボイス発行事業者以外からの課税仕入れについては6年間にわたって控除が段階的に縮小される経過措置が講じられており、さらに、令和5年度改正において、インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する税負担の軽減措置、中小事業者向けの事務負担の軽減措置が追加された。これらの措置はインボイス制度の円滑な導入・実施のための時限的な対応としてはやむを得ないものと考えられるが、制度の公平性、信頼性の観点から、それぞれの適用期限をもって解消されるべきである。

2. 低所得者層への対応

消費税の軽減税率制度は低所得者層への配慮を目的として、税率10%への引上げ時から導入された。しかしながら、軽減税率（複数税率）制度については、公平、中立、簡素の観点から様々な弊害があるだけでなく、本来の税収を得るためには標準税率を更に高めなくてはならないなど、問題も多い。

現在、「酒類及び外食を除く飲食料品」及び「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」が軽減税率の適用対象とされているが、適用対象が安易に拡大しないように、その基準を明確なものとし、厳格な歯止めを設けるべきである。現行の対象品目についても、国民の理解と納得が得られているか否かを含め、常に見直しを検討していくことが重要である。

なお、いわゆる逆進性への対応については、消費税制度だけではなく、税制全体さらには社会保障制度を通じた給付（受益）面も含めて総合的に考慮すべき問題であり、低所得者に係る消費税負担の軽減についても、中長期的には給付方式により対応していくことが望ましい。

IX. 地方税

1. 地方財政の規律確保と地方税改革

地方公共団体の財政責任を伴った地方分権社会を実現するためには、行政サービスにおける受益と負担の連動を強める必要がある。そのためにも、地方税改革に当たっては、地域行政サービスの費用をその受益者が広く負担する応益原則を明確にする必要がある。

また、現行の地方税制度は、都道府県、市町村ともに多くの税目によって構成されているが、長期的には全体の税収を確保しつつ、課税標準が重複する税目の統合や零細税目の廃止など、抜本的な地方税改革を検討する必要がある。

地方税制では、道府県税を中心に法人課税の比重が大きくなっている。それだけでなく、法人には法人事業税、法人住民税以外にも多くの税目が課されているため、課税の複雑化や課税ベースの重複という問題が生じている（図表IX-1(1)、(2)参照）。

大法人における法人事業税所得割の税率引下げ、外形標準課税の拡充など、応益課税の原則に沿った改革も進められているが、法人住民税の法人税割や法人事業税の所得割等は応益負担といえるか疑問である。地方公共団体において生活関連型の行政サービスのウェイトが高まっている中で、安定的な財源確保といった観点にも配慮しつつ、法人に対する

課税から個人に対する課税へのシフトなど、応益課税の原則に沿った地方税制度全体の再構築について検討する必要がある。

地方税制度におけるもう一つの問題は地域間の税源偏在である(図表IX-1(3)参照)。その中でも偏在度合の大きい地方法人二税については、法人住民税法人税割の一部を地方法人税(国税)として地方交付税の財源とするとともに、法人事業税の一部を特別法人事業税(国税)として人口基準で都道府県に配分するという偏在是正措置がとられている。

近年の電子商取引やインターネット銀行の伸長、フランチャイズ制度などの経済取引・事業形態の変化は、税収面でも更なる東京一極集中をもたらしている。このため、地方法人課税における分割基準について、例えば、売上(販売額)に関する指標を用いるなど、事業活動の特性・実態を反映するものに見直すことや税源偏在の是正措置についても環境変化を踏まえたあり方を検討することが必要と考えられる。

2. 住民税

個人住民税は「地域社会の会費」的性格を最もよく表していることから、地方の基幹税として今後さらに拡充を目指すことが必要である。「負担分任」の原則を強化するためにも、課税ベースを見直すとともに、個人住民税均等割については税率を引き上げることが望ましい。

「ふるさと納税」制度は、税制を通じて「ふるさと」やお世話になった自治体に感謝・応援の気持ちを伝えること等を可能とする仕組みとして検討されたものであるが、納税者が任意に寄附先を選択でき、応益原則の観点から説明することは困難なものとなっている。制度導入後、自治体による過度な返礼品競争の防止、寄附の有効活用のための見直しが行われ、大都市から地方への税収移転、地域経済への貢献などの効果も認められるところであるが、高額所得者ほど控除限度額が大きくなり返礼品による利得も大きくなるという問題もあり、加えて地方財政に与える負の影響も無視できない規模となっていることから、制度のあり方について再検討する時期に来ていると考えられる。

法人住民税については、大都市では重要な財源となっているが、均等割が地域における「会費」的な役割を果たしているのか、赤字法人が6割を超える現状において法人税割が利益法人にしか課税されていないことが望ましいのか等の点を踏まえ、他税への整理統合や国への移譲を含めた検討を行う必要がある。

少なくとも、現行の法人住民税が存続する間は、欠損金の繰戻し還付制度、外国税額控除の控除未済額の還付制度、グループ通算制度については、法人税法上の取扱いと整合性のある税制とする必要がある。

3. 事業税

応益課税の原則の観点から大法人について所得割を引き下げ、外形標準課税を拡充したことは評価する。しかし、事業税における所得割はそもそも応益課税といえるか疑問である。更には、現行制度は所得割、付加価値割、資本割が併用されるなど、仕組みが複雑であるといった問題がある。応益課税の原則と税制の簡素化の観点から整理統合などの検討を行う必要がある。

外形標準課税制度は、資本金等の額が1億円超の大法人が対象とされ、適用法人数が減少してきていたが、令和6年度改正で減資等への対応が行われた。今後においても、行政サービスを受益している企業が応分の負担をするという応益課税の観点から、中小法人に対する一定の配慮を行った上で、適用対象の見直しを行っていく必要がある。

なお、特定業種に適用されている収入金額基準については、令和2年度改正等において一部見直しが行われたが、公平性、中立性の観点から、そのあり方を引き続き検討していくべきである。

4. 固定資産税

固定資産税（土地）については、依然として、地域による税負担に隔たりが存在している（図表IX-4(1)参照）。都市部を中心に地価の上昇傾向が見られる中、大都市圏に所在する商業地等の税負担が高くなっており、現行70%とされている「負担水準」の上限を引き下げる必要がある。また、住宅用地は課税標準の特例措置により税負担が軽減されていることから、隣接する土地であっても、住宅用地と業務用地とでは税負担に大きな差が生じている（図表IX-4(2)参照）。土地に係る固定資産税については、今後においても、地価動向、行政サービスや財政の状況等を踏まえた上で、商業地に適用されている負担調整措置（据置特例）、住宅用地に適用されている課税標準の特例の見直しなど、税負担の均衡、適正化措置を講ずる必要がある。

家屋の課税価格は、いわゆる再建築価格方式によって算定されているが、この事務を執行するためには多大な事務量が必要である。一方、納税者にとっても算定の仕組みが分かりにくくなっている。事務量の大幅削減による行政の効率化と評価の客観性の観点から、家屋の評価を取得原価に改めるなど、評価方式について検討する必要がある。

償却資産への課税については、応益性を根拠とするものと説明されてはいるものの、償却資産の大小と市町村の行政サービスとの間の関連性は希薄である。また、償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性格を有していること、税負担が特定の設備型産業に偏重しており、国際的に見ても償却資産への課税は極めて異例である（図表IX-4(3)参照）。

償却資産については、近年の税制改正で、中小企業者等に対して、一定の機械及び装置について負担軽減措置が創設・拡充されているが、投資促進を図る観点から大法人を含めて課税対象の段階的縮小、廃止を検討する必要がある。

なお、少なくとも、償却資産の評価（償却方法、残存価額）を法人税法の取扱いに合わせる必要がある。

5. 事業所税

事業所税は、人口30万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して一定税率で課される目的税である。

しかし、人口や企業の大都市集中が続き、それに伴って発生する行政需要への対応が求められた昭和50年の創設時に比べて、現在では大都市の行政課題は大きく変化し、多様化している。この点を踏まえ、応益原則に基づく地方法人課税の抜本的改革の中で廃止を含めて見直す必要がある。

6. 法定外税と超過課税

法定外税は、地方の課税自主権の具体的な行使であるが、その新設又は変更にあたっては、受益と負担のバランスの観点から納税者に対する十分な説明が行われ、理解が得られる必要がある。

標準税率を上回って課税する、いわゆる超過課税については、法人住民税、法人事業税といった法人分が中心であり、個人住民税に対する超過課税は水源環境保全などの目的で

実施されているものに限られている(図表IX-6 参照)。個人にとって負担感のない法人の超過課税に依存することは、安易な行財政運営に結びつくことに留意する必要がある。

また、超過課税や不均一課税については、地方公共団体ごとに統一性がなく、数多くの地方公共団体にまたがって活動している法人にとっては、これらの存在が納税コストの増加につながっている。企業活力を強化するためにも、恒常化している超過課税も含めて、制度の趣旨に沿ったものとなっているか見直しが必要である。

X. その他の税

1. 印紙税

印紙税は、契約書や金銭の受取書(領収書)などの文書に課税されるが、一方、インターネット上の電子商取引やデータによる電子書類は、印紙税の課税対象とはならない。経済取引のデジタル化・ペーパーレス化、キャッシュレス決済が進行・普及する中で、こうした課税上のアンバランスはますます大きくなっており、公平性・中立性の観点から問題であることから、印紙税自体の廃止について検討する必要がある。

諸外国を見ても印紙税に相当する税が存続している事例は少数であり、その場合においても、課税対象とされているのは高額取引に係る文書に限定されている。当面、納税事務負担を軽減する観点から、印紙税の課税文書のうち記載金額が一定額未満の場合は非課税とされているもの(領収書等5万円、請負契約書1万円など)について、金額基準の引上げを検討すべきである。

2. 自動車関係諸税

自動車に対しては、取得、保有、利用(走行)の各段階でいくつもの税(国税・地方税)が課されており、税体系が複雑で、国際的にみても負担水準が高くなっていたことから、税制の簡素化、税負担の軽減の観点から見直しが行われてきたところである。

その際、道路利用による受益者負担・道路損壊等に対する原因者負担としての性格に加えて、環境性能に優れた自動車の普及を促進する観点から、エコカー減税(自動車重量税)、グリーン化特例及び環境性能割(自動車税・軽自動車税)といった政策税制が導入されている。

車体課税については、カーボンニュートラル目標の実現と整合的なものとなるよう、環境性能に応じた課税制度の対象範囲、税率等の見直しを進める必要がある。また、電気自動車の普及、保有から利用への移行などの環境変化に対応し、受益者・原因者負担としての性格、道路等社会インフラの維持・管理、更新のための税源確保の必要性なども踏まえて、適正・公平な負担を求める観点から総合的な見直しを行う必要がある。

3. グリーン社会の実現と税制

GXに向けた取組の成否が企業・国家の競争力に直結する時代に突入しており、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル目標の達成と産業競争力の強化、経済成長を同時に実現させていく必要がある。

脱炭素型社会経済構造への移行が円滑に行われるよう、官民連携の下、GX関連投資を計画的に行っていく必要があり、政府においても、環境保全に対する効果、経済に与える影響、国際的な動向なども踏まえつつ、適切な規制・支援を実施していくことが求められている。

炭素排出に値付けをする経済的手法については、各主体の行動変容を促すとされる一方、カーボンニュートラルの実現に向けた民間企業の投資・イノベーションの原資が奪われることやエネルギーコストの上昇による国民の負担、産業の国際競争力への影響への懸念等も指摘されていることから、企業、家計等のカーボンニュートラルに対する主体的な取組へのインセンティブとなり、イノベーションや投資を促進し、持続的な経済成長に資するものとなるよう、適切な制度設計と円滑な移行のための計画的な実施が必要である。

「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX 推進法）」では炭素に対する賦課金・排出量取引制度の導入など「成長志向型カーボンプライシング構想」が盛り込まれている。令和 8 年度から CO2 直接排出量が一定量以上の事業者を対象として法定の排出量取引制度への参加が義務付けられるとともに、令和 10 年度からは、現在、石油石炭税（国税）に上乗せ（炭素価格 289 円/tCO2）する形で課税されている「地球温暖化対策のための税」（温対税）と同じく化石燃料の採取輸入事業者を対象とする「化石燃料賦課金」の徴収が開始される。その導入に当たっては、事業者の予見可能性を確保するため、排出量取引における排出削減目標、事業者に割り当てられる排出枠の算定、償却のルール、賦課金の水準や徴収方法など制度・運用の詳細について早期に明らかにされることが望まれる。

なお、温室効果ガス排出のコストは、国民すべてが広く負担すべきものであることから、炭素価格の製品価格への転嫁を確保することが不可欠である。

地球温暖化問題に対しては、国民的規模での主体的な行動変容、経済・産業構造の転換を促進するとともに、わが国の環境技術を活用し、発展させることにより、経済成長と世界的な環境問題解決に貢献することが重要である。このため、地球温暖化対策、環境改善及びその技術革新に係る投資、研究開発を促進する税制措置を拡充し、わが国産業の国際競争力を維持・向上しつつ、更なる省エネ・代替エネルギー利用の推進と省エネ・脱炭素技術の向上を図る必要がある。

XI. 納税環境の整備

1. 租税教育と税に関する情報提供

租税は、国民生活に不可欠な公共サービスを支える重要な基盤であるだけでなく、民主主義の根幹である。また、憲法で国民の義務として納税が定められているように、社会の構成員が共通の費用を分担し、持続可能な社会を作っていくことは、民主国家の維持・発展にとって欠かせないことである。しかし、わが国においてはこうした意識が十分に浸透しているとは言えない。

租税の意義・役割や納税者の権利・義務を正しく理解し、社会の構成員として税を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として税財政や社会・国のあり方を主体的に考えるという自覚を育てることが重要である。

2022 年度から高等学校の必修科目として「公共」が開始され、高校生が財政と社会保障を関連づけて理解を深める機会ができたほか、各地において、国・地方公共団体と教育関係者、さらには税理士・民間団体等により組織される「租税教育推進協議会」を通じて、学校への出前授業や副読本の作成などが行われており、こうした財政・租税教育に対する取組をさらに充実させていく必要がある。学校教員自らが財政や租税に関する知識・理解を深め、正規授業の中で財政・租税教育が行われることが理想であり、教員向けの研修会の開催、租税教育に関する情報や事例集の提供など、財政・租税教育が確実に実施される環境の整備を図ることが重要である。

財政・租税教育とともに重要なことは、国や地方公共団体の行政運営の中で税に関する情報をわかりやすく提供することである。税務の取扱いや手続に関する情報のみならず、わが国における財政活動の受益と負担の関係性を理解し、国民の納税意識を高めるためにも、様々な媒体を活用して有益な情報を提供することが重要である。

今後とも、国民に対して、財政の現状及び税に関する情報提供や租税教育の機会を増加させ、意識改革に取り組んでいくことが肝要である。

2. 税務に関するコーポレートガバナンス

上場企業を中心に、会社法や金融商品取引法等に基づき、コーポレートガバナンスコードやスチュワードシップコードへの取組が進んでいる。その中で、税務に関するコーポレートガバナンス（以下「税務 CG」という。）についても、トップマネジメントの関与・指導の下に、経理・監査部門の管理運営体制の整備・強化、税務・会計手続の整備・運用や、関連する人材育成等に力を注ぐといった、企業ごとの実態に即した取組が進展している。また、ESG 経営、ステークホルダーに対する説明責任の観点から、税務に関するコンプライアンスポリシーやガバナンス体制について開示を行う企業が増加している。多数のグループ企業を擁し、グローバルに事業展開している企業グループにおいては、親会社の適切な関与・指導の下にグループ全体の税務 CG を更に充実させていくことが重要である。

税務当局においては、企業の税務 CG に対する取組を確認・評価し、税務リスクに応じた管理・調査を行うなど税務執行に活用する取組を進展させており、一定の評価ができる。引き続き企業の税務 CG への取組の実態を尊重し、企業のトップマネジメントへの働きかけを含め、税務コンプライアンスの一層の充実を図ることにより、税務リスクの縮減及び税務執行の透明性の確保に配慮することが必要である。

3. 税・社会保障制度の公正・効率的な執行のための基盤

3-1. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための基盤となることが期待されているものである。平成 28 年 1 月から行政機関や地方公共団体において、税、社会保障、災害対策の 3 分野での利用が開始され、その後、利用可能な事務の範囲拡大、行政機関間の情報連携の拡大・迅速化が進展している。税務分野ではマイナポータルを活用した税務手続の利便性の向上が図られているほか、申告・課税資料等の名寄せ、突合がより正確・効率的に行えることで所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながっている。

マイナンバーの普及・活用により個人の収入（所得）や資産等に関する情報が電子化され集積されることで、課税・徴収事務の更なる効率化が期待されるとともに、各種の給付金等を必要な人に迅速に届けることも可能になる。

今後、社会保険に係る負担・給付における金融資産・所得の勘案、給付付き税額控除など、税と社会保障の総合的な制度設計を進め、公平な負担と給付を実現するためには、マイナンバーの活用により、個人の収入（所得）・資産に関する情報や税・社会保険料の算定、各種給付に必要な情報の取得・共有のための基盤を整備する必要がある。当面、預貯金口座への付番（紐付け）や公金受取口座の登録の義務化を検討すべきである。

その際、マイナンバー制度に対する国民の不安を払拭し信頼を確保することが重要であることから、国・地方公共団体は、システムの適正かつ確実な運用体制を構築するとともに、個人情報の厳正な管理、情報セキュリティを徹底することが望まれる。

3-2. 申告・納税手続の電子化

国税の電子申告・納税システム（e-Tax）の普及は、納税者の利便性、手続の正確化・迅速化に大きく貢献しており、地方税においても、地方税ポータルシステム（eLTAX）に全ての地方公共団体が接続することにより、複数団体への個別の申告・申請等が不要となり、コストの低減や業務の省力化が図られている。

各税の申告・納税に加えて、法定調書の提出や納税証明書の取得、源泉徴収義務者における年末調整事務、地方税納税通知書の電子的送付など各種の税務手続のデジタル化を徹底することで、納税者の利便性の更なる向上、納税コストの低減、税務当局における課税・徴収事務の効率化・適正化を進める必要がある。

所得税の確定申告については、スマートフォン申告の利便性向上やマイナポータル連携による各種情報の自動入力など機能の改善・充実が進んでおり、給与支払者による源泉徴収票のオンライン提出、国・地方公共団体の情報連携の拡充により確定申告に必要なデータが自動入力され、数回のクリック・タップで確定申告が完了する「日本版記入済み申告書」の実現に向けた取組と位置付けられている。

これと並行して、年末調整手続についても従業員が控除明細書等のデータを電子的に取得し勤務先に提出するなどの電子化が進められている。

国税の納付についても、インターネットバンキングやダイレクト納付（e-Tax による口座振替）など、納付手段の多様化が進展している。地方税についても「地方税共通納税システム」により全国一括納付が可能となっており、対象税目、利用可能金融機関の拡大などにより、利便性の向上が図られることが期待される。納付手段の多様化・キャッシュレス納付の拡大は、納税者の利便性の向上に加えて、収納機関・金融機関の業務の効率化にも寄与するものであり、国税・地方税をはじめとして公金全体について普及拡大を進めることが重要である。

また、電子帳簿保存制度については、税務署長の事前承認制度の廃止など、適用要件の緩和等が図られてきたが、今後とも、情報セキュリティの確保に万全を期した上で、経理のデジタル化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するものとなるよう、企業の実態に即した見直しを加えていくことが必要である。

さらに、電子帳簿保存制度に加えて、電子インボイスの普及により、税務手続のみならず、事業者間における受発注、請求、決済等の一連のプロセスのデジタル化を進展させることで、企業のバックオフィス業務の効率化、生産性向上につなげていくことも重要である。

3-3. 税と社会保障のインフラとしての情報基盤の整備

国と地方公共団体、あるいは地方公共団体相互間の税務行政上の連携・協力は、適正・公平な課税・徴収の実現、行政事務の効率化のみならず、納税者の利便性の向上、事務負担の軽減の観点からも重要であり、税務行政のデジタル化を進める中で、国と地方との間のデータ連携、情報共有、提出先の一元化・ワンスオンリー化などを推進すべきである。

現状、例えば、所得税の確定申告や年末調整手続については、e-Tax、クラウドサービス等により提出された源泉徴収票や控除証明書等のデータがマイナポータル経由で納税者に提供されることで、確定申告の利便性向上や年末調整事務への活用が期待されている。

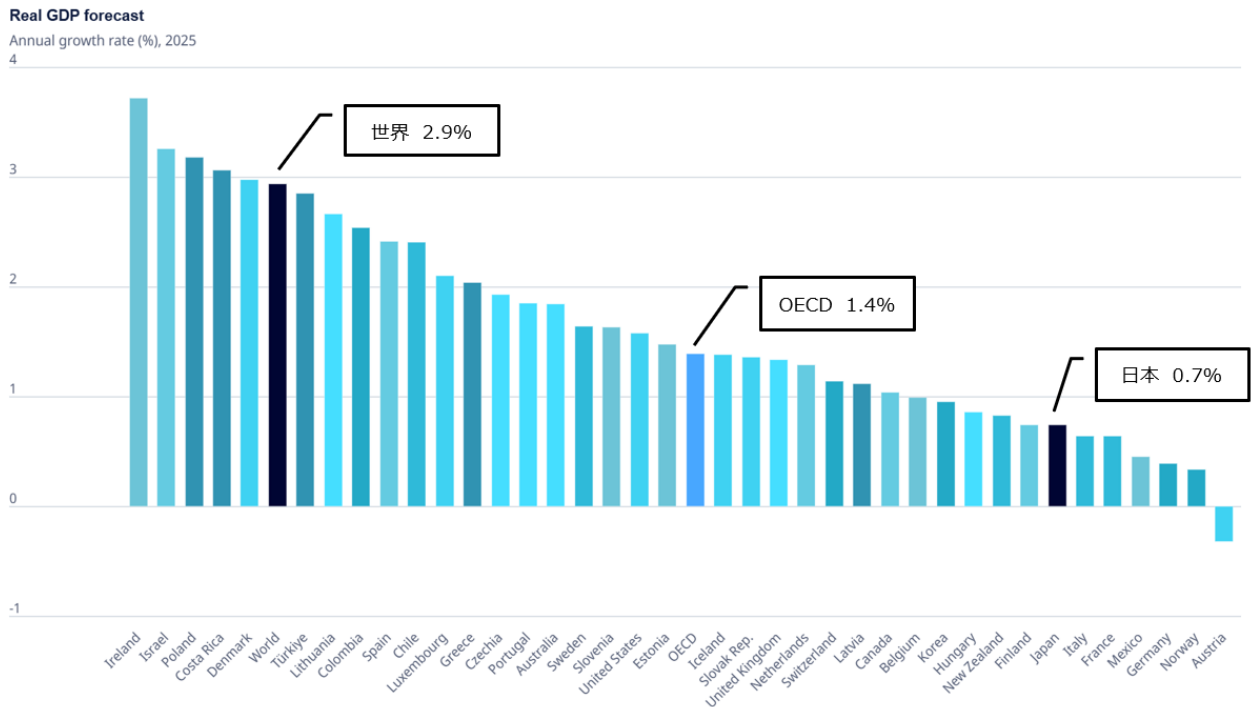
今後は、給与所得者に限らず、事業所得者等を含めた個人の収入情報を把握するために、支払・決済事業者やプラットフォーム事業者による情報の提出義務を課すことについても検討すべきである。

一方、地方公共団体においても所得情報と給付等のデータ連携を可能とするクラウド基盤の整備が進みつつあるが、各行政機関・地方公共団体間での情報共有は一定の範囲にとどまっている。

税・社会保険料の適正・公平な負担、真に支援が必要な人・世帯に対する迅速・正確な給付を実現するためには、国民の所得・資産や世帯構成など税・社会保険料の賦課・徴収、各種給付に必要な情報を一元的に集約し、これを関係行政機関が税・社会保険料の賦課・徴収や各種の給付の実施などの業務の遂行に必要な範囲で取得・利用することができる共通の情報基盤（「ガバメント・データ・ハブ」）を構築することについて検討する必要がある。

参 考 資 料

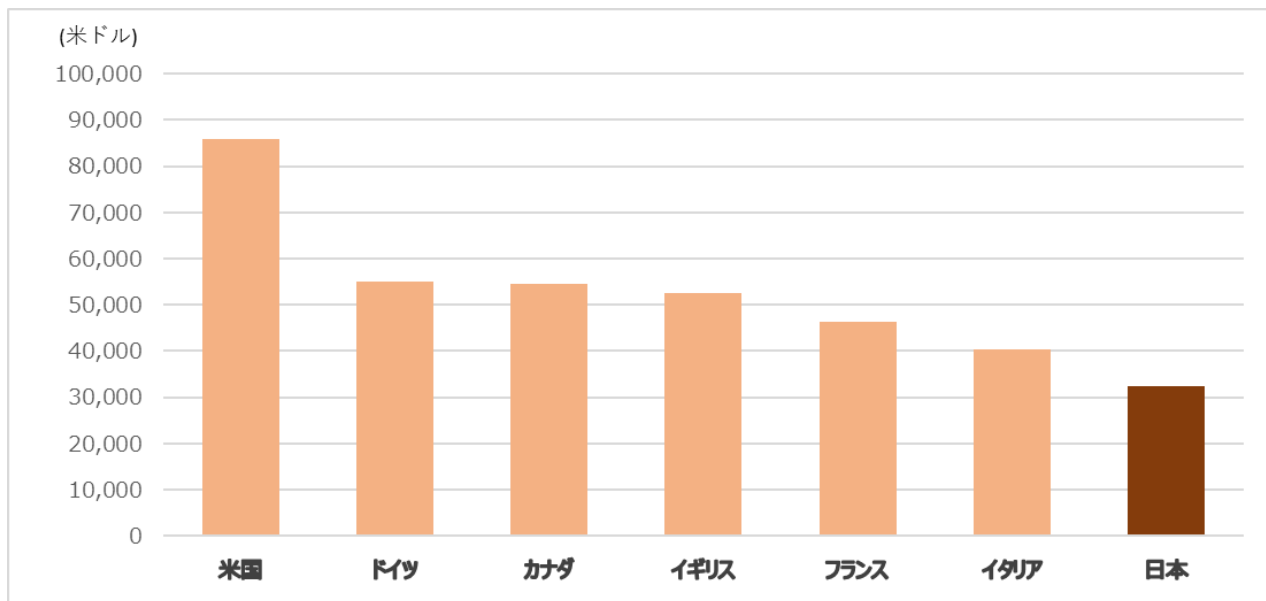
図表 I -2(1) 経済成長率見通しの国際比較 (2025 年)



(資料) OECD (2025), Real GDP forecast

<https://data.oecd.org/gdp/real-gdp-forecast.htm#indicator-chart> (Accessed on 08 July 2025)

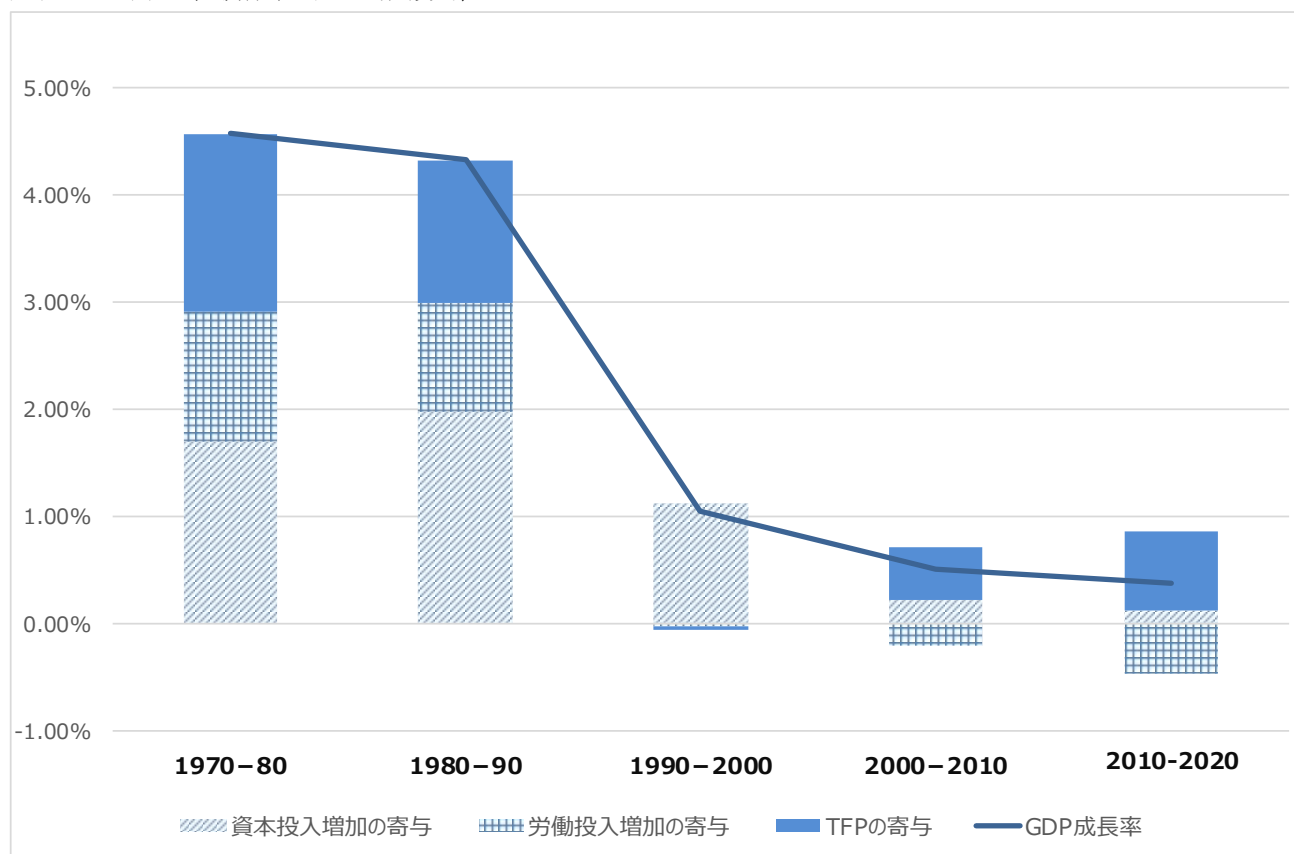
図表 I -2(2) G7 諸国の人口 1 人当たり名目 GDP (2024 年)



(注) イギリスは IMF 推定値。

(出所) GLOBAL NOTE (<https://www.globalnote.jp/post-1339.html>)より IMF 統計データを取得し、日本租税研究協会が作成。

図表 I -2 (3) 経済成長率の要因分解



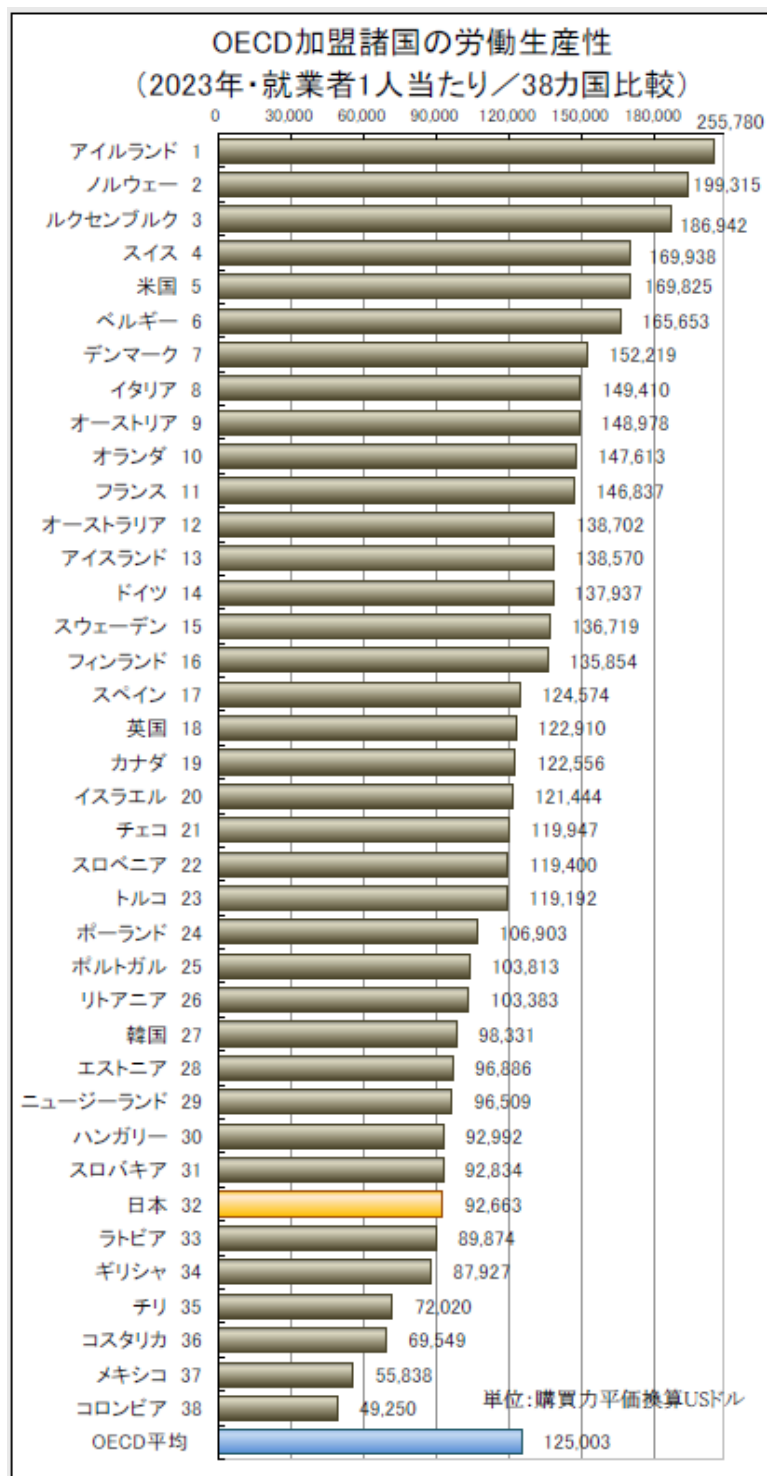
(資料) 独立行政法人経済産業研究所 日本産業生産性(JIP)データベース 2023「4. 成長会計 33」成長会計(付加価値ベース)から引用
 ・日本経済の1970年から2020年までの平均経済成長率(GDP成長率)の要因分解である。1990年までは5%弱のGDP成長率を達成したが、1990年代に入り、経済成長は1%を割り込み、構造的に低迷している。

成長率低下の要因は、第一として労働投入の減少であり、1990年代までは労働投入増加の寄与が1%以上であったのに対し、以降は0%近傍で推移している。

第二は、1990年代以降の生産性(TFP寄与度)の急激な低下であり、1990年代までは1%を超えていたが、1990年代以降は大きく落ち込んだ。2010年以降回復が見受けられるものの、生産性向上の重要性は明らかである。

	1970-80	1980-90	1990-2000	2000-2010	2010-2020
GDP成長率	4.57%	4.32%	1.05%	0.50%	0.38%
労働投入増加の寄与	1.22%	1.02%	-0.03%	-0.21%	-0.48%
マンパワー増加	0.32%	0.40%	-0.56%	-0.49%	-0.37%
労働の質向上	0.90%	0.62%	0.52%	0.29%	-0.10%
資本投入増加の寄与	1.69%	1.97%	1.11%	0.22%	0.12%
資本の量の増加	2.19%	1.56%	1.04%	0.15%	0.03%
資本の質向上	-0.50%	0.41%	0.07%	0.07%	0.09%
TFPの寄与	1.66%	1.33%	-0.03%	0.49%	0.73%

図表 I -2(4) 労働生産性の国際比較(2023 年)

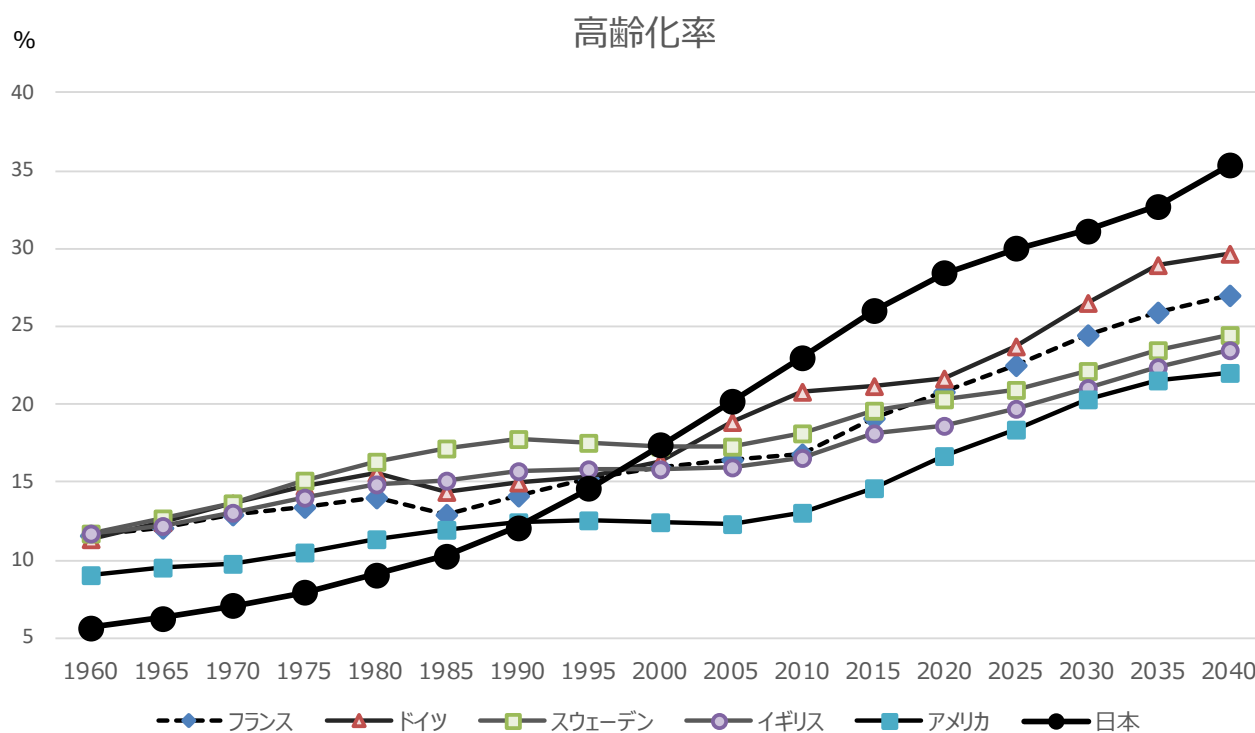


(注) 日本生産性本部が、購買力平価換算の国内総生産 (GDP) を就業者数で除して算出している。

(出所) 公益財団法人 日本生産性本部「労働生産性の国際比較 2024」

- ・労働生産性は主要先進国の中で最も低く、OECD 加盟国 38 カ国中 32 位と低位に位置する。労働生産性は国民生活の豊かさを測る指標でもあり、これを改善することがわが国の大きな課題となっている。労働生産性を向上させるためには、技術革新やイノベーションの質の向上、そして、より生産性の高い分野への労働力の移動が重要であり、生産性を高めるためのスキル獲得や教育訓練が必要である。

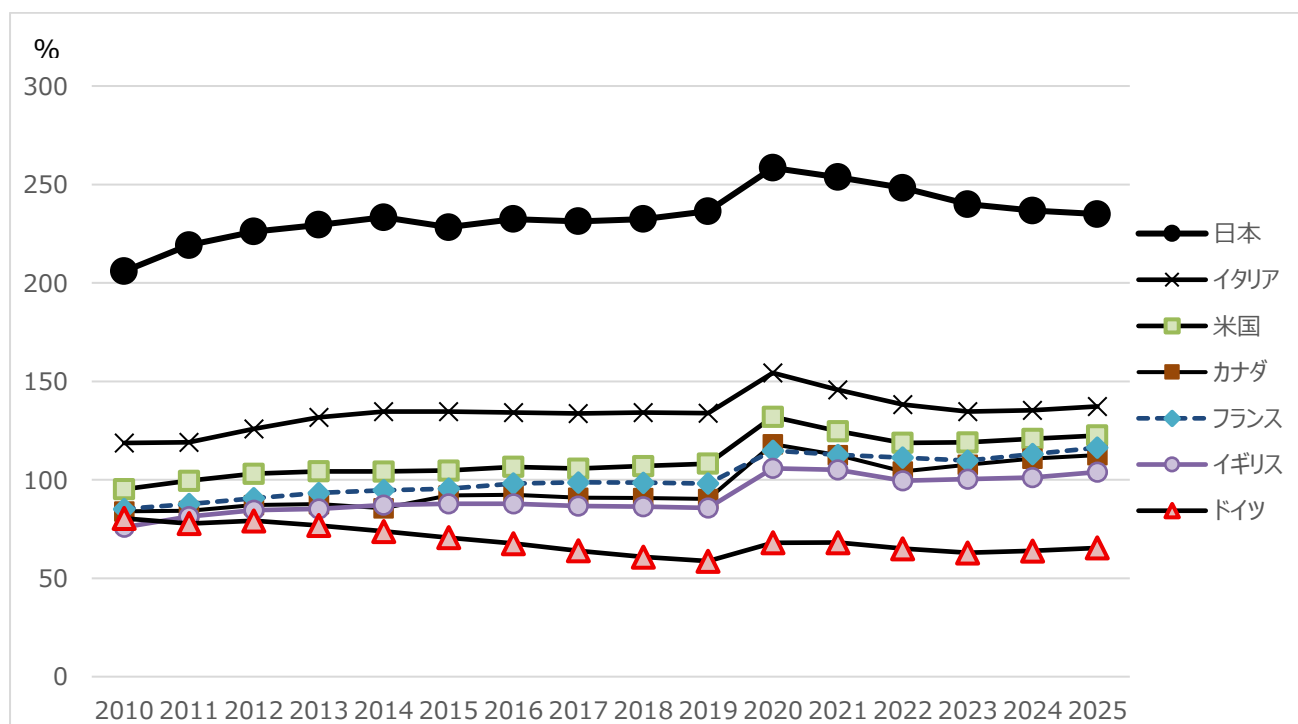
図表 I-2(5) 高齢化の進行



(出所)国際連合” United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2024). World Population Prospects 2024, Online Edition.” より日本租税研究協作成。

- ・わが国では 65 歳以上人口比率(=高齢化率) は 2030 年には 31.1%、40 年には 35.3%に達すると予測されている。同じ 40 年には、アメリカ 22.0%、イギリス 23.4%、ドイツ 29.6%、フランス 27.0%、スウェーデン 24.4%という予測であることから、わが国の高齢化の程度がいかに大きなものであるかがわかる。

図表 I -2(6) 財政事情の国際比較 ― 債務残高の対 GDP 比の推移



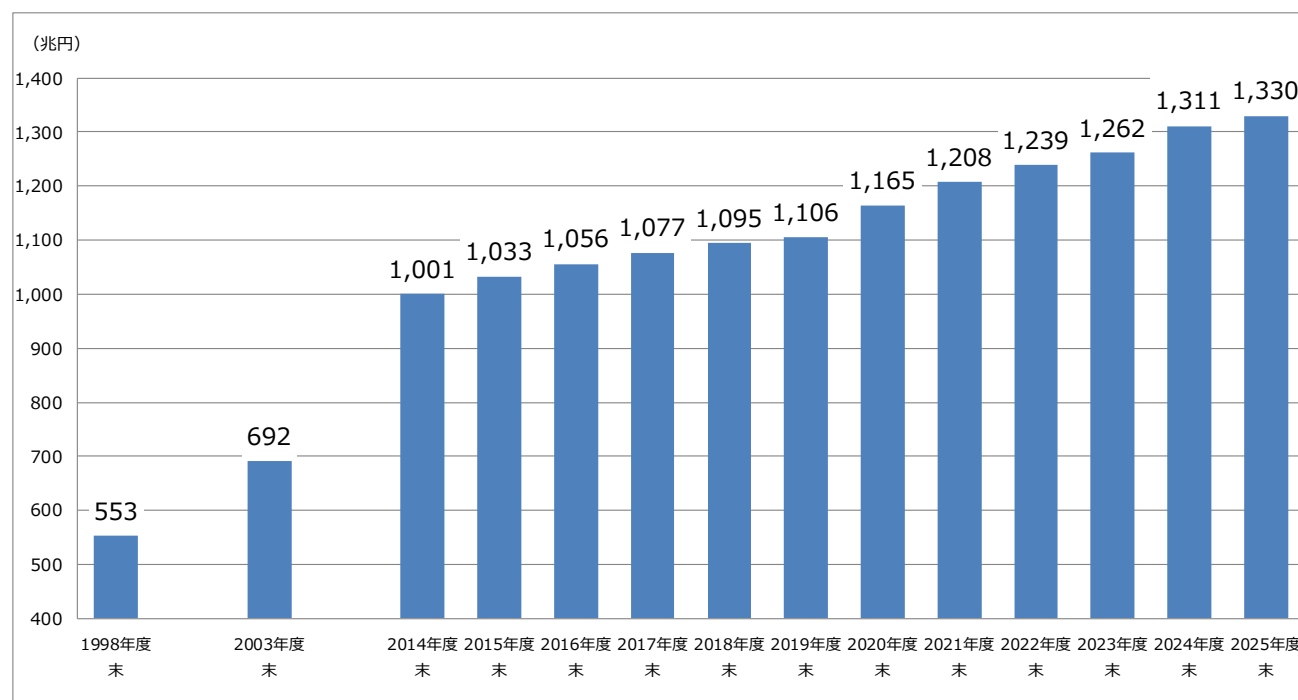
(注) 数値は一般政府ベース（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）

(資料) IMF World Economic Outlook, April 2025 から日本租税研究協会にて作成。

・債務残高の対 GDP 比率は 2020 年以降改善傾向が見られるが、依然として主要先進国の中で最悪である。

財政赤字は将来世代への負担の先送りであり、受益と負担の関係を断ち切り不公平を生むばかりか、マクロ経済にも重大な影響を及ぼしかねない。

図表 I -2(7) 国及び地方の長期債務残高

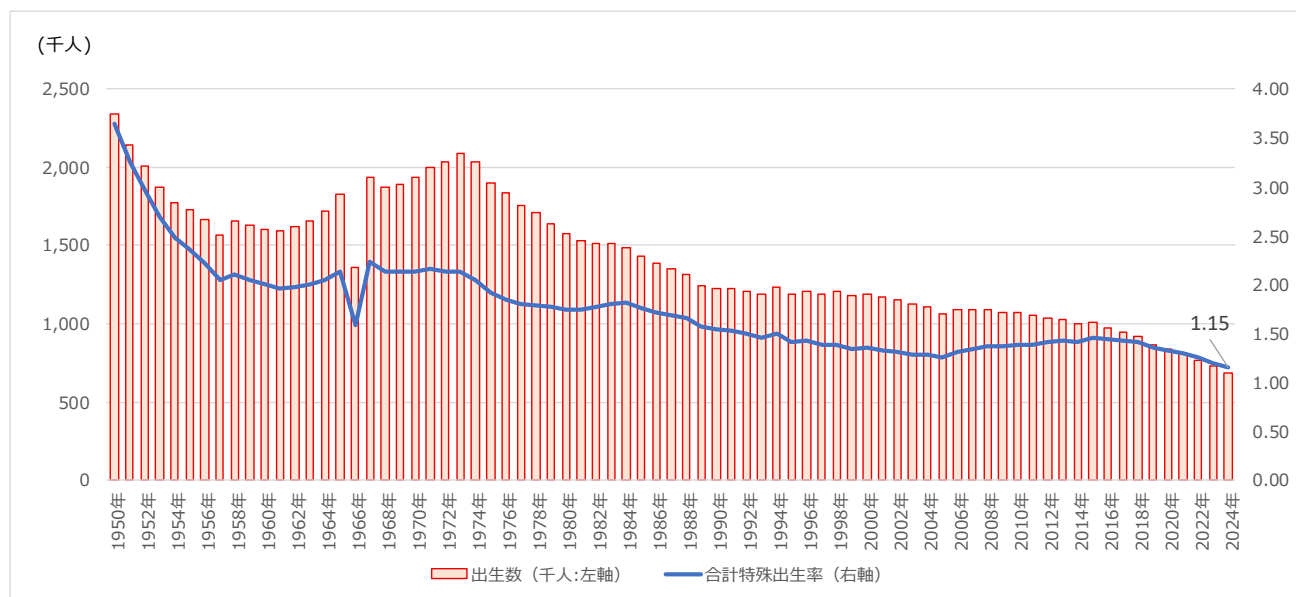


(注) 長期債務は、普通国債、借入金、地方債等の合計額である。

(出所) 財務省「国及び地方の長期債務残高」から、日本租税研究協会にて作成。

- ・ 国及び地方の長期債務残高は 1998 年度末時点において 553 兆円であったが、2014 年度末には 1,000 兆円を超過し、2025 年度末では 1,330 兆円（対 GDP 比 211%）に達する見込みである。

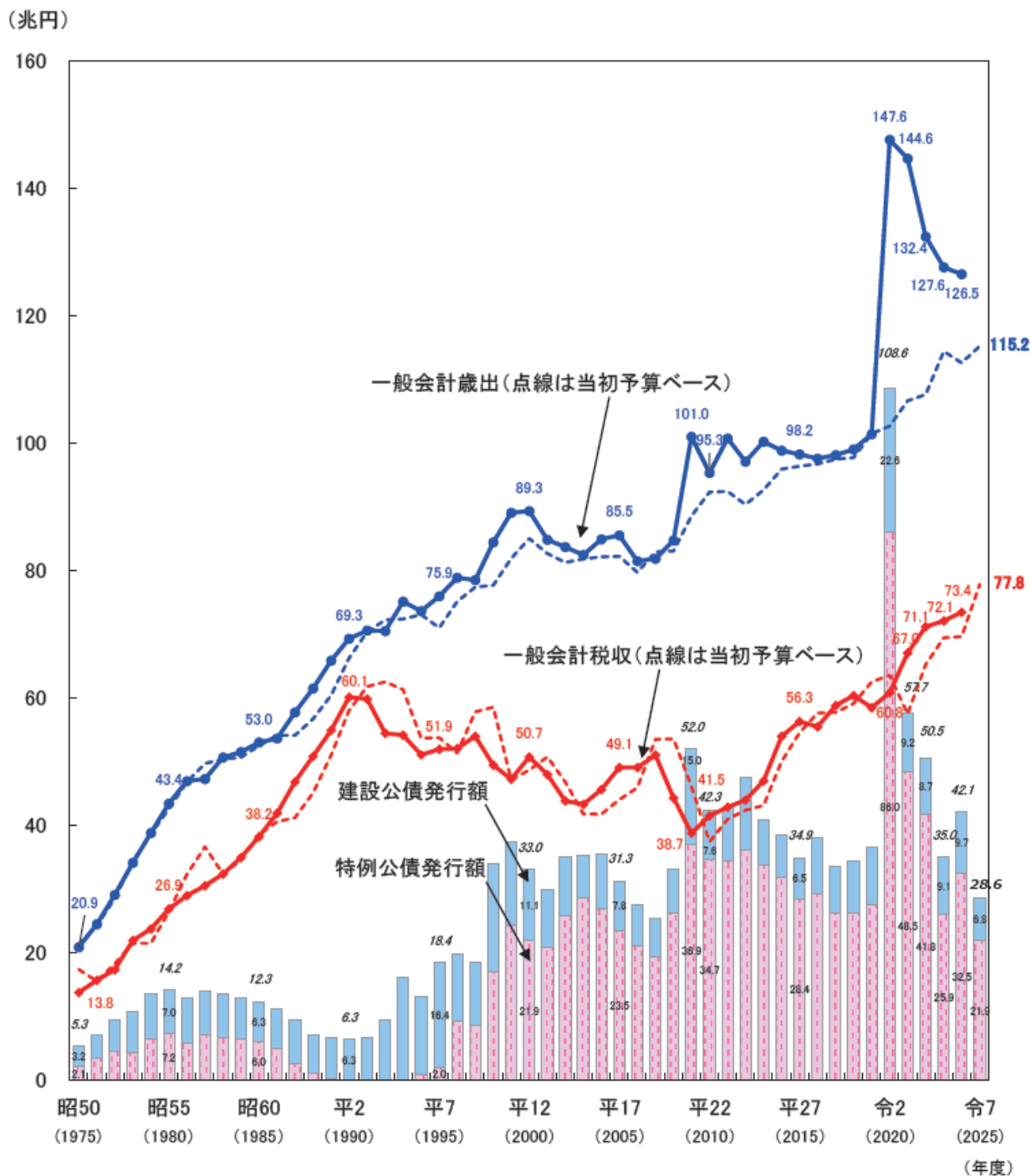
図表 I -3-2 出生数・合計特殊出生率の推移



(出所) 厚生労働省「人口動態統計」から、日本租税研究協会にて作成。

- ・2024年の出生数は68万6061人であり、第二次ベビーブームがあった1971～1974年からおよそ3分の1に減少している。
- ・2024年の合計特殊出生率は1.15である。2006年から上昇傾向が続いていたが2014年に低下し、2015年の再上昇の後、2016年からは再び低下している。

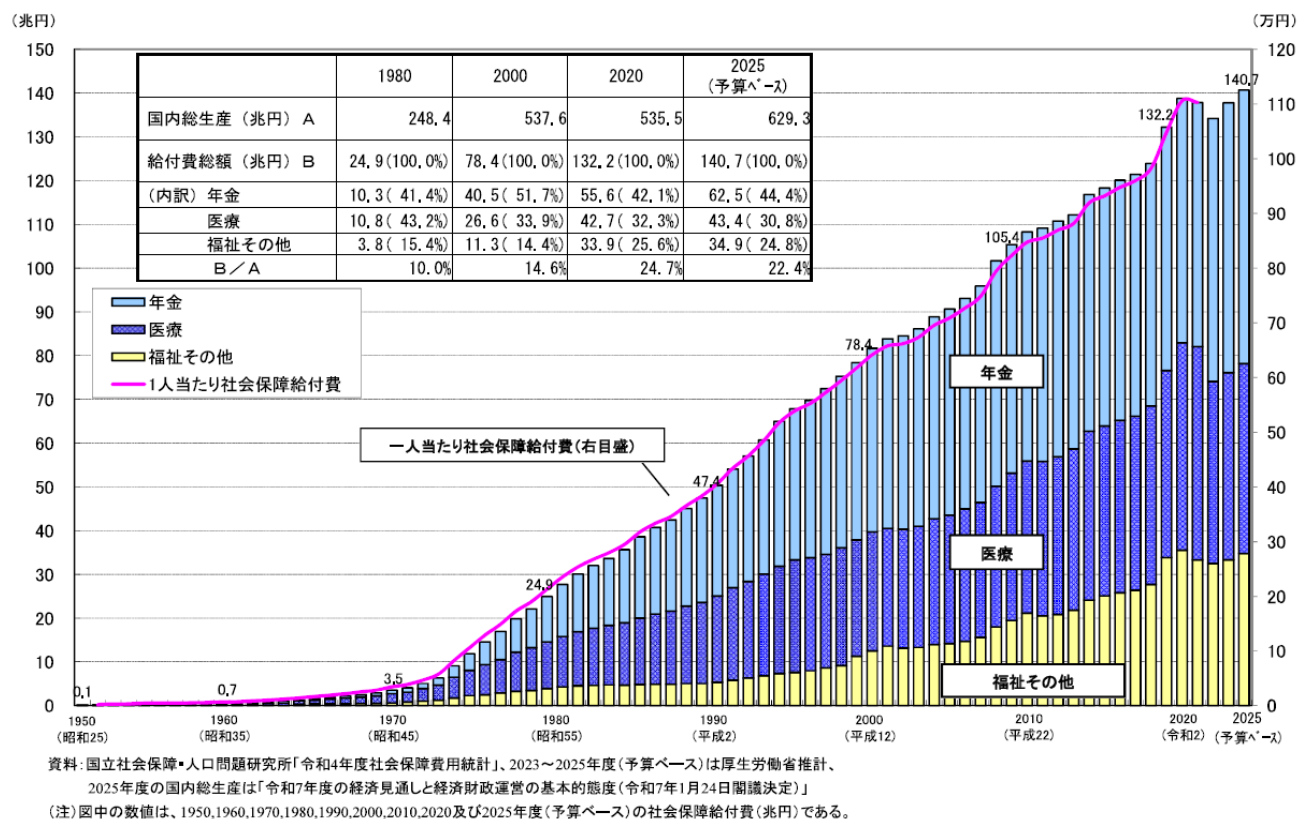
図表 I -3-4 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(出所) 財務省「一般会計における歳出・歳入の状況」

- ・わが国の財政は歳出が税収を上回る状況が続いており、財政赤字を公債によって賄うことにより将来世代にこの不均衡を先送りしている。これにより普通国債残高も累増の一途を辿っている。

図表Ⅱ-1(1) 社会保障給付費の推移



(出所) 厚生労働省「社会保障給付費の推移」

- ・ 社会保障給付費は増加の一途を辿っており、一人当たり社会保障給付費・対 GDP 比社会保障給付費も増加傾向にある。

図表Ⅱ-1(2) 地方財政支出（目的別内訳）の推移

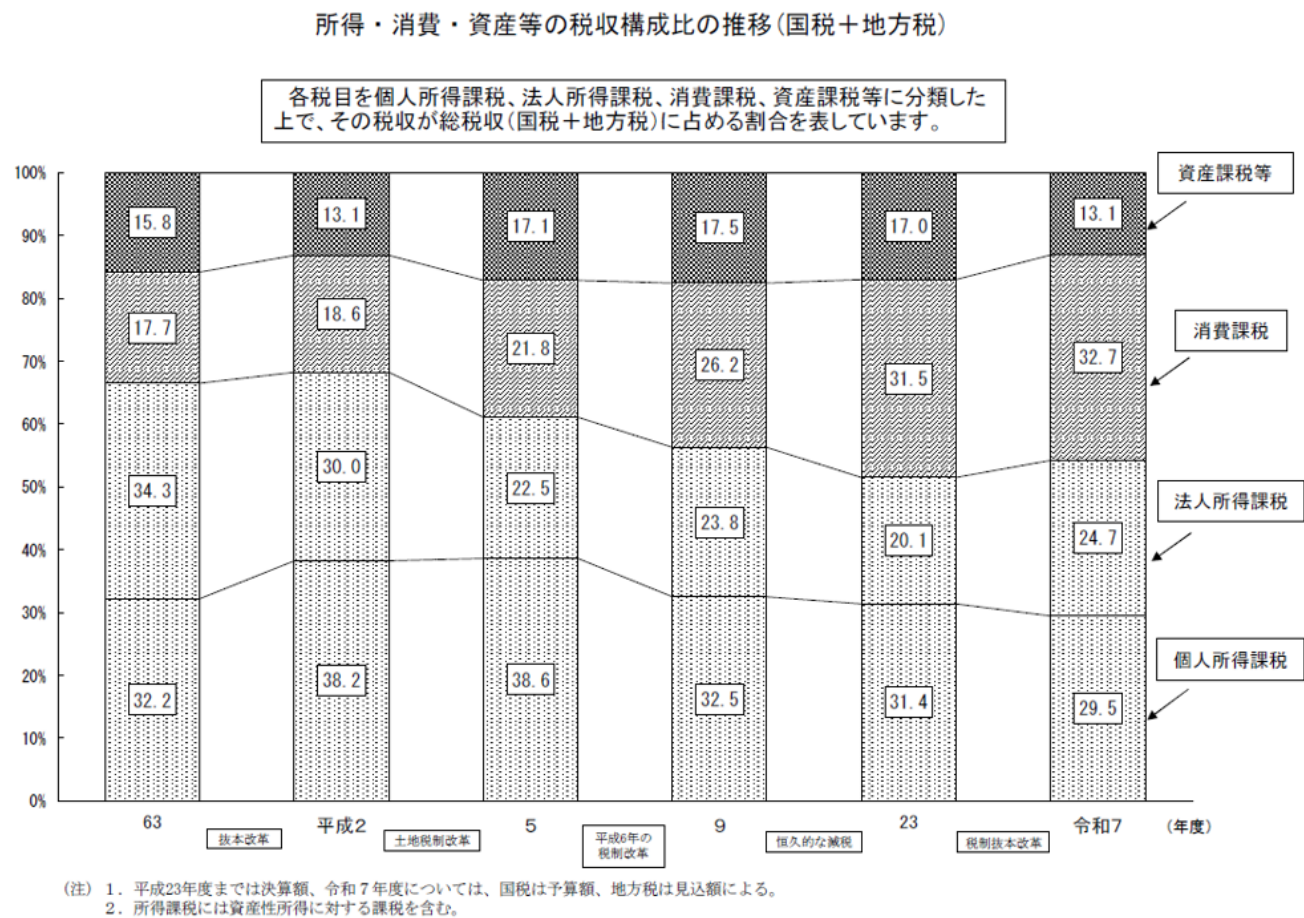
(単位：％)

区 分	平成 25年度	26	27	28	29	30	令和 元年度	2	3	4	5
総 務 費	10.3	10.0	9.8	9.1	9.3	9.5	9.7	18.0	10.1	10.1	10.2
民 生 費	24.1	24.8	25.7	26.8	26.5	26.2	26.6	22.9	25.4	25.8	27.9
衛 生 費	6.1	6.2	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	7.3	9.2	10.4	7.7
労 働 費	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2
農林水産業費	3.6	3.4	3.3	3.2	3.4	3.3	3.3	2.7	2.7	2.9	3.0
商 工 費	6.1	5.6	5.6	5.3	5.0	4.9	4.8	9.2	12.1	8.8	7.5
土 木 費	12.4	12.2	11.9	12.2	12.2	12.1	12.2	10.1	10.3	10.6	11.0
消 防 費	2.0	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0	2.1	1.7	1.6	1.7	1.9
警 察 費	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	2.6	2.7	2.8	3.0
教 育 費	16.5	16.9	17.1	17.1	17.2	17.2	17.6	14.4	14.4	15.1	15.8
公 債 費	13.5	13.6	13.1	12.8	12.9	12.6	12.2	9.6	10.3	10.6	10.9
そ の 他	1.6	1.5	1.3	1.5	1.5	2.1	1.5	1.2	1.0	1.0	1.0
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
歳 出 合 計	974,120	985,228	984,052	981,415	979,984	980,206	997,022	1,254,588	1,233,677	1,173,557	1,124,220

(出所) 総務省「地方財政の状況」第7表

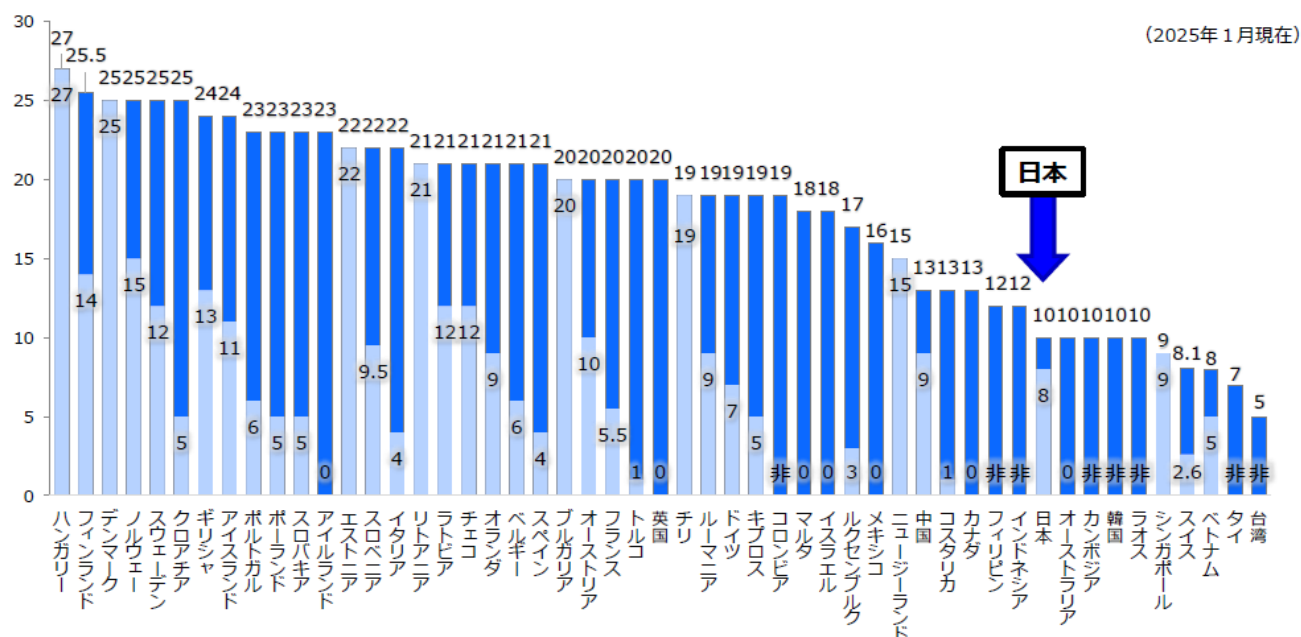
- ・地方財政支出の内訳を見ると、民生費のウェートが高まっている。民生費は社会福祉費・老人福祉費・児童福祉費・生活保護費等で構成されており、地方財政支出において社会福祉の充実という行政目的が重視されていることがわかる。

図表Ⅲ-1 所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税＋地方税）



（出所）財務省「税収に関する資料」

図表Ⅲ-2 付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較



(注1) 上記は、原則的な取扱いを示したもので、代表的な品目に対する税率のみを記載しており、品目によっては税率が変わることに留意が必要。

(注2) 上記中、■が食料品に係る適用税率である。「0」と記載のある国は、食料品についてゼロ税率が適用される国である。「非」と記載のある国は、食料品が非課税対象となる国である。

なお、軽減税率・ゼロ税率の適用及び非課税対象とされる食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品の種類によっては上記以外の取扱いとなる場合がある。

(注3) 日本については、10%（標準税率）のうち2.2%、8%（軽減税率）のうち1.76%は地方消費税（地方税）である。

(注4) EC指令においては、標準税率は15%以上とすることが求められている。

(注5) イタリア、スペイン、ポルトガル、スロベニア、ギリシャについては2024年7月1日現在の情報。

(注6) カナダについては、①連邦税としての付加価値税のみ課されている州、②連邦付加価値税に加えて、州税としての小売売上税も課されている州、③連邦・州共通の税としての付加価値税が課されている州が存在。

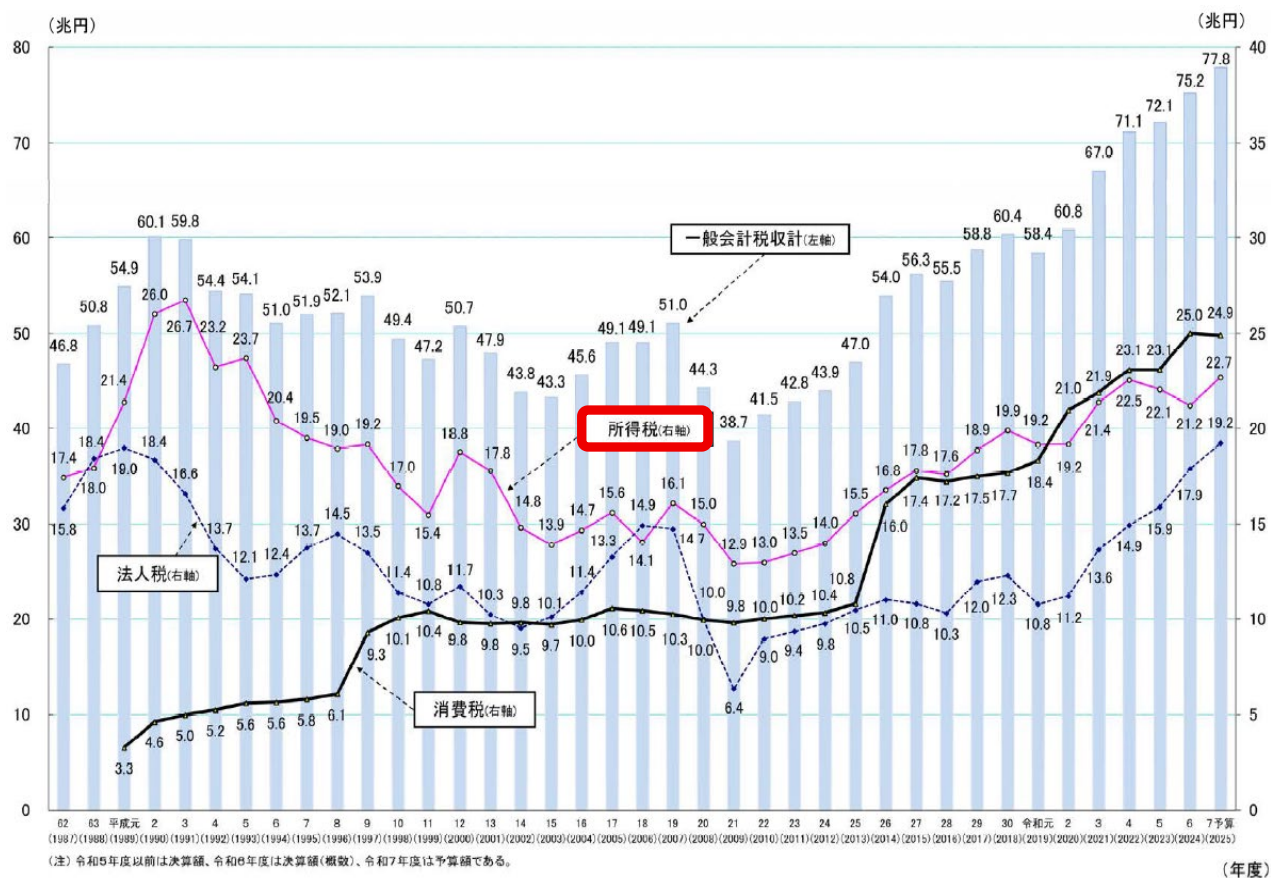
なお、表中では③の類型であるオンタリオ州の税率を記載（連邦・州共通の付加価値税13%（うち州税8%））。

(注7) 米国では、連邦における付加価値税は存在しないが、州等による地方税として、事業者が消費者に販売する段階で課税を行う小売売上税が存在する場合がある（例：ニューヨーク市の場合 8.875%）。

(出典) OECD資料、欧州委員会及び各国政府ホームページ、IBFD等。

(資料) 財務省「諸外国等における付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）」

図表Ⅲ-3 一般会計税収の推移



(注) 令和6年度以前は決算額、令和7年度は予算額である。

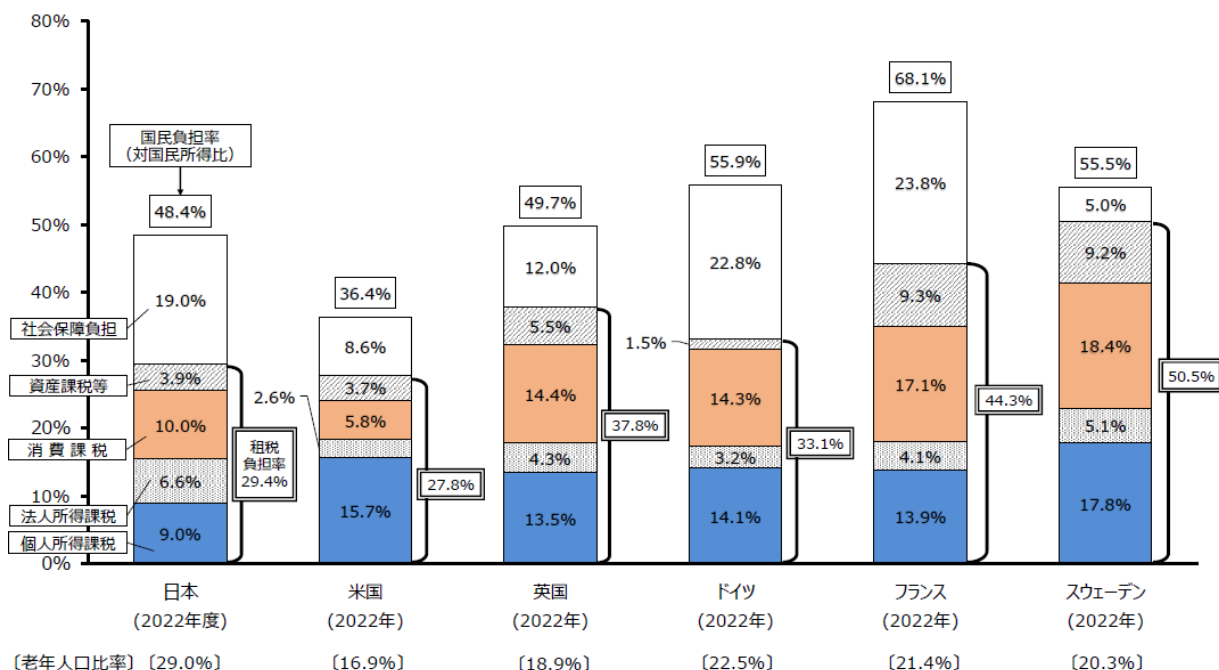
所得税を囲った赤丸は日本租税研究協会が追記。

(資料) 財務省「わが国の税制の概要」(税金に関する資料)

- ・バブル経済の影響もあって1991年度には所得税収は26.7兆円に達した。その後、経済状況の悪化や税制改正(減税)によって税収は大きく減少し、2010年度には13兆円へと、おおよそ半減した。その後、経済が持ち直したことや税制改正によって税収は増加し、2025年度は22.7兆円となる見込みである。

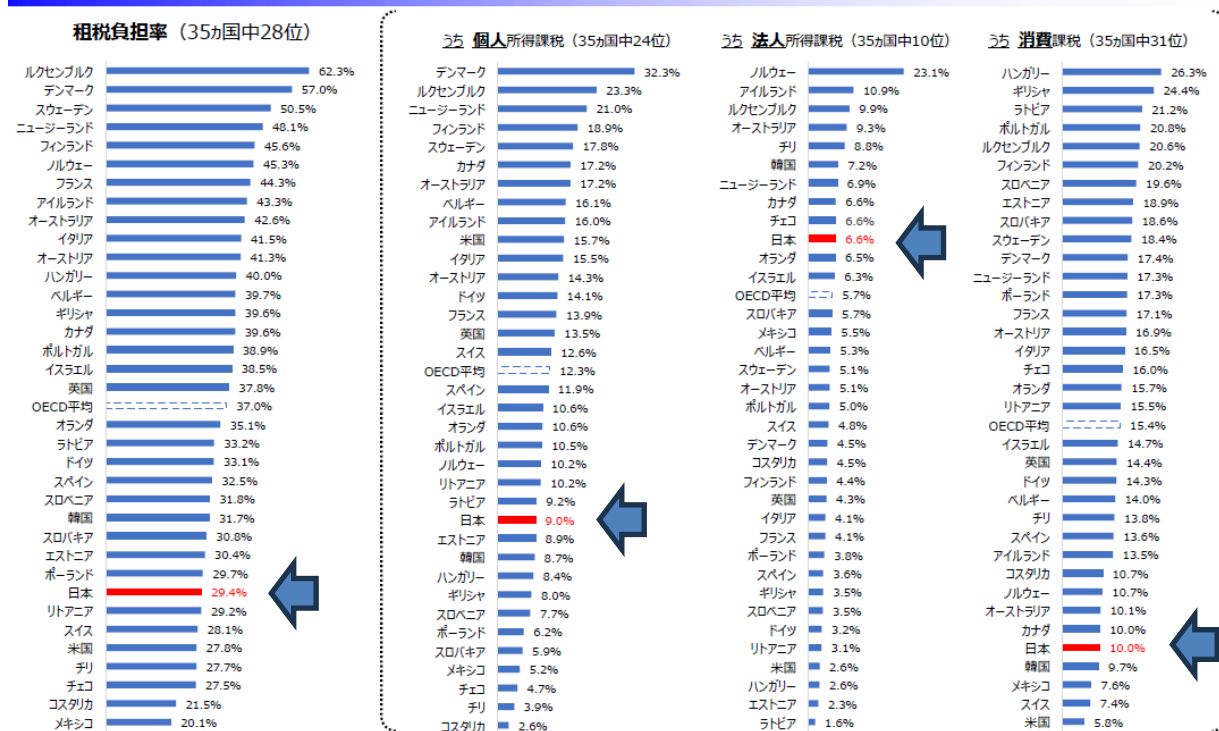
図表Ⅲ-4 国民負担率（対国民所得比）内訳の国際比較

諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較



(注1) 日本は令和4年度(2022年度)実績。諸外国は、OECD "Revenue Statistics"、同 "National Accounts" 及び米商務省経済分析局資料による。
 (注2) 租税負担率は、国税及び地方税の合計の数値。また、個人所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 (注3) 老年人口比率は、日本は総務省「人口推計」、諸外国は国際連合 "World Population Prospects 2024" による。
 (注4) 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。

OECD加盟国における租税負担率（対国民所得比）



(注1) 日本は令和4年度(2022年度)実績。諸外国は、OECD "Revenue Statistics"、同 "National Accounts" 及び米商務省経済分析局資料により、2022年の数値を使用。オーストラリアは推計による暫定値。
 (注2) OECD加盟国36か国中35か国。アイスランド、コロンビア、トルコについては、2022年の国民所得の数値が取得できないため掲載していない。

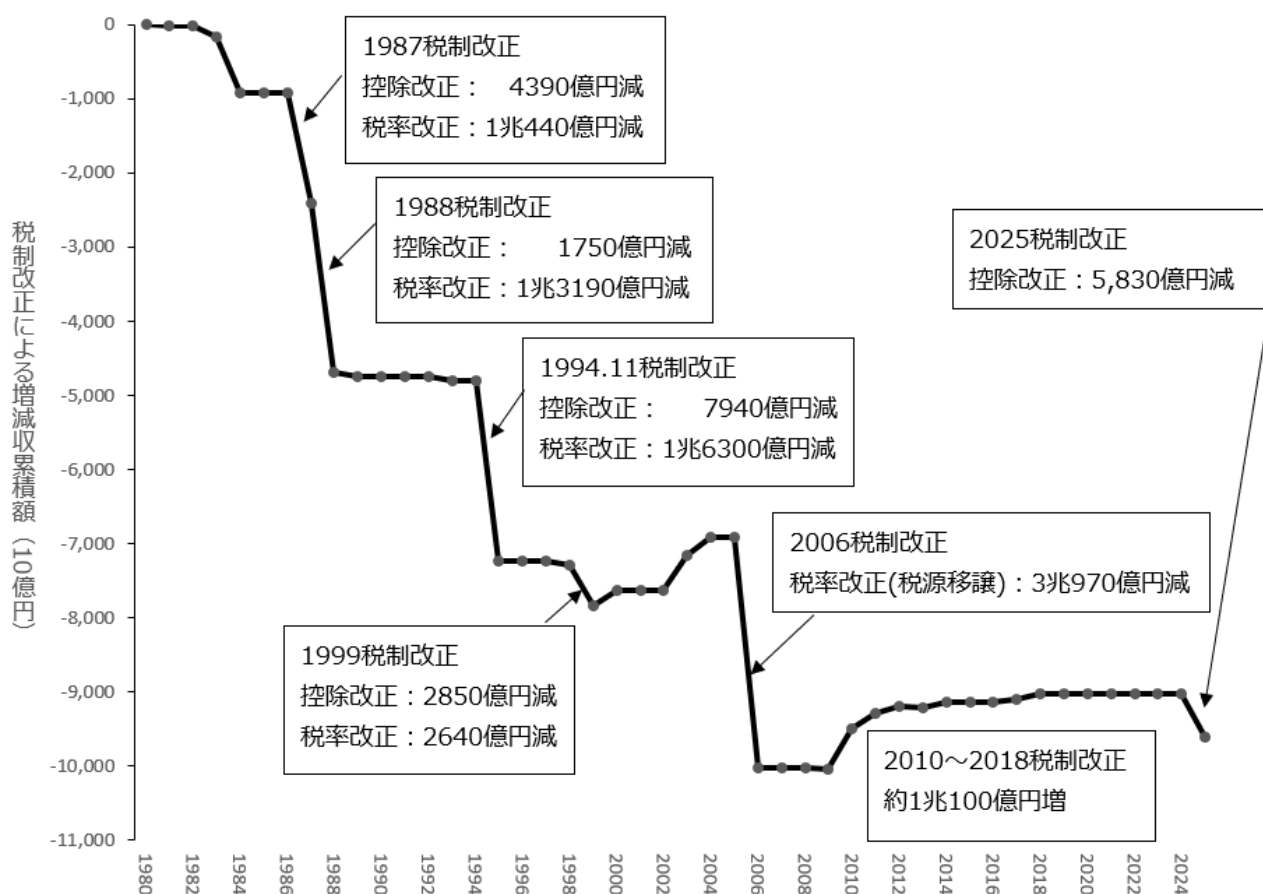
(資料) 財務省「わが国の税制の概要」(税収に関する資料) なお、矢印は日本租税研究協会にて追記。

(注) 日本は令和 4 (2022) 年度実績。諸外国は OECD ”Revenue Statistics”、同”National Accounts” 及び米国商務省経済分析局資料により、2022 年の計数を使用。オーストラリアは推計による暫定値。

- ・日本の国民負担率(対国民所得比)は 48.4%であり、この内訳は、社会保障負担 19.0%と租税負担 29.4%である。租税負担率は OECD 平均 37.0%よりも低位(35 国中 28 位)であり、税目ごとの内訳で見ると、法人所得課税は上位(10 位)であるものの、個人所得課税(25 位)・消費課税(31 位)はいずれも OECD 平均よりも低位にある。

図表Ⅳ-1 所得税の税収調達機能

(1) 所得税改正（税率と控除）による増減収額の累積効果（平年度ベース）



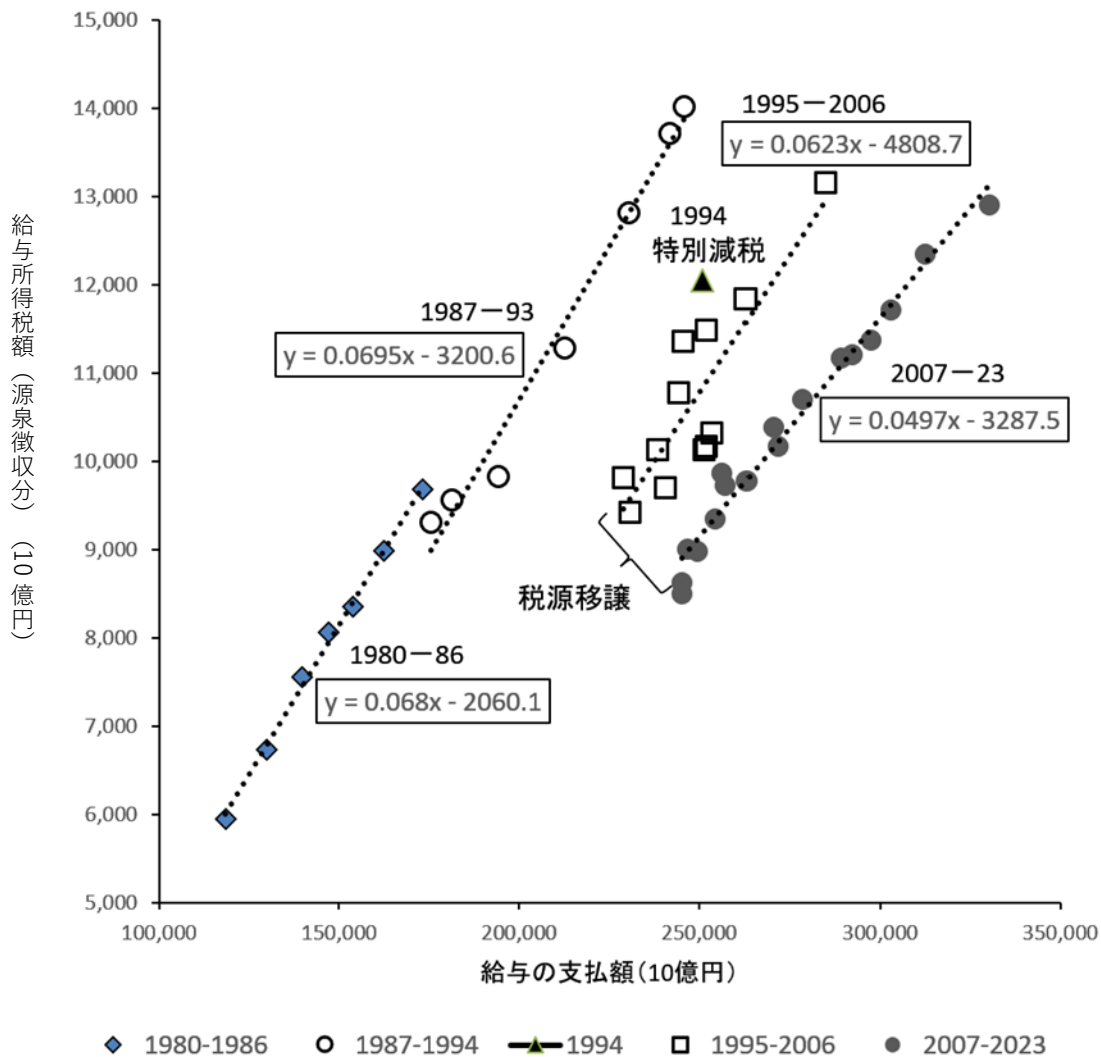
(備考) 税制改正が行われなかったと仮定した場合の税収推計は技術的に困難であるが、1980 年度以降に実施された税制改正による増減収見込額（所得税の税率と控除に係る改正によるもの）を累積させることで試算した。累積額は 1980 年度をゼロとしている。

なお、2025 年度改正では、上記のほか、基礎控除の特例が創設され、6,210 億円（2025 年度）の減収が見込まれている。

(資料) 日本租税研究協会『税制改正参考資料集』、財務省「税制改正による増減収見込額」

- ・バブル経済前後に大幅な減税が実施されており、1980 年度から 2005 年度までの累積減収額は約 6 兆 9,200 億円に上る。2006 年度税制改正では三位一体の改革に伴う所得課税の国から地方への税源移譲により約 3 兆円の減収になった。税源移譲分を合計すると 2009 年度までの累積減収額は約 10 兆円に達する。2010 年代に入って控除改正や最高税率の引上げによって累積減収額が約 1 兆円縮小したが、2025 年度税制改正で行われた基礎控除等の引上げにより所得税の税収調達機能は低下している。

(2) 給与支払額と給与所得税額との関係



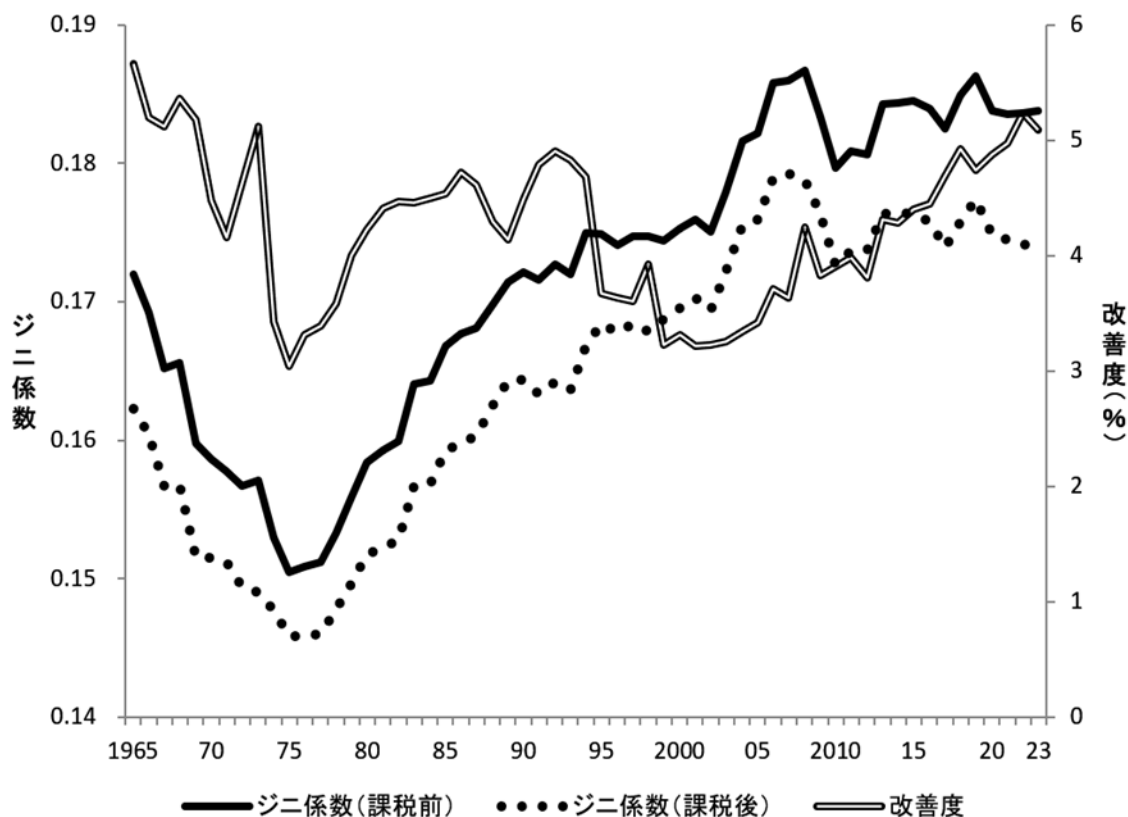
(備考) 官公庁分を含む。

(資料) 国税庁『長期時系列データ：源泉所得税』

- ・減税、税源移譲の影響で国税の給与所得税の額は、2010 年度にはピーク（1993 年度）の約 60%にまで減少した。その後、扶養控除の見直し、給与所得控除の見直し、最高税率の引上げが行われるとともに、給与所得の増加によって税収はピーク時に近い金額にまで増加している。しかし、給与所得が約 1.3 倍に増加していることを考慮するなら、所得税の税収調達機能は大きく低下していると言える。

図表IV-2 所得税の再分配効果

所得税課税前後のジニ係数及び再分配効果の推移（民間給与所得者）



（備考）1年を通じて勤務した者。

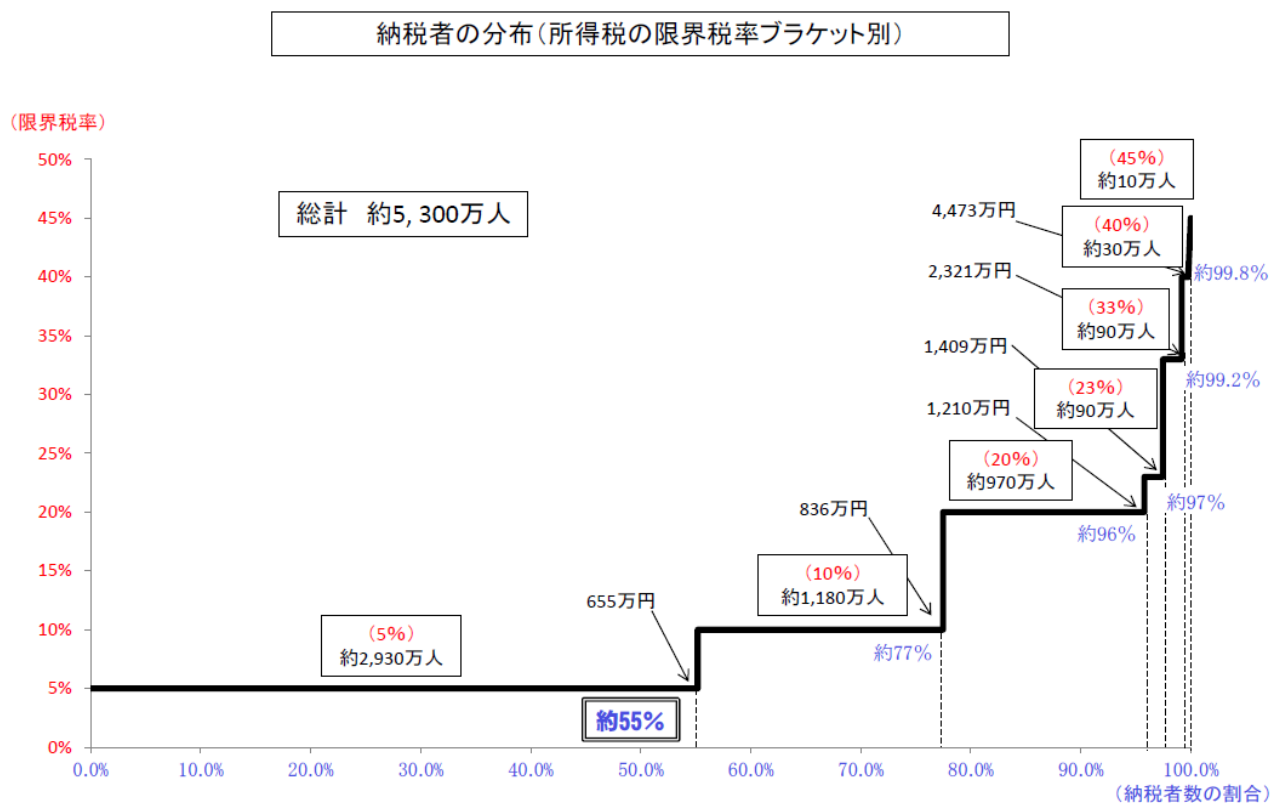
ジニ係数の改善度（改善度（再分配効果））＝（課税前ジニ係数－課税後ジニ係数）／課税前ジニ係数

（資料）国税庁『税務統計から見た民間給与の実態』

- ・図は、国税庁『税務統計から見た民間給与の実態』を用いて、1年を通じて勤務した民間給与所得者の所得税課税前後のジニ係数と、ジニ係数の改善度（改善度（再分配効果）＝（課税前ジニ係数－課税後ジニ係数）／課税前ジニ係数）の推移を示したものである。課税前所得格差は高度経済成長期に縮小するが、第一次石油ショック後に安定成長期に入ってから以降、拡大を続けた。しかし、近年は格差拡大の勢いは弱まっている。給与所得者に限れば、格差の拡大は近年の傾向ではないことがわかる。所得税課税後は課税前に比べて平等化しているが、格差の傾向はほぼ課税前の傾向をそのまま残している。ジニ係数の改善度で測った所得税の再分配効果は、1990年代に入って大きく低下したものの、2000年代には持ち直してきている。この再分配効果（改善度）は課税前所得分布の影響を受けるため読み取りには注意を要するが、近年、課税前所得分布がほぼ横ばいであることを考慮するなら、所得税の近年の再分配効果は回復していると言える。

図表Ⅳ-3 所得税の負担構造

(1) 限界税率ブラケット別納税者割合

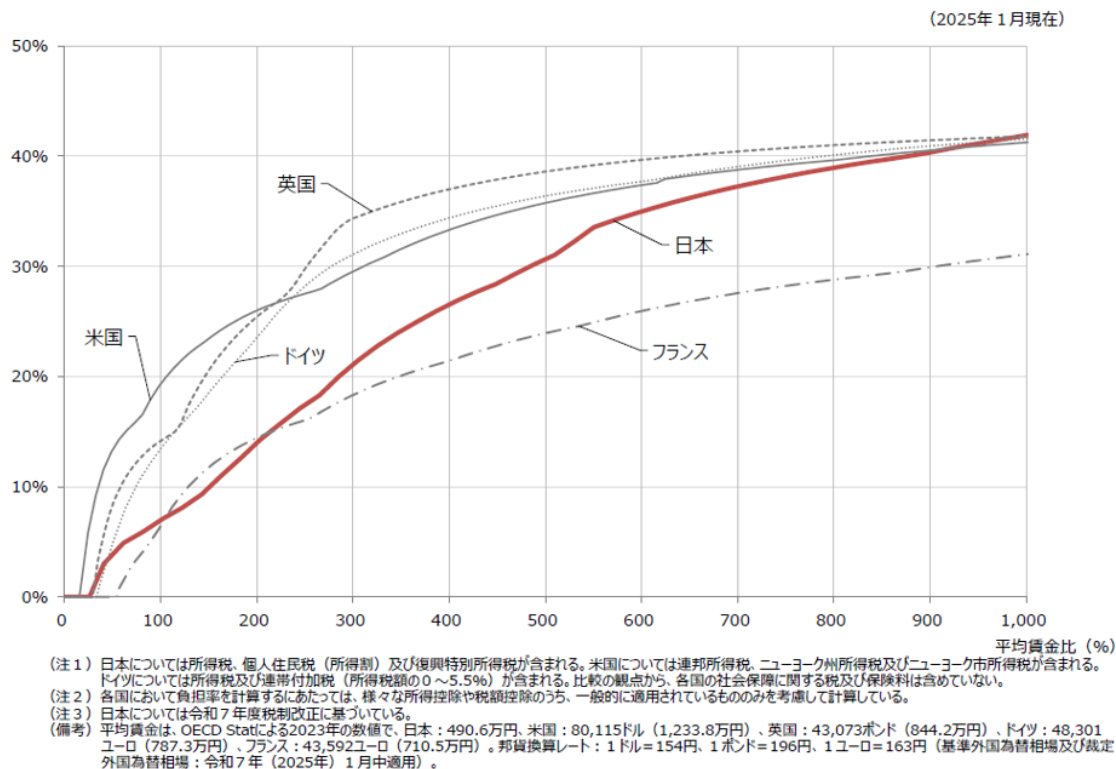


(資料) 財務省

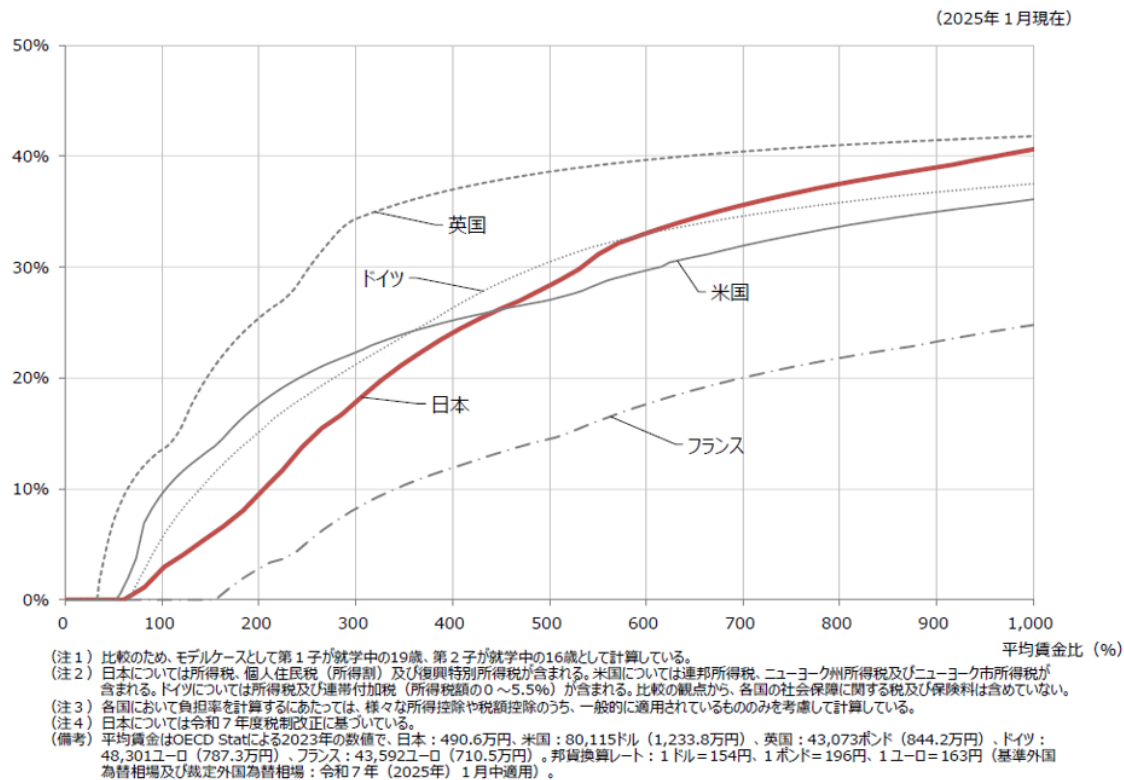
- ・わが国においては、所得税の納税者のうち最低税率5%が適用されている者が全体の55%程度にのぼり、納税者の約80%が5%ないし10%という低い税率が適用されている(後掲の図表Ⅳ-3(3)も参考にされたい)。

(2) 所得階層別の所得税実効税率の国際比較

・単身の給与所得者（平均賃金比）



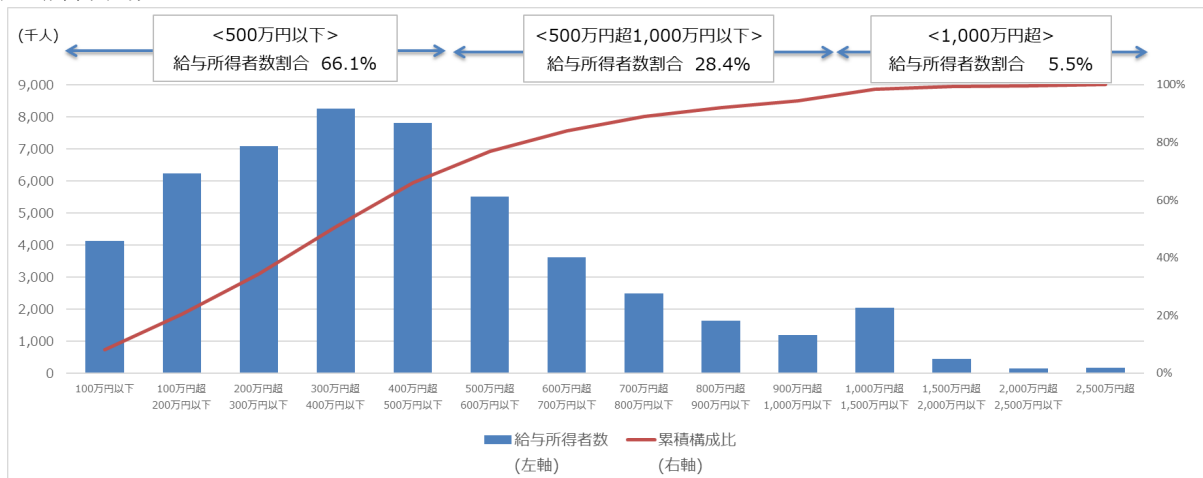
・夫婦子二人（方働き）の給与所得者（平均賃金比）



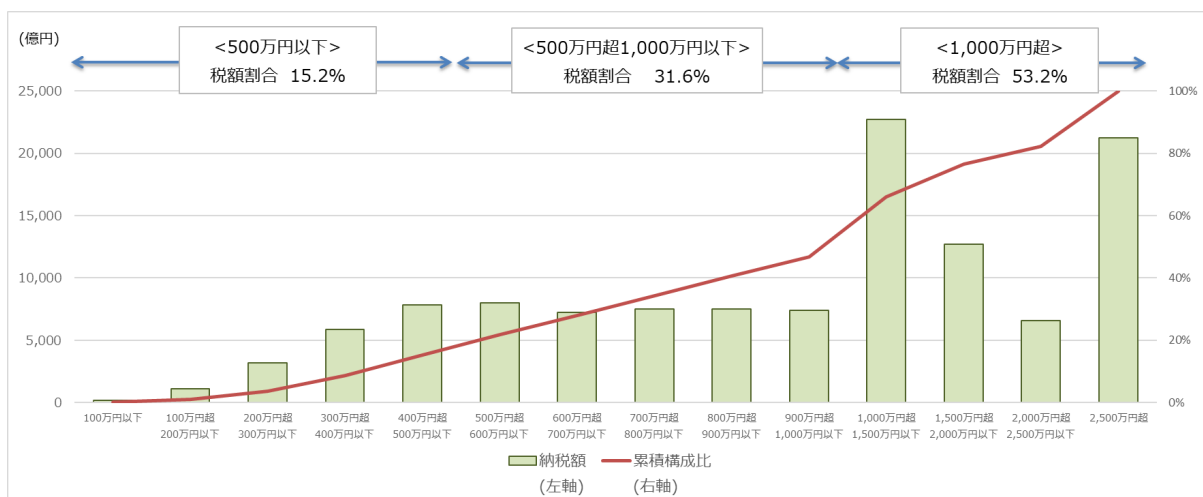
（資料）財務省「わが国の税制の概要」（個人所得課税）

(3) 所得階級別の構成割合

・給与所得者数

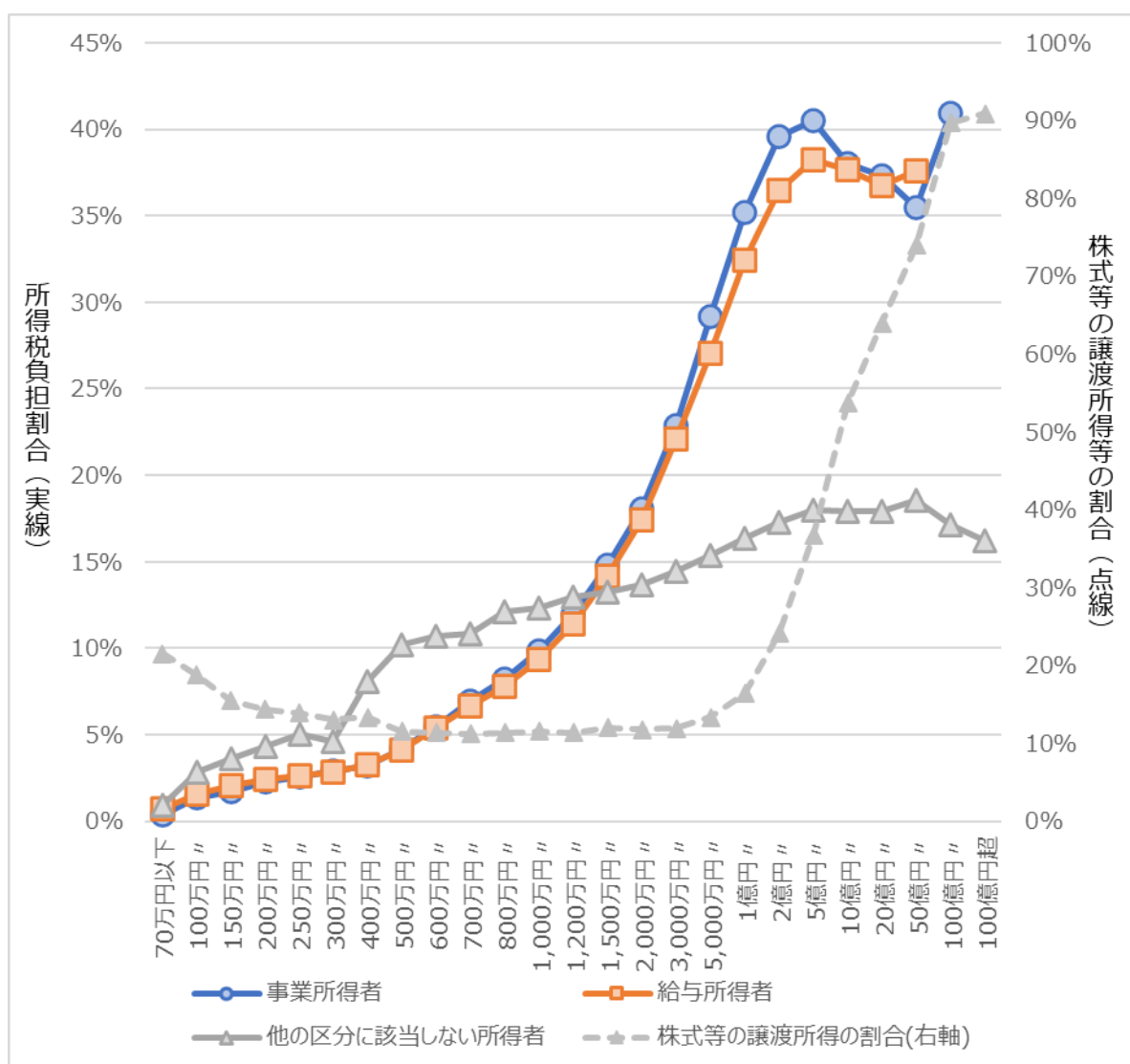


・給与所得者の納税額



(資料) 国税庁「民間給与実態統計調査結果 令和6年9月」「統計年報 令和5年度」より日本租税研究協会作成。

図表Ⅳ-5 申告納税者の所得税負担割合

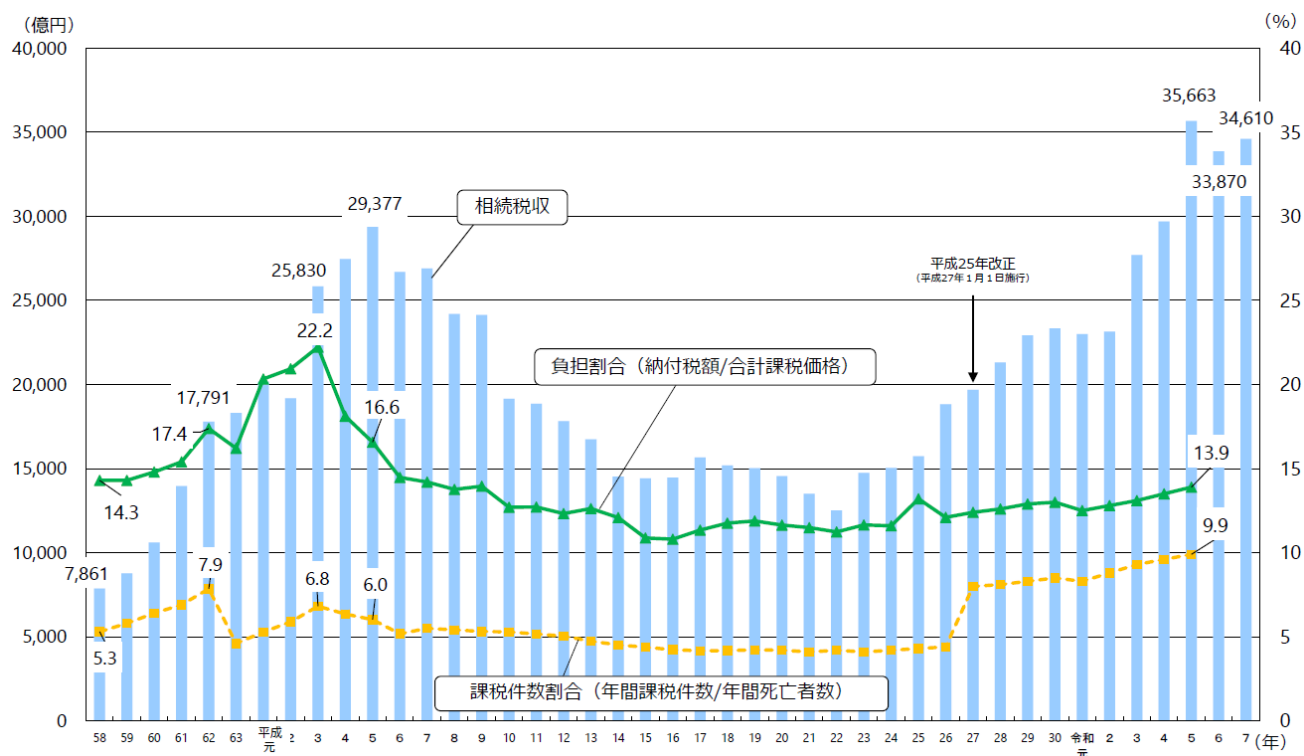


(備考)「他の区分に該当しない所得者」とは、事業所得者、不動産所得者、給与所得者、雑所得者以外の所得者をいう。

(出所) 国税庁「申告所得税標本調査結果」(令和5年分)より、日本租税研究協会にて作成

- ・所得階級別の所得税負担率を図示したもの。
 - ・他の区分に該当しない所得者については、その所得に占める株式等の譲渡所得の割合を点線で表示(右軸)。所得階級が高くなるにつれて株式等の譲渡所得の割合が高まるが、税負担率の増加率は給与所得者や事業所得者に対して低いことが見て取れる。
 - ・令和5年度税制改正において導入された「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置(※)」は令和7年分から適用されるため、その効果を注視するとともに、金融所得課税のあり方について引き続き検討する必要がある。
- (※) 個人でその者のその年分の基準所得金額(総所得金額及び分離課税の各種所得の合計額)が3億3,000万円を超えるものについては、その超える部分の金額の22.5%に相当する金額からその年分の基準所得税額(通常の方法により計算した税額)を控除した金額に相当する所得税を課する。

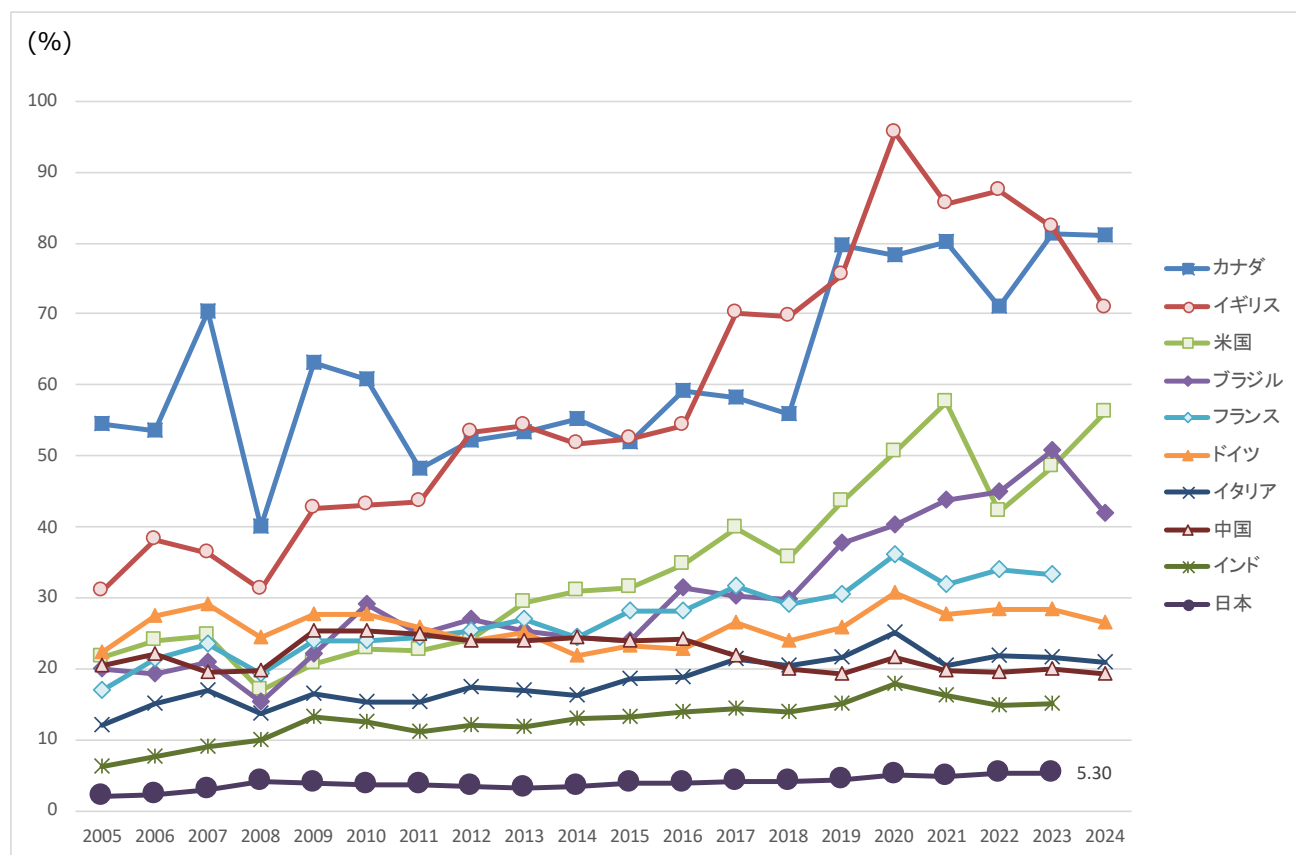
図表 V-1 相続税の課税割合等の推移



(出所) 財務省「わが国の税制の概要」(相続税の税収、課税件数割合及び負担割合の推移)

・竹下政権下での税制改革(昭和63年)では、相続税、贈与税の最高税率が75%から50%に引き下げられるとともに、バブル経済によって地価が上昇したため、相続税の基礎控除が引き上げられた。その後、平成25年度改正(平成27年1月1日以降適用)において基礎控除が大幅に引き下げられるとともに、税率の見直しなどが行われたことによって、相続税の機能は一定程度の回復が図られている。

図表VI-1 対内直接投資残高の GDP 比の推移（年次）



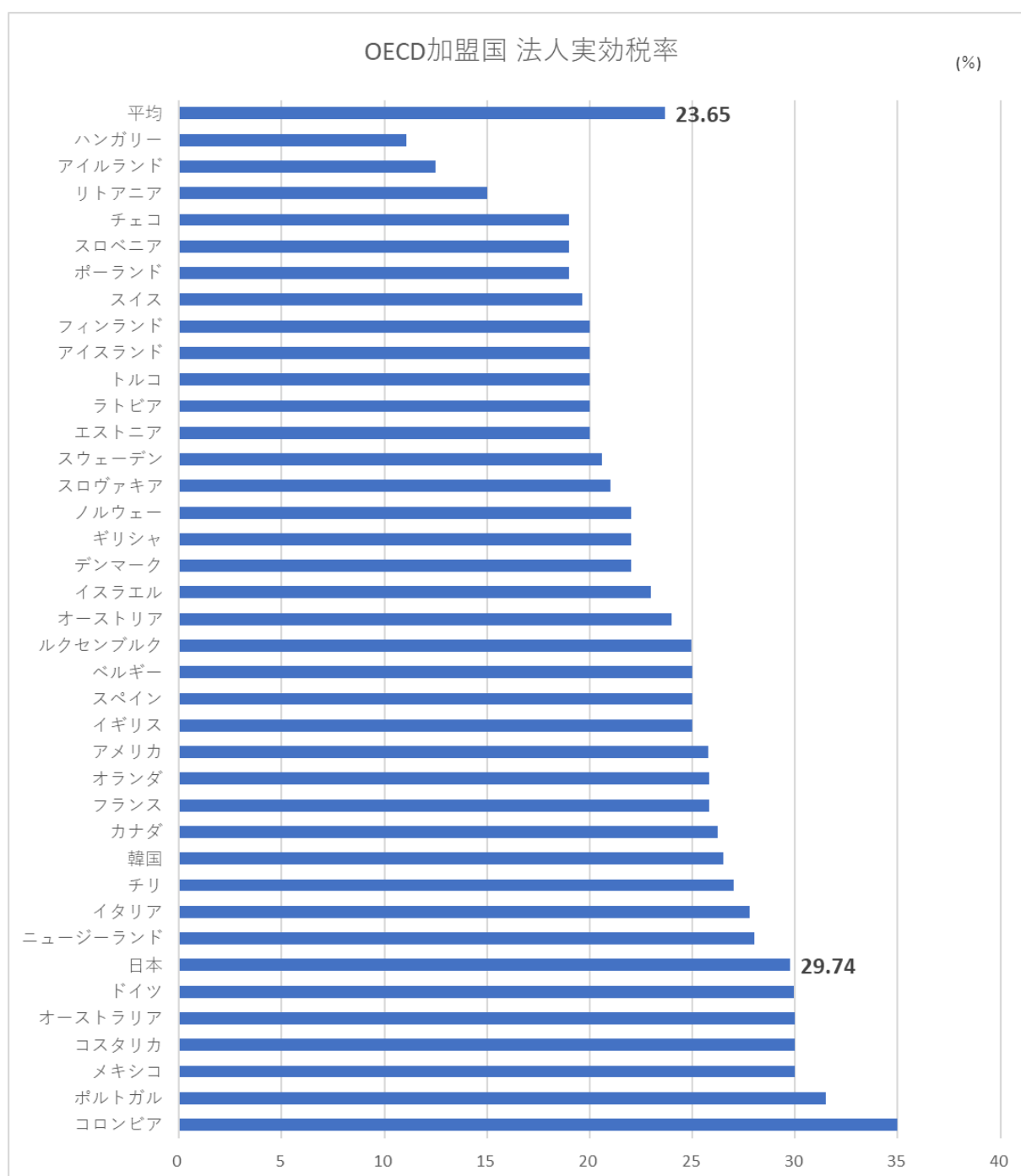
(出所) OECD (2024) Foreign direct investment (FDI) stocks.

<https://www.oecd.org/en/data/indicators/fdi-stocks.html?oecdcontrol-3122613a85-var3=2023>

(Accessed on 10 July 2025))より日本租税研究協会作成

- ・わが国の2023年の対内直接投資残高のGDP比は、継続的に観察している10カ国と比較した場合に、5.3%と最も低い水準にある。リーマンショックが生じた2008年には各国とも投資が落ち込んでいたものの、日本を除く各国とも総じて右肩上がりで推移している。
- ・10カ国の平均は約39%であり、G20全体では約35%、OECD全体では約52%、EU全体では約70%（いずれも2023年度）とわが国とは大きな差が生じており、外国からの投資を呼び込めていない。

図表VI-2 法人所得課税の実効税率の国際比較



(備考) 日本においては、2015・2016 年度において、成長志向の法人税改革を実施し、税率を段階的に引下げ、34.62%（2014 年度（改革前））→32.11%（2015 年度）→29.97%（2016・2017 年度）→29.74%（2018 年度～）となっている。

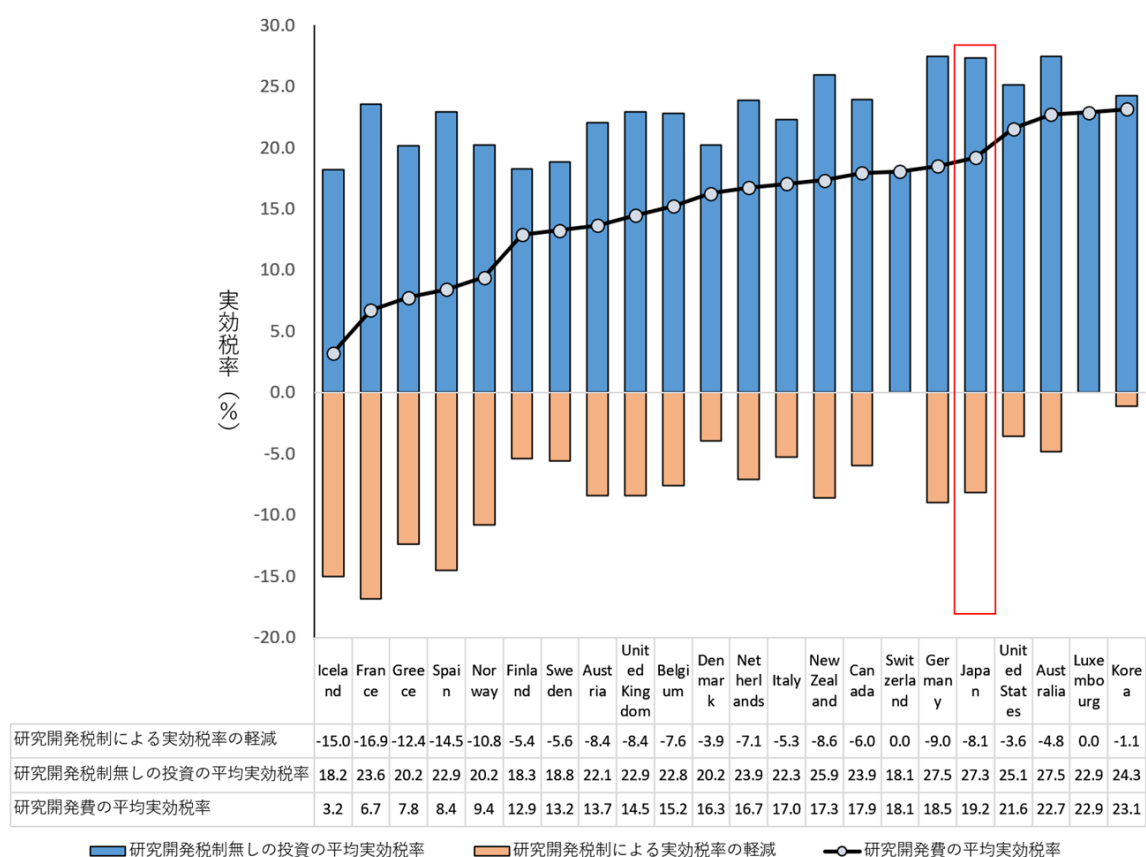
（国・地方合計、外形標準課税対象法人で標準税率の法人実効税率）

また、2026 年度以降、防衛特別法人税の課税対象となる法人に該当する場合の法人実効税率は 30.64%となる（R 7 改正）。

（出所）OECD Corporate Tax Statistics 2024

<参考：補足資料>

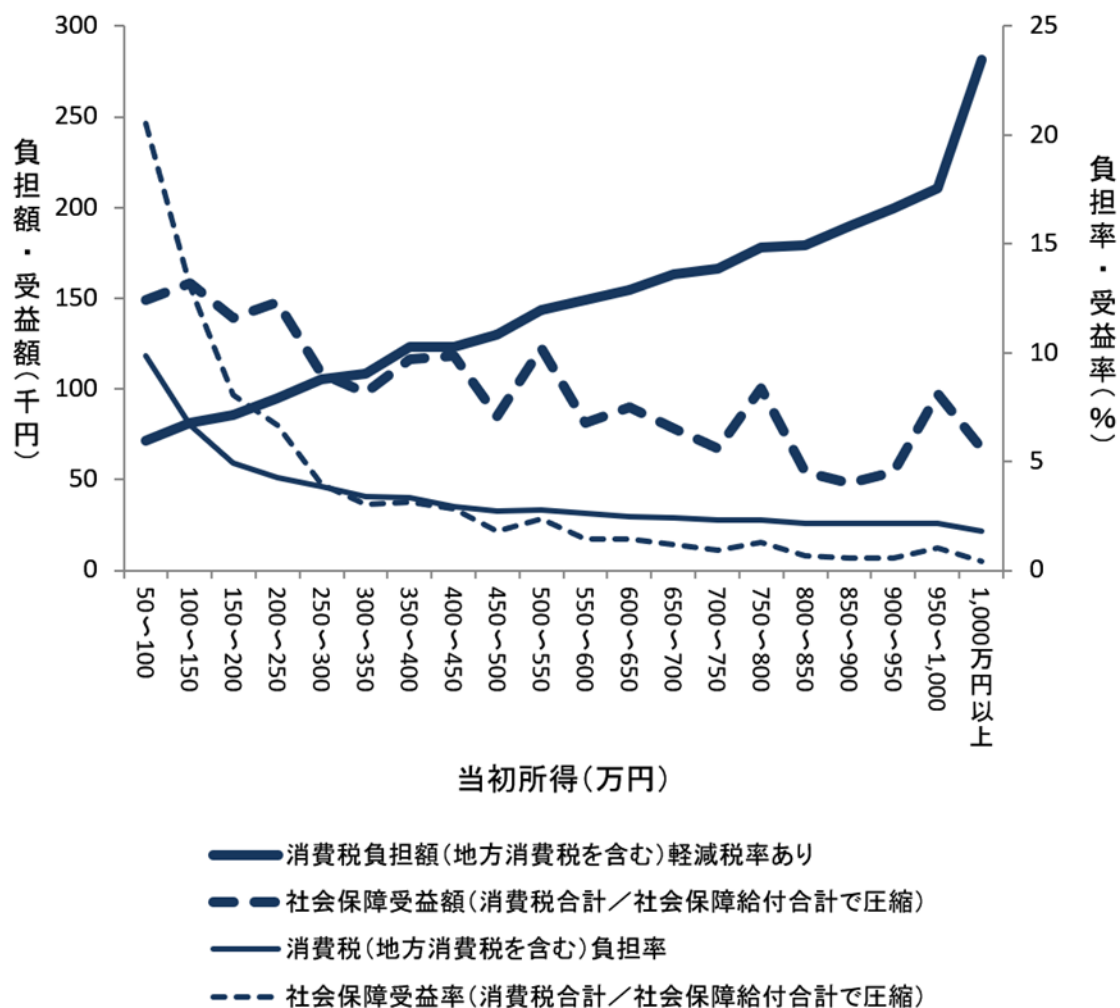
研究開発費の平均実効税率(2023)



(資料) OECD, R&D Tax Incentives Database

・経済的利益を得る研究開発支出に対して、優遇措置がどの程度税負担を軽減するかを測定。研究開発税制適用後の平均実効税率を、研究開発税制が適用されない同程度の投資の平均実効税率と比較することで得られる。日本も研究開発に対する優遇措置を加味した平均実効税率は下がっている。しかし、外国には優遇措置によって研究開発費の実効税率が大きく低下している国が多い。

図表Ⅷ-1 所得階層別の消費税負担と社会保障受益の関係（金額・率）（2021 年）



（備考）

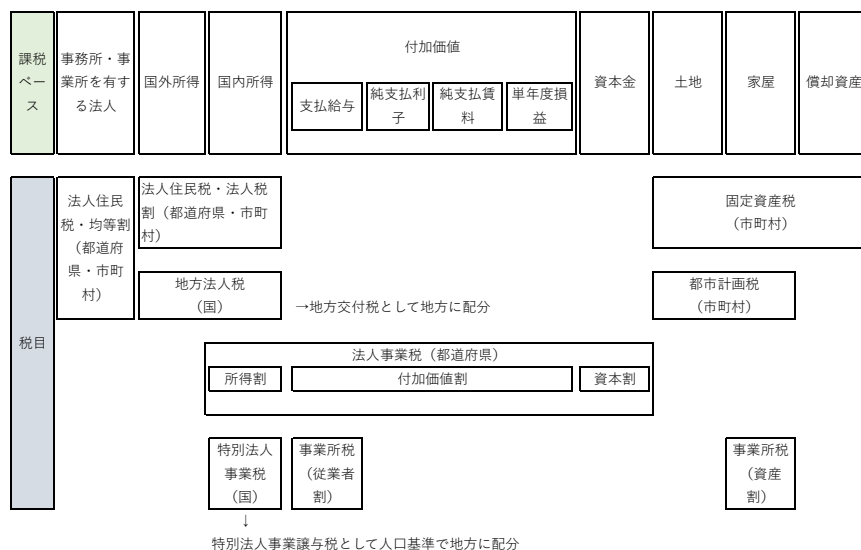
- 1) 社会保障給付は年金、医療、介護、その他である。
- 2) 社会保障には消費税以外の財源が含まれているため、ここでは、分析中の消費税額に一致するように給付額を圧縮した。
- 3) データは所得再分配調査の最終年である 2021 年を用いた。
- 4) 消費税は現行制度の「軽減税率あり」としている。
- 5) 消費税額の算出は、消費税負担額の算出基礎になる消費支出額については「全国家計構造調査」から消費税率に合わせて消費支出ごとに消費関数（対可処分所得）を推定し、「所得再分配調査」の可処分所得に適用して求めた。
- 6) したがって、本分析は、2021 年時点で現行の消費税制度が採用されたとした仮定の負担を推定し、社会保障給付と比較していることになる。

（資料）厚生労働省『所得再分配調査』（2021 年）、総務省『全国家計構造調査』（2019 年）

・当初所得が 300 万円未満の世帯では社会保障の受益が消費税負担を上回り、受益超過になっているのに対して、300 万円以上の世帯では負担超過になっている。消費税は逆進的な負担構造になるが、受益面を考慮するなら消費税は低所得者層に極めて有利な税である。このように、消費税が何に用いられるかによって所得再分配に及ぼす影響は異なり、消費税の使途を社会保障に限定することによって負担と受益の両面を考慮した帰着は大きな再分配効果を発揮している。

図表IX－1

(1) 複雑な地方法人課税



(2) 法人が一次的に負担する税と税収 (2019 年度ベース)

				(単位：100万円、%)			
道府県税				市町村税			
	収入額	個人	法人		収入額	個人	法人
1 普通税				1 普通税			
(1) 法定普通税				(1) 法定普通税			
道府県民税	5,661,125	0	0	市町村民税	10,720,345	0	0
個人分	4,544,233	4,544,233	0	個人均等割	225,147	225,147	0
法人分	821,198	0	821,198	所得割	8,099,988	8,099,988	0
法人均等割	155,237	0	0	法人均等割	445,686	0	445,686
法人税割	665,961	0	0	法人税割	1,949,524	0	1,949,524
利子割	30,295	14,379	15,916	固定資産税	9,286,049	0	0
配当割	167,028	51,662	115,366	純固定資産税	9,198,802	0	0
株式等譲渡所得割	98,371	43,543	54,828	土地	3,485,345	1,969,848	1,515,497
事業税	4,596,553	0	0	家屋	3,957,813	2,336,073	1,621,740
個人分	211,433	211,433	0	償却資産	1,755,643	0	1,755,643
法人分	4,385,121	0	4,385,121	交付金	87,247	0	87,247
地方消費税	4,795,548	4,570,398	225,150	軽自動車税	269,231	187,578	81,653
不動産取得税	404,198	167,233	236,965	市町村たばこ税	853,879	811,754	42,125
道府県たばこ税	139,535	132,651	6,884	鉱産税	1,770	0	1,770
ゴルフ場利用税	43,075	39,373	3,702	特別土地保有税	192	0	192
自動車取得税	103,867	72,366	31,501	(2) 法定外普通税	0	0	0
軽油取引税	944,814	0	944,814	狭小住戸集合住宅税	472	472	0
自動車税	1,588,140	1,245,280	342,860	砂利採取税	6	0	6
鉱区税	327	0	327	別荘等所有税	530	366	164
固定資産税	7,995	0	7,995	歴史と文化の環境税	79	79	0
(2) 法定外普通税	46,385	0	46,385	使用済核燃料税	815	0	815
目的税	12,050	0	0	空港連絡橋利用税	433	433	0
(1) 法定目的税	767	0	0	目的税	1,733,994	0	0
ア口狩猟税	767	767	0	(1) 法定目的税	1,726,954	0	0
(2) 法定外目的税	11,283	0	0	入湯税	22,498	22,498	0
宿泊税	3,945	2,728	1,217	事業所税	386,702	0	386,702
その他法定外目的税	7,338	0	7,338	都市計画税	1,317,728	877,529	440,199
	0	0	0	水利地益税	25	0	25
	0	0	0	(2) 法定外目的税	7,041	0	0
	0	0	0	宿泊税	5,147	3,559	1,588
	0	0	0	その他法定外目的税	1,894	0	1,894
旧法による税	43	43	0	旧法による税	0	0	0
合計	18,343,655	11,096,088	7,247,567	合計	22,867,795	14,535,325	8,332,471
	100.0	60.5	39.5		100	63.5624219	36.4375807
地方法人税	604,190	0	604,190				
地方法人特別税	2,043,581	0	2,043,581				
合計	20,991,426	11,096,088	9,895,338				
	100.0	52.9	47.1				

(備考)

- ここでの個人と法人の配分は、課税の最初のインパクト（一次帰着）を基準に行ったものであり、最終的な帰着は考慮していない。
 - 地方法人特別税は2019年をもって廃止され、特別法人事業税（国税）が導入されている。
- （資料）地方税は総務省『地方財政統計年報』。各税目の配分に用いた資料は「付表」に記している。

地方法人課税は法人二税（法人住民税、法人事業税）に注目が集まるが、その他にも、固定資産税など法人が納税する税も多い。産業連関表や固定資産税概要調査等を用いて試算したところ、都道府県税（地方法人税、地方法人特別税（2019年9月に廃止。同年10月から特別法人事業税が導入されている）を加えた場合、20兆9914億円の47.1%（9兆8953億円）、市町村税22兆8678億円の36.4%（8兆3325億円）が一次的に法人に帰着する。このように、法人の負担は法人二税以外にも巨額に上っている。

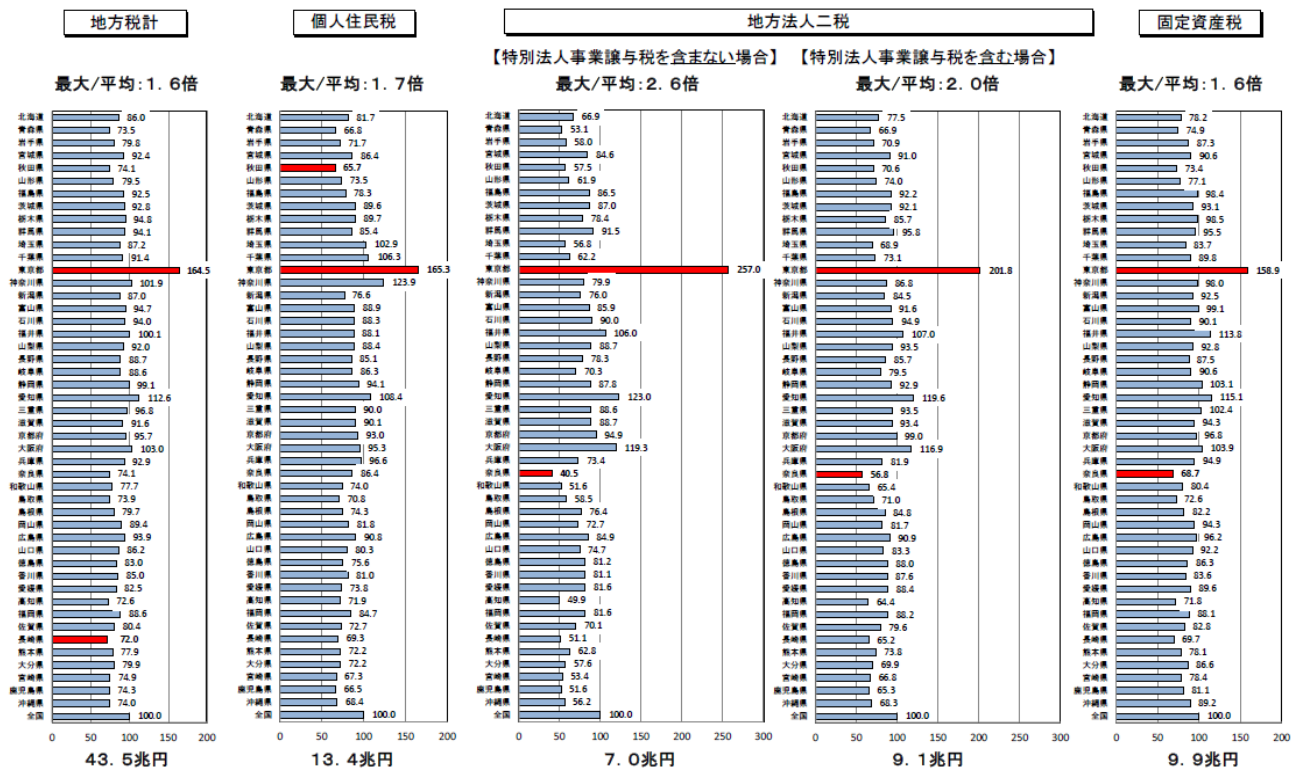
付表 地方税の帰着仮説と個人・法人間配分に用いた資料

道府県民税	利子割	内閣府「国民経済計算」(2019)受取利子の家計と非金融企業で個人と法人に配分。						
道府県民税	配当割	内閣府「国民経済計算」(2019)受取配当の家計と非金融企業で個人と法人に配分。						
道府県民税	株式等譲渡所得割	東京証券取引所他『2019年度株式分布状況調査の調査結果について』の株式保有額で個人と法人に配分。						
不動産取得税		国土交通省『2020 年土地保有・動態調査』(2019 年取引分)で個人と法人に配分						
ゴルフ場利用税		総務省「産業連関表」(2015)の娯楽サービスの家計外消費支出と家計消費支出で法人と個人に配分。						
自動車取得税		総務省「産業連関表」(2015)の乗用車の家計消費支出と民間固定資本形成を用いて個人と法人に配分。						
自動車税		総務省「産業連関表」(2015)の乗用車及びその他の自動車を家計消費と企業(民間固定資本形成)を用いて配分。ただし、営業用自動車は税率1/3と仮定。						
宿泊税		総務省「産業連関表」(2015)の宿泊業の家計消費支出と家計外消費支出で個人と法人に配分。						
固定資産税	土地	総務省「固定資産の価格等の概要調書(土地)」(2019)の課税標準で個人と法人に配分						
	家屋	総務省「固定資産の価格等の概要調書(家屋)」(2019)の課税標準で個人と法人に配分。						
地方消費税		総務省「産業連関表」(2015)内生部門計最終需要の家計消費支出と民間消費支出で個人と法人に配分。						
たばこ税		総務省「産業連関表」2015たばこ最終需要の家計消費支出と家計外消費支出で個人と法人に配分。						
軽自動車税		乗用車とみなし、総務省「産業連関表」(2015)の乗用車の家計消費と民間固定資本形成とで個人と法人に配分。						
都市計画税		総務省「固定資産の価格等の概要調書(土地・家屋)」(2019)の課税標準で個人と法人に配分。ただし、土地分の課税標準については個人分は固定資産税の2倍とする。						
別荘等所有税		旅館と別荘の相関が高いことから、総務省「産業連関表」(2015)の宿泊業の家計消費支出と家計外消費支出で個人と法人に配分。						

(3) 人口1人当たり税収額の指数（令和5年度決算）

地方税収の人口1人当たり税収額の指数（全国平均を100とした場合）

人口一人当たりの税収額の指数（令和5年度決算額）



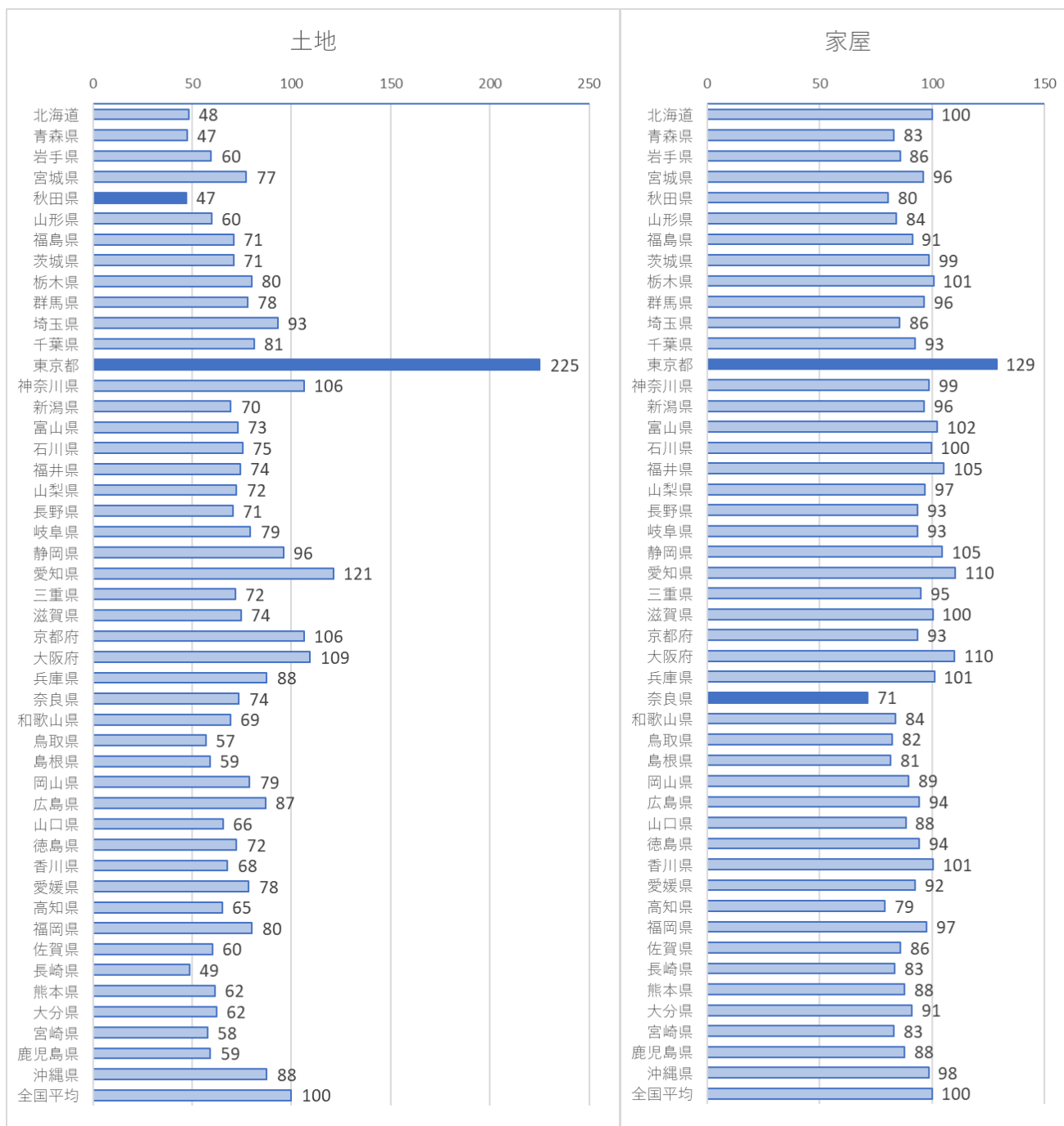
(注1) 上段の「最大/平均」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を平均で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
(注2) 地方税計は特別法人事業譲与税を含まない額である。

(資料) 総務省

- 都道府県別に人口1人当たり地方税収入を比較すると、地方法人二税（法人事業税、法人住民税）は、最大の東京都（257.0）は最小の奈良県（40.5）の6.3倍となっており、かつ税収は7.0兆円に達していることから、地方税の地域偏在を大きくしている。地域偏在を縮小することは、財政力格差の縮小につながり、地方交付税への依存を少なくする。
- 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計であるため、偏在度は小さくなっている。しかし、土地分については地価をベースに課税することから偏在度は大きい。

図表IX-4

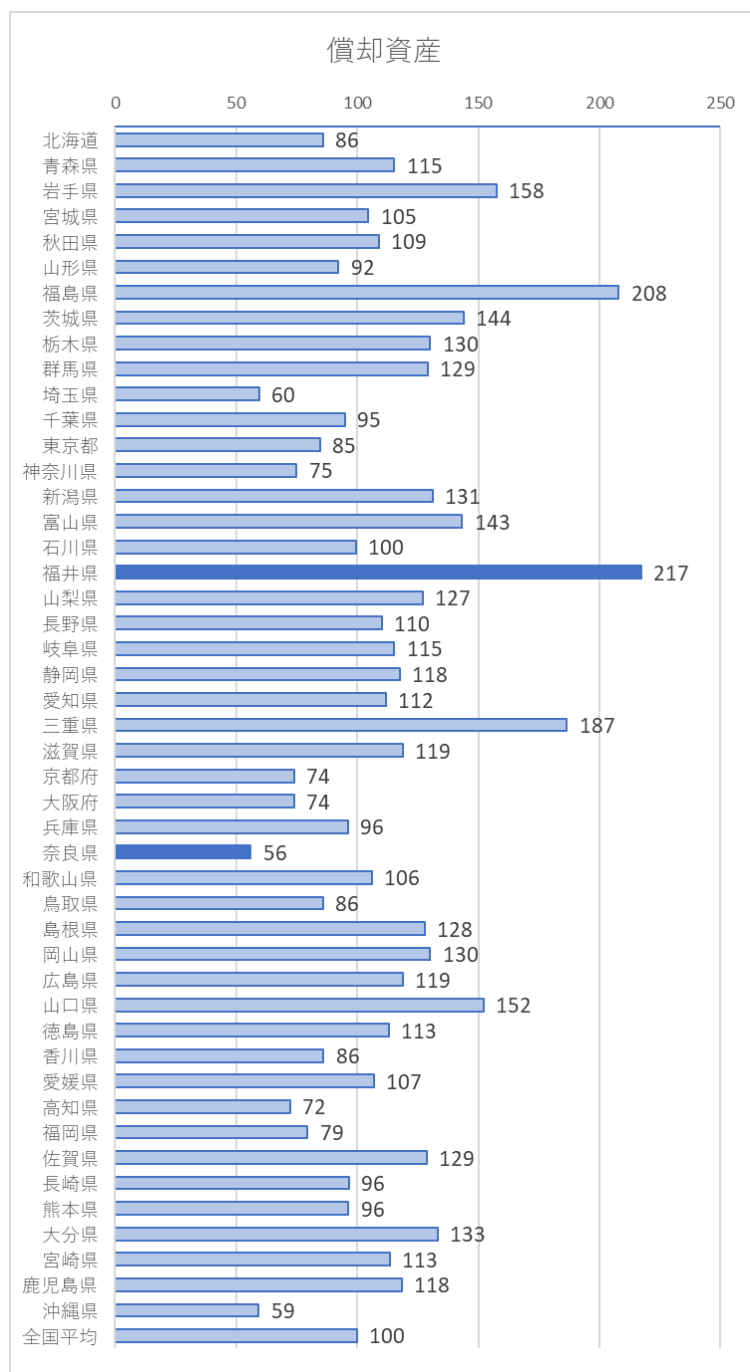
(1) 固定資産税の地域間格差（課税標準額÷人口、全国平均＝100）



最大：東京(225)／最小：秋田(47)＝格差 4.8 倍

最大：東京(129)／最小：奈良(71)＝格差 1.8 倍

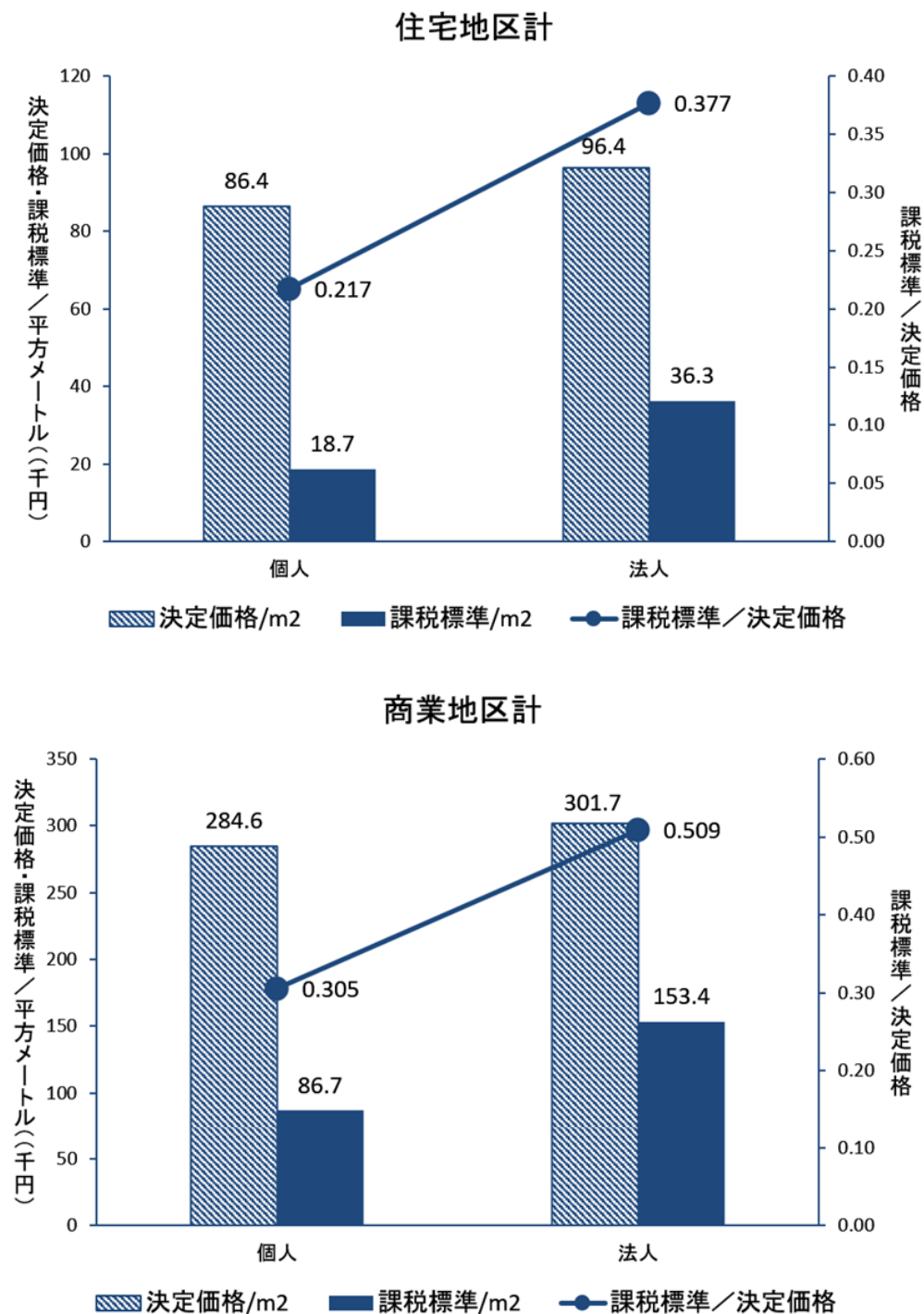
(出所)総務省「令和 5 年度固定資産の価格等の概要調書」「人口推計 2023 年(令和 5 年)10 月 1 日現在」から、日本租税研究協会にて作成



最大:福井(217)/最小:奈良(56)=格差 3.9 倍

・固定資産税(土地分)の課税標準は「適正な時価」とされている。しかし、適正な時価は地価公示価格などを基準に算定されることから、地価の高い東京などの大都市圏では課税標準が高く、税負担も大きい。人口当たりの課税標準額は、最大の東京都は最小の秋田県の 4.8 倍に上っている。これに対して再建築価格方式をとる家屋は、最大の東京都は最小の奈良県の 1.8 倍と、土地に比べると地域間格差は小さい。また、償却資産に係る固定資産税については、福井県や福島県・三重県の指数が高くなっている。このように、同じ固定資産税でも土地、家屋、償却資産によって地域間格差は異なっている。

(2) 個人と法人の間の格差



(資料) 神戸市『固定資産税概要調書』令和6年度

・土地利用規制が比較的緩やかな日本では、同じエリア内に住宅宅地と事業用宅地とが近接していることが多い。この場合、地価は同じでも、住宅用地の場合には、課税標準を減額する特例があるため、業務用土地に比べて固定資産税の負担が軽くなる。上図に見られるように、住宅地区でも、商業地区でも、決定価格には用途による差は小さいのに対して、課税標準は個人の方が低くなっている。

(3) 償却資産に係る固定資産税の国際比較

諸外国における資産保有に係る課税状況

国名	税目	課税団体	課税客体、課税標準など	償却資産への課税
【北米】				
アメリカ	財産税	州、地方	不動産(土地・建物):全50州で課税 動産:12州で非課税 製造用機械:24州で減免等(免税・非課税15州、減免等9州)	△ (※1)
カナダ	財産税/不動産税	州、地方	不動産(土地・建物):全州(10州・3準州)で課税 動産:5州(4州・1準州)で非課税 機械設備:課税は2州のみ	△ (※2)
【欧州】				
イタリア	地方不動産税	市町村	土地・家屋	×
イギリス	カウンシル税	地方自治体	住宅用不動産	×
	事業用レイト	国(人口比で地方自治体へ分配)	非住宅用不動産(償却資産については土地と一体となった事業用資産についてのみ課税。例:クレーンは非課税、クレーン設置台は課税)	×
フランス	既建築地不動産税	州、県、市町村	既建築資産(恒久的に土地に固定されており、破壊せずに移動することが不可能である等が要件)橋、岸壁、固定され商業・産業用途に整備された船舶等も含まれる	×
	未建築地不動産税	同上	未建築資産(例:鉄道敷地、石切場、鉱山、泥炭鉱、塩田)	×
	居住税	県、市町村	事業目的以外の居住用資産(家具付の住居、その従属物、職業税の対象とならない家具付の場所)	×
	地域経済負担金(旧職業税)	州、県、市町村	地方事業税:自由業者の収入、事業用不動産の賃貸価格 補完税:付加価値	×
ドイツ	財産税	州	純資産額(B/S計上額)から基礎控除額を控除した残額(1995年連邦憲法裁判所決定により、部分的に違憲な制度を含むことを理由として、1997年以降徴収停止中)	×
	不動産税	地方	不動産A(農林業事業に供する資産:家畜、収穫物、農林業用機械など) 不動産B(不動産A以外の不動産:土地、家屋のみ)	×
【アジア】				
台湾	地価税	市	土地	×
	家屋税	市	建物/家屋	×
中国	都市土地使用税	地方	土地	×
	都市不動産税	地方	外資に課税(内外企業は対象外)	×
	不動産税	地方	土地、家屋、建物と一体不可分の設備(含償却資産)	×
韓国	財産税	市・郡	土地、建築物(建物、構築物、特殊な附帯設備)、船舶、航空機	×
	都市計画税	市・郡	土地、建物/家屋	×
	共同施設税	市・郡	土地、建物/家屋、船舶	×
	地方教育税	道	財産税に準ずる	×

※1:製造用機械については減免される州が多い

※2:機械設備については減免される州が多い

※3:徴収停止中

※4:農林業用機械のみ課税

(出所)経団連、日本鉄鋼連盟等

・諸外国では、償却資産への課税は極めて異例である。

図表IX-6 地方税超過課税の状況(2023年度)

第16表 超過課税の状況

その1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
道府県民税個人均等割	37	25,188	37	25,089	－	99
道府県民税所得割	1	3,016	1	2,935	－	81
道府県民税法人均等割	35	10,415	35	10,530	－	△ 115
道府県民税法人税割	46	154,065	46	156,650	－	△ 2,585
事業税法人分	8	198,009	8	192,360	－	5,649
自動車税	－	－	－	－	－	－
合 計	－	390,692	－	387,564	－	3,128

その2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
市 町 村 民 税	986	390,515	999	399,198	△ 13	△ 8,683
個 人 均 等 割	3	2,100	2	2,083	1	17
所 得 割	1	54	2	57	△ 1	△ 3
法 人 均 等 割	368	16,691	375	17,205	△ 7	△ 514
法 人 税 割	977	371,669	992	379,852	△ 15	△ 8,183
固 定 資 産 税	149	36,215	152	35,914	△ 3	301
土 地	149	9,455	152	9,616	△ 3	△ 161
家 屋	149	15,950	152	15,899	△ 3	51
償 却 資 産	148	10,810	151	10,398	△ 3	412
軽 自 動 車 税	14	162	14	311	－	△ 149
鉱 産 税	8	6	9	6	△ 1	－
入 湯 税	7	455	6	340	1	115
旧 法 に よ る 税	－	－	－	－	－	－
合 計	－	427,353	－	435,770	－	△ 8,417

(注)「市町村民税法人税割」には、東京都が徴収した市町村税相当額(令和5年度156,594百万円、令和4年度155,927百万円)を含む。

(出所)総務省「地方財政の状況 関連資料集 令和7年3月」。

- ・超過課税はその大部分が法人に対するものとなっている。道府県民税個人均等割について多くの団体が超過課税を実施しているが、その目的は水源涵養・環境保全などであり、税収不足への対応ではない。

(参考)

国際課税に関する用語の説明

税源浸食と利益移転行動計画 (BEPS 行動計画)

企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国・地域の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間にずれが生じていた。

税源浸食と利益移転 (Base Erosion and Profit Shifting, BEPS) プロジェクトは、公正な競争条件 (Level Playing Field) という考え方の下、多国籍企業がこのようなずれを利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うことがないように、国際課税ルールを世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国・地域政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すべく、OECD が立ち上げたプロジェクトで、G20 の支持も得て、15 の各行動計画の項目について、2015 年 10 月に最終報告書が公表された。

BEPS 最終報告書の概要

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

(1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からの B2C 取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。

行動 1 電子経済の課税上の課題への対応

(2) 各国・地域制度の国際的一貫性の確立

各国・地域間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国・地域が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動 2 ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化

行動 3 外国子会社合算税制の強化

行動 4 利子控除制限

行動 5 有害税制への対抗

(3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準 (モデル租税条約・移転価格ガイドライン) が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動 6 条約濫用の防止

行動 7 人為的な PE 認定回避

行動 8-10 移転価格税制と価値創造の一致

B. 各国・地域政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上〔透明性〕

(4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動 5 ルーリング（企業と当局間の事前合意）に係る自発的情報交換

行動 1 1 BEPS 関連のデータ収集・分析方法の確立

行動 1 2 タックス・プランニングの義務的開示

行動 1 3 多国籍企業情報の報告制度（移転価格税制に係る文書化）

C. 企業の不確実性の排除〔予測可能性〕

(5) 法的安定性の向上

BEPS 対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予測可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続をより実効的なものとするを図った。

行動 1 4 より効果的な紛争解決メカニズムの構築

(6) BEPS への迅速な対応

BEPS 行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国・地域の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS 対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を 2016 年末までに策定する。

行動 1 5 多国間協定の開発

BEPS 包摂的枠組み(Inclusive Framework on BEPS)

BEPS 行動計画の最終報告書の公表後、国際課税原則を今日的なものに改めるために設けられた BEPS プロジェクトの新たなステップであり、2024 年 5 月 28 日現在、OECD/G20 に留まらず、147 か国・地域のメンバーにより構成されている。とりわけ、最終報告書の残された課題につき、BEPS 包摂的枠組み(IF)の下で、メンバー国・地域が、対等な立場で議論・議決に参加し、合意事項全体にコミットすることとされている。

デジタル経済に関する課税問題

高度にデジタル化された事業を行うグローバル企業の場合、子会社や恒久的施設を市場国に置くことなく、顧客との取引を通じ多額の利益を得ることができるため、既存の国際課税制度では、市場国においてその所得に対し相応の課税を行うことができないという問題がある。BEPS 包摂的枠組み(IF)においてこの問題が扱われ、2021 年 10 月に IF 参加国の殆ど（136 カ国）が新たな制度の骨格に合意した。2018 年の中間報告の公表以降、利益帰属とネクサス（第 1 の柱）、及び、軽減課税国への対応（第 2 の柱）という 2 つの柱に問題を分けて、解決策を議論してきた。

第 1 の柱では、①多国籍企業（売上 200 億ユーロ超）の利益率 10%超の部分の 25%（利益 A）を売上などの配分基準を用いて市場国に配分することとされたが、その実現の根拠となる多数国間条約(MLC)は、署名のための開放を前に、発効に不可欠となる米国の同意を得られず、事実上

頓挫している。②市場国所在の販売会社に比較対象に基づかず産業分類ごとに予め定められた利益率を使って独立企業間価格を算出する「簡素化・合理化アプローチ」(利益 B) は、移転価格ガイドラインの補遺に取り入れられたものの、利益 A の事実上の停止に伴い、わが国を含め各国の国内法令等への反映は進んでいない。

第 2 の柱は、軽課税国への対処を念頭に、多国籍企業の所得が最低限の課税に服するよう、全世界的な税源浸食防止(Global Anti-Base Erosion, GloBE)措置の選択肢を検討してきた。結果、①所得合算ルール(Income Inclusion Rule[IIR])として、多国籍企業(総収入金額 7 億 5000 万ユーロ以上)の親会社の所在地国(R 国)に、その国内法に基づき、外国子会社等の所在地国(S 国)における最低税率(15%)に満たない部分への追加の課税を認めることとされた。但し、②S 国自体が先にこうした追加の課税(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax, [QDMTT])を行えば、IIR の適用はない。また、③IIR による課税が最低税率に満たない場合のバックストップとして S 国側で課税する軽課税所得ルール(Undertaxed Profit Rule[UTPR])もある。わが国では、IIR は既に適用が始まっており(法人税法 82 条以下)、QDMTT(同 82 条の 19 以下)と UTPR(同 82 条の 11 以下)は令和 7 年度改正で導入された(未施行)。これらのほか、関連当事者間での利子、使用料、サービス対価等の支払に関し、R 国課税後の税率が 9%に満たない場合に、租税条約上 S 国(途上国)が追加の課税を行いうるとする条約特典制限ルール(Subject-to-tax rule [STTR])は、既存の租税条約に導入するモデルがあり、また、その実施のための多数国間条約は署名のために開放されている。

租税条約

租税に関する国際間の二重課税の回避又は脱税を防止するために締結される条約をいう。各国・地域はその主権に基づき独自に課税権を行使するが、国際間における経済及び貿易等の頻繁化、増大化に伴い、国際的二重課税を排除し、脱税を防止することにより、二国間における健全な投資・経済交流の促進に資するべく条約が締結されている。わが国は、租税情報交換協定、税務行政執行共助条約等を含めて、156 か国・地域との間で適用される 87 条約等を締結している(2025 年 7 月 1 日現在。財務省ウェブサイト参照)。

暗号資産報告枠組み(CARF : Crypto-Asset Reporting Framework)

暗号資産等の取引の拡大に伴い脱税等のリスクが顕在化したことを受け、OECD が 2022 年に公表・承認した、各国の税務当局が自国の暗号資産交換業者等から報告される非居住者の暗号資産等取引情報を租税条約に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準を指す。わが国においても令和 8 年 1 月 1 日から適用され、報告を受けた情報は、租税条約等の情報交換に係る規定及び租税条約等実施特例法の規定に基づき、条約相手国に提供される。

対応的調整

租税条約の相手国・地域が、移転価格税制等に基づき、国外関連者との間の取引価格を独立企業間価格に引き直し、当該国外関連者の所得の金額又は税額を増額して課税した場合に、これに

応じて取引の相手方である自国の企業の所得の金額又は税額を減じる処分を行うことを、対応的調整という。

対応的調整は、租税条約の相互協議条項に基づく権限のある当局間の合意が得られた場合に履行されることとなっている。

租税条約濫用防止規定

租税条約上の特典が、条約が予定していない態様で利用されることを租税条約の濫用という。典型例は、投資性収益に対する源泉地課税の租税条約上の減免措置を、条約当事国でない第三国の居住者が、経済的意義の薄い取決めや主体（いわゆる導管会社、飛び石会社等）を介して享受する「条約漁り」である。「一方の締約国の居住者」、「受益者」といった用語の解釈のほか、既存の条約や国内法の定めによる個別的な対処の可能性はあるが、租税条約の濫用は BEPS の対処事項の 1 つ（行動計画 6）とされ、最終報告で示された対処の選択肢は、IF の参加国に最も高いコミットメントを要求する「最低限の基準」に位置づけられ、BEPS 防止措置実施条約（MLI）の内容に取り込まれた。同条約では、対象となる既存条約の前文の修正（BEPS 防止措置実施条約 6 条 1 項）に加え、主要目的テスト（PPT）の適用を要求しており（同条約 7 条 1 項）、これに条約特典制限（LOB）条項（簡素版）を追加する選択肢を用意した。わが国は PPT のみの適用を選択し、これと同趣旨の既存条約の定めはこれによって代わられたが、既存条約における LOB 条項には影響はない。

STTR (Subject to Tax Rule)

STTR は、所定の所得に係る支払金に対し、受領者（個人や非関連者等を除く。）の居住地国での法定税率が 9% に満たない場合に、租税条約に基づき課税権が制限される源泉地国（途上国のみ。）が、当該税率 9% に達するまでの課税を追加して行いいうとする仕組みである。導入は 2 国間の交渉あるいは多数国間条約（現在署名のため解放されている）を通じてなされる。

STTR は第 2 の柱の 1 つであり、租税条約に基づく途上国用の最低課税制度であるが、居住地国での法定税率には優遇措置に基づく調整可能性があり、幾つかの適用除外要件があるなど執行が容易でない面があり、實際上どの程度源泉地国の支援に繋がるかは不透明である。

外国税額控除制度

内国法人は、その全世界所得を課税標準として法人税が課される。しかし、外国支店等で生じた所得などの国外源泉所得については、通常当該外国においても課税されるため、同一の所得に対してわが国と外国の双方で課税されることとなり、国際的な二重課税が生じる。

そこで、内国法人が各事業年度において外国法人税を納付することとなる場合には、所定の控除対象外国法人税の額を、一定の限度額の範囲で、当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除することができる（法人税法 69 条）。これを外国税額控除制度という。

平成 21 年度改正において、外国子会社受取配当益金不算入制度（同 23 条の 2）が導入され、従来の間接外国税額控除制度は廃止された。他方、平成 26 年度改正により、外国法人の恒久的

施設帰属所得に係る所得についても、外国税額控除が適用されることとなった（同 144 条の 2）。

一括限度額方式

わが国の外国税額控除制度においては、控除限度額を国別又は所得類型別に設定する方式ではなく、すべての外国の税額を一括して限度額を設定する一括限度額方式を採っている。このため、日本より低税率の国と高税率の国でそれぞれ所得が発生した場合、前者の国について生じた控除限度額の余裕枠を用いて、後者の国で日本の税率を超えて課される税額を控除することができる。これを控除余裕枠の彼此（ひし）流用といっている。見方を変えれば、彼此流用は、低税率の国で生じた所得のうち、本来ならわが国で追加的に課税しうる部分にわが国の課税が及ばなくなる（これを shielding という）を意味している。適切な課税権確保の観点から、彼此流用には不完全ながら一定の制限が加えられている。

移転価格税制

移転価格税制とは、移転価格（海外の関連企業との取引価格）を通じた所得の海外移転を防止し、独立企業原則に則してわが国の課税権を確保するため、海外の関連企業との取引が正常な取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして法人の所得を計算し、課税する制度（租税特別措置法 66 条の 4）である。

独立企業原則（独立企業間価格）

独立企業原則とは、移転価格税制等において関連企業間の取引価格を決定するために使用すべき国際的な基準であり、比較可能な独立企業間であれば得られたであろう条件に基づき取引価格（独立企業間価格）を算定すべきであるとする原則をいう。

シークレット・コンパラブル

税務当局が、法人に対して、独立企業間価格に関する所定の書類の提示又は提出を求めた場合に、当該法人がこれに応じなかったときは、税務署長は、同業類似法人の売上総利益率に基づく再販売価格基準法等の所定の方法によって、独立企業間価格を推定して、当該法人の所得等の金額を更正又は決定することができる。

この場合、税務当局が同業類似法人等に対する質問検査等により入手した取引情報は、守秘義務が課されているために、納税者がその資料の開示を求めても開示されない。このような比較対象取引情報をシークレット・コンパラブルという。これに基づく課税処分に対しては、納税者による検証や反論の機会を奪うといった批判もある。

事前確認制度（APA）

移転価格税制における独立企業間価格の算定に当たっては、納税者の予測可能性を確保し、納税者及び税務当局にとって多大なコストを要する移転価格課税の未然防止等を目的として、納税者の申出を起点とする事前確認制度（APA）が導入されている。APA には、関与する税務当局によ

るユニ APA（国内）、バイラテラル APA（二国間）、マルチラテラル APA（多国間）があり、バイラテラル APA 及びマルチラテラル APA については、租税条約上の相互協議を伴うことも可能である。

わが国では、平成 13 年 6 月「移転価格事務運営要領の制定(事務運営指針)」に基づき、原則として 3～5 事業年度分の移転価格算定方法等について確認手続が行われている。事前確認の内容に適合した申告である限り、当該取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱われる。

費用分担契約(費用分担取極)

費用分担契約（Cost Contribution Arrangements (CCAs)）は、契約当事者が、収益の増加、費用の減少等の便益を得るために、資産の開発、生産又は取得、及び役務の開発、提供又は受領を共同で行うことを約して、そこでの貢献を分担する契約を指す（事務運営指針 3-15）。各参加者が得る予測便益の割合に比例して各参加者が貢献している限り、移転価格税制上、各参加者は、使用料等の対価を支払うことなくこのような便益を享受することが可能となる（同 3-16 参照）。

こうした契約を利用し、実際の研究開発は高税率国の法人が担いながら、発生した利益を低税率国の法人に不相応に帰属させる事案も見受けられた。これに対し OECD 移転価格ガイドライン（2022 年改訂）では、単純に費用の拠出者にリターンが帰属するのではなく、取極めに参加した者のリスクに対する支配や負担等に応じてリターンを配分することが望ましいとしている（OECD 移転価格ガイドラインパラ 6.59-6.64 参照）。

所得相応性基準

評価困難な無形資産については、予測便益（ex-ante）と実際の利益（ex-post）とが乖離しがちであり、実際の利益が明らかになる前に移転価格評価を実行するのは難しい。このような場合に、税務当局が納税者の取極めを実際の利益に基づいて評価し、独立企業間価格を算定することを可能とするのが所得相応性基準である。OECD 移転価格ガイドラインは、予測と結果の乖離を、取引時の価格決定の適正性に関する推定上の証拠として考慮した上で課税する余地を認めるに至り、わが国においても、令和元年度改正で、かかるガイドラインに即した制度（特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置）が導入された（租税特別措置法 66 条の 4 第 8 項）。

利益分割法

取引に基づく利益分割法（Profit Split Method）は、移転価格税制の分野において、関連者間取引から発生する分割すべき合算利益を識別した上で、独立企業間であれば合意において予測し又は反映されたとであろう利益の分割をもたらすべく取引価格を算定する方法である。利益分割法は、企業内部の情報から分割基準（例、合算利益への寄与度）を導くことも可能であることから、比較対象取引を見つけることが困難なケースにおいて、なお独立企業間価格を算定するための方法として用いられることがある。

移転価格制度に係る文書化制度

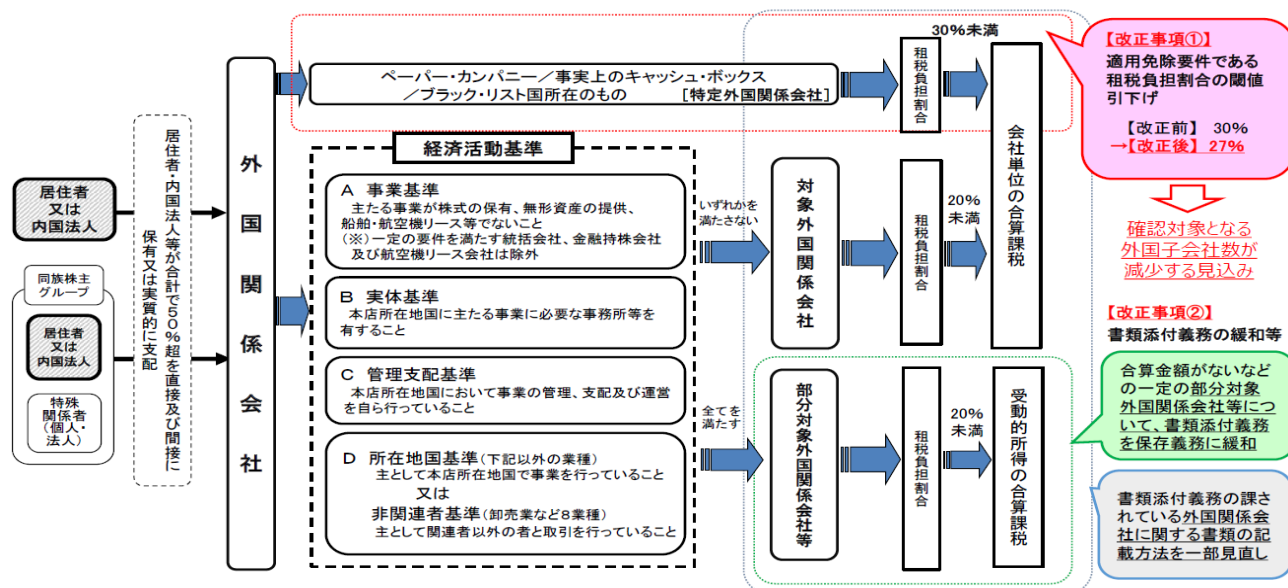
多国籍企業グループ内の取引を通じた所得の海外移転に対して、適正な課税（移転価格課税）を実現するためには、自国企業の国外関連者との取引（関連者間取引）に関する情報を要するのはもちろんのこと、当該グループがグローバルに行う取引の全体像を把握する必要がある。このため、企業のコンプライアンス・コストに配慮しつつ、税務当局のために透明性を高めることを目的として、共通様式に基づいた多国籍企業情報の報告等に関するルールが整備され、移転価格税制に係る文書化制度が創設された。具体的には、多国籍企業グループに対して、①ローカルファイル（国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類）、②マスターファイル（事業概況報告事項）、③CbC(Country by Country)レポート（国別報告事項）の3種類の文書を、共通様式に従って税務当局に提供（又は作成・保存）することが義務付けられている（租税特別措置法 66 条の 4 第 6 項・66 条の 4 の 4・66 条の 4 の 5）。

外国子会社合算税制

外国子会社合算税制とは、軽課税国等に所在する外国子会社を利用した租税回避を防止するため、所定の外国子会社の留保所得等を、株主である日本の親会社等の収益とみなして合算課税する制度(租税特別措置法 66 条の 6)であり、タックス・ヘイブン対策税制とも呼称される。

BEPS プロジェクト(行動 3)の最終報告書等を踏まえ、平成 29 年度改正で、租税回避により効果的に対応するとともに、日本企業の海外展開を阻害しない制度とするべく見直しがなされた。改正前は、租税回避リスクを、第一次的に外国子会社の外形(現地の税負担 20%未満)により把握するものであったが、改正後は、租税回避リスクを、まず外国子会社の活動内容により把握し、次いで、事務負担を考慮して当該子会社の現地税負担率が 20%未満である場合に限り、受動的所得のみ又は会社単位の留保所得を合算課税の対象とする。併せて、所定のペーパー・カンパニーやキャッシュ・ボックスとされる子会社の留保所得については課税が強化され、現地税率が 27%未満である限り合算課税の対象とされる。

(参考) 実際の外国子会社合算税制の適用の流れ



当協会 令和 5 年 4 月 18 日開催 通達等検討会・会員懇談会「令和 5 年度 法人税関係(含む政省令事項)の改正について 2. 国際課税に関する改正について」資料より抜粋

コ ラ ム

(公社)日本租税研究協会では、税制・財政等に関する調査・研究、情報発信活動として、研究者・実務家等により構成される研究会の運営、行政当局、研究者、実務家等による講演会の開催などを行っております。

今回は、「財政経済研究会」(座長:慶應義塾大学経済学部教授 土居丈朗氏)における研究報告及び「会員懇談会」における講演のなかから、「令和8年度 税制改正に関する租研意見」に関連する研究報告の内容を抜粋・要約し、コラム形式で紹介します。なお、研究会における報告、会員懇談会における講演内容については、当協会月刊誌「租税研究」に掲載しております。

コラム① 給付付き税額控除の実現に向けての課題

東京財団 シニア政策オフィサー

森信 茂樹

＜「租税研究」4月号 「給付付き税額控除の新たな展開」より＞

コラム② 高齢者の資産選択と金融税制

中央大学法学部 教授

國枝 繁樹

＜「租税研究」11月号 「わが国における税務データに基づく分析の意義について」より＞

コラム③ 所得控除と税額控除

東京大学大学院経済学研究科 教授

林 正義

＜「租税研究」10月号「個人所得課税における控除について」より＞

1. 給付付き税額控除の意義

欧米には、働き始めて所得を得ると税や社会保険料がかかるので勤労インセンティブが低下する問題をポバティートラップ（貧困の罠）にとらえ、その対応としてのセーフティネットが導入されている。失業や休業中の労働者に職業訓練を義務付け個人のスキル向上により再び労働市場に復帰させる政策（積極的労働政策）を経済面で支える制度で、給付付き税額控除（refundable tax credit）と呼ばれている。

わが国でも、給付付き税額控除は、社会保障と税を一体的に運営する制度として、福田内閣時の2007年11月の税制調査会答申、平成21年度自民党税制改正大綱（2008年12月12日）、社会保障・税一体改革のスタートとなる2009年の所得税改正法附則第104条3項、2012年6月の三党合意を踏まえた税制抜本改革法第7条（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）などで議論され、法律に書き込まれてきた。筆者は、人的資本の向上と雇用の流動化をあわせ進めていくセーフティネットとして、成長戦略という意義づけも含めてこの制度のわが国への導入が必要と考えている。

先進諸国の給付付き税額控除について勤労税額控除（EITC）、児童税額控除（CTC）、社会保険料負担軽減税額控除、消費税逆進性対策税額控除の4類型に分類できる。

図表1 給付付き税額控除の4類型

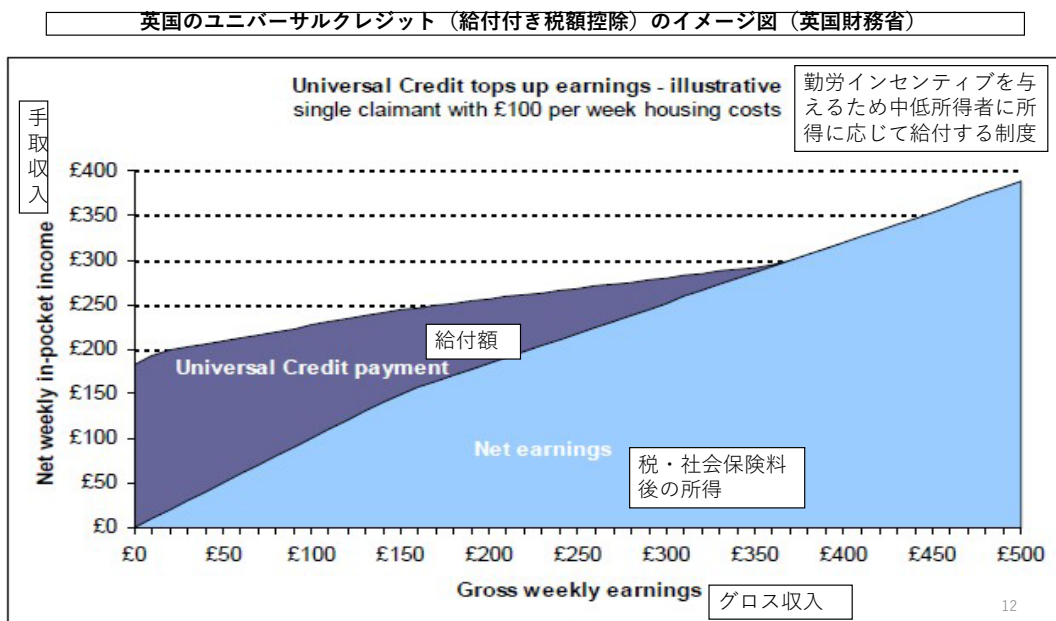
第1類型 －勤労税額控除（EITC）	勤労により自助努力で生活能力を高めていくことを支援。ポバティートラップ対策。英国ブレア、米国クリントンのワークフェア思想。英国ではトランポリン型社会保障として積極的労働政策と組み合わせられ活用。英国(ユニバーサル・クレジット)やドイツなどでは「給付」になっている。
第2類型 －児童税額控除（CTC）	世帯人数に応じ税額控除・給付・母子家庭の貧困対策・子育て支援による少子化対策に有効。米国・英国・カナダなどで導入。勤労税額控除より高い所得水準まで適用されている。
第3類型 －社会保険料負担軽減税額控除	低所得層の税負担・社会保険料負担を緩和。社会保険料と相殺するので、還付・給付はなし。オランダで導入（韓国も考え方はこの類型）。
第4類型 －消費税逆進性対策税額控除	消費税の逆進性緩和策として導入。基礎的生活費の消費税相当分を所得税額から控除、実際は給付。カナダ、ニュージーランドなどで導入。

（筆者作成）

2. 参考になる英国のユニバーサル・クレジット

わが国に導入する場合モデルとして英国のユニバーサル・クレジットが参考になる。英国では労働党のブレア政権時に、勤労を通じて生活の向上を図るというワークフェア思想に基づき 1999 年に給付付き税額控除が導入された。その後保守党のキャメロン首相のもとでユニバーサル・クレジット (Universal Credit) として拡充され、リアルタイムで把握した税・社会保険料負担後の手取り所得と世帯ごとに計算した基準額の差額を給付する仕組みとなっている。

図表2 ユニバーサル・クレジットのイメージ



3. インフラとしてのガバメント・データ・ハブ（仮称）

この制度の導入には、インフラとして受給者の所得をリアルタイム（毎月）で把握し給付官庁と情報連携するシステムが必要となる。

デジタル庁では、2025 年度をターゲットに、自治体側の住民データの標準化とガバメントクラウドを活用した情報連携の基盤整備（公共サービスマッシュ）に向けた作業が進められており、ガバメントクラウドで個人の所得データと給付等のサービスを連携させるインフラが進みつつある。

筆者は、企業から民間クラウドサービスに提出された所得情報を、国（国税庁、社会保険庁など）と自治体・社会保障官庁の双方が活用できる「ガバメント・データ・ハブ」の構築を提言している。現在わが国には、企業が各行政機関に提出する各種資料を民間提供のクラウドに保存し、各行政機関にそれへのアクセス権を付与する仕組みとして「認定クラウド」があり、国税庁が活用している。この制度を拡充させ、企業から民間クラウドに提出された従業員などの所得情報（電子データ）を、国税庁や社会

保険庁、社会保障官庁、自治体が活用する「ガバメント・データ・ハブ」（仮称）を作れば連携が図れる。

4. 導入にあたっての課題

第1は、政策目的を明確にすることである。わが国の喫緊の課題が労働市場改革であること、ギグワーカーなど所得の不安定な者が増加し所得格差の拡大が指摘されることを踏まえると、彼らに勤労インセンティブを供与し積極的労働政策を支える制度としての導入が望ましい。

第2に、制度の簡素化、不正防止である。米国はこの制度を納税申告時に適用し本人の申告に基づき還付を行うため不正が多いという事情がある。一方英国では、基本的に低所得者の申請に基づき、適格性などを審査したうえで、税金の還付という形ではなく、社会保障給付として行うので不正は少ないので、英国型にすべきである。

第3に、資産要件の加味である。一定以上の資産・資産性所得がある者を適用除外するためには、預金口座へのマイナンバー義務付けが必要であるが、まずはマイナンバーで把握されている特定口座の配当所得や株式譲渡益（資産所得）を給付要件とすることが考えられる。

第4に執行体制である。先進諸国の例をみると、徴収の一元化を前提に税務官庁が執行する国（米国・韓国）と、情報連携により社会保障官庁が一元的に取り扱う国（英国）の2つがある。わが国では、国が制度・システムを作り、国が直接受給者の口座に振り込むという形を原則として、地方自治体が給付の実務を補完するという体制が望ましいのではないかな。

最大の問題は財源である。どのような制度設計をするかにより大きく異なってくるが、政策目的に応じて、社会保障の歳出改革、金融所得税制の見直しなどで対応し、さらなる充実には、受益と負担の議論を通じて、消費税の活用を考慮に入れ、わが国にふさわしいセーフティネットの構築を作っていく必要がある。いずれにしても、政治の強いリーダーシップなしには実現できない課題だ。

1. 高齢者の望ましい資産選択

我が国の貯蓄の多くは、高齢者によるものであるが、そもそも、高齢者にとっての合理的な資産選択とは、どのようなものであろうか？人生を通じた貯蓄行動を説明する代表的な理論であるライフサイクル仮説に基づけば、高齢者の資産選択では、リスク資産を抑制することが重要である。その理由は以下のとおりである。個人の消費の原資となるのは、物的資産（金融資産および実物資産）のみならず、人的資本（現在および将来の賃金）である。引退後の高齢者は既に賃金を稼ぐ機会はないので、人的資本はゼロで、消費の原資は、保有する物的資産のみしかない。若者は、投資失敗による損失を、労働時間の延長や退職時期の先送り等によって補填することが可能だが、人的資本を持たない高齢者は、そうした対応ができない。Bodie, Merton and Samuelson (1992)は、こうした点を考慮すれば、高齢者のリスク回避の必要性は高く、リスク投資を抑制することが望ましいと指摘している。

これらの点を勘案し、多くのフィナンシャル・アドバイザーは、一般的に若いうちはリスク投資を行い、引退後はリスク投資を抑制すべきとの助言を行っている。また、米国の確定拠出年金の適格デフォルト商品規則においても、「幅広く分散投資を行い、加入者の年齢等に基づき資産配分およびリスクを保守化させる商品」が適格な運用商品の一例として示されている（野村(2017)）。実際に欧米では、高齢者のうち、株式を保有する家計の割合は、高齢になると減少している(Hurd (2001))。このように、ライフサイクル仮説に基づけば、高齢者は、リスク資産投資の割合を減少させていくのが合理的と考えられる。

高齢者が現実には、理論が示すように合理的に行動するかについては、高齢者が十分な認知能力、特に計数能力（ニュメラシー）を有しているかについても考慮する必要がある。高齢者の計数能力は年齢とともに低下し、計数能力の低下とともに、リスク回避度が高くなる傾向がある。計数能力の低下とリスク回避度の上昇のどちらの要因も、高齢者がリスク投資を減少させることが望ましいことを意味する。しかし、財務上の判断に関し、高齢者が自らの計数能力の低下を十分認識しておらず、計数能力を過大に評価する自信過剰の傾向があることが指摘されている(Gamble et al. (2013))。特に、投資アドバイスを受けた経験もあり、自分で投資を行ってきた高学歴の男性で、しかも引退に近い者の自信過剰の水準が高い。自信過剰の者は、分散投資を十分行わず、投資リスクを集中させていることも指摘されている。さらには、自らの認知能力を過信している者は、金融詐欺(financial fraud)の絶好のターゲットとなることも指摘されている。

2. 我が国の高齢者の資産選択の問題点と制度的背景

経済理論に基づくアドバイスでは、高齢になるほどリスク資産への投資の割合を減少させることを推奨しており、欧米の家計も高齢者はリスク投資を抑制しているにもかかわらず、我が国では、高齢になるほどリスク資産への投資の割合が増加している。2005 年度経済財政白書は、我が国では、高齢の方がリスク回避度が低いと論じているが、最近の欧米の研究は、リスク回避度は、若年時には年齢の増加に伴い低下するものの、高齢になると、年齢の増加に伴い、増加することを明らかにしている。また、筆者自身の研究（國枝(2020)）では、我が国の高齢者の計数能力も 60 歳台で低下を始める一方、男性には自信過剰の傾向があることを確認しており、高齢者が過大なリスクをとっている懸念がある。また、海外と同様に、我が国においても、高齢者は、詐欺的投資勧誘の被害者にもなりやすい。

本来、リスク投資を行うべき現役世代が、高齢者と比較して、リスク投資が少ない理由としては、① 住宅ローンの影響、② 退職一時金の存在 も指摘されている、

持ち家志向の強い我が国において、多くの現役世代が自宅購入後に多額の住宅ローンを抱えていることを挙げることができる。これは、企業の資本構成で言えば、レバレッジが高い状況に対応する。レバレッジが高い状況では、リスク投資を行った場合の家計の負債も含めたポートフォリオ全体のリスクは非常に大きなものとなりうる。その場合は、リスク投資を抑制することは、合理的な行動である。さらに、持ち家の場合、家計の資産の中には、金融資産に加え、不動産という実物資産が含まれることになる。不動産価格は大きく変動しうるので、実物資産まで含めたポートフォリオは、金融資産にリスク資産が含まれなくても、相当のリスクを伴ったものとなる。従って、持ち家の家計の金融資産の投資は、リスクを抑えたものとするのが、合理的となる。我が国の家計のライフサイクルを通じた資産選択の健全化のためには、過剰な持ち家優遇の税制の是正が望ましい。

また、我が国の終身雇用制の下では、定年退職時に多額の退職一時金が支払われるのが一般的であり、まとまった金額の現金を得て、初めて株式投資を始める退職家計も少なくなかった。その結果、本来、リスク投資の抑制を考えるべき退職前後に、リスク投資を開始することになり、ライフサイクルに沿った適切な資産選択が歪められてきた。退職一時金の定着には、退職一時金を非常に優遇する所得税制も寄与してきたとされる。しかし、最近では、退職一時金の存在が雇用の流動化を阻害し、我が国経済に悪影響を与えているとの指摘もなされており、退職給付税制の見直しも検討されている。國枝(2025)は、年金数理を踏まえた所得の平準化に基づく退職給付税制の改革が望ましいことを明らかにしている。

3. 高齢者向けの金融税制のあり方

我が国の最近の金融税制においては、NISA の拡充のように優遇税制による株式投資の促進が図られている。制度導入時の NISA においては、ライフサイクルに即した資産形成への配慮はなく、利用者の主力は、高齢者であった。その後、現役世代向けの積立 NISA 中心の制度への転換が図られたが、岸田

政権下において、積立 NISA 以外の一般枠も大幅な拡充が図られた。この拡充により、ネット証券を中心に現役世代の株式投資が急増したが、高齢者の株式投資も促進されることとなった。さらに、自民党資産運用立国議員連盟は、本年 4 月に、「資産運用立国 2.0 に向けた提言」を発表し、高齢者に限定して対象商品の拡大・スイッチング解禁を図る「プラチナ NISA」の導入を提言した。

上述のように、我が国における高齢者の資産選択の問題点は、リスク投資が少ないことではなく、ファイナンス理論から合理的な「高齢者はリスク投資を抑制する」という資産選択とは異なり、現役時代よりもリスク投資を増加させていることにある。我が国の高齢者も海外の高齢者と同様に、高齢になるにつれ、計数能力は低下し、一部の者は、自信過剰の傾向があり、過大なリスク投資が懸念される。

他の先進国においても、高齢者の株式投資を政策的に促進すべきとは考えられておらず、筆者の知る限り、高齢者に限って、株式投資を促進する優遇税制は存在しない。むしろ、米国の専門家(Gale et. al (2008))は、老後のための確定拠出年金を積立期間終了後に、自動的に個人終身年金へ移行させる政策を提案している。

ファイナンス理論や他の先進国の例に鑑みれば、プラチナ NISA のような高齢者の株式投資をさらに促すための優遇税制は、弊害が大きく、望ましい政策ではない。現役世代に焦点を絞った資産形成のための優遇税制、持ち家の過剰な優遇税制の是正や中立的な退職給付税制の構築を通じ、我が国の家計の健全な資産選択を支えていくことが、今後の税制に求められる。

参考文献

- Bodie, Z., R. Merton, W. Samuelson (1992) "Labor supply flexibility and portfolio choice in a life cycle model," *Journal of Economic Dynamics and Control*, Vol. 16, No.3-4, pp. 427-449
- Gale, W., Iwry, J., John, D. and Walker, L. (2008) , "Increasing Annuitization in 401 (k) Plans with Automatic Trial Income," Retirement Security Project, The Brookings Institution
- Gamble, K., Boyle, P., Yu, L. and Bennett, D. (2015) , "How Does Aging Affect Financial Decision Making?" January 2015, Number 15-1, Center for Retirement Research at Boston College
- Hurd, M. (2001), "Portfolio holdings of the elderly," in Guiso, M. Haliassos, and T.
- Lusardi, A., and O. Mitchell (2011), "Financial Literacy around the World: An Overview," *Journal of Pension Economics and Finance*, Vol. 10, No. 4, pp. 497-508
- 國枝繁樹(2017)、「高齢者の資産選択と金融税制」、金融調査研究会報告書 37-55 2017 年 7 月
- 國枝繁樹(2020)、「高齢者向けの金融税制のあり方について」、金融調査研究会報告書（第 2 グループ） 102-124 2020 年 11 月 6 日
- 國枝繁樹(2025)、「退職給付税制のあり方の経済的検討」、『税研』243 号
- 野村亜紀子(2017)、「確定拠出年金の運用規制のあり方－米国 401(k)プランの動向を踏まえて」、『ジュリスト』2017 年 3 月号、45-50 頁

個人所得課税では所得控除や税額控除を用いて税負担の軽減がはかられる。周知の通り、日本の税制では収入から必要経費を除いた数量を「所得」と呼び、この所得から各種の所得控除を除いた数量を「課税所得」と呼ぶ。そして、この課税所得を参照して税額が算定される。課税所得が増えれば税額も増加するから、所得控除が増えると税額は軽減される。金額 D の所得控除による税負担の軽減額は（当該所得控除によって所得ブラケットが変化しないとすると）納税者が直面する限界税率 m に当該所得控除額をかけた数量 mD となる。つまり、所得控除 1 単位の増加は税負担軽減額 m 単位の増額を意味し、超過累進課税の下では上位の所得ブラケットに位置する課税所得ほど高い限界税率に直面しているため、所得控除による税負担軽減＜額＞は高所得者ほど大きくなる。一方、税額控除はいったん計算された税額から特定の値を除く行為であり、実際の納税額は税額から税額控除額を除いた数量となる。つまり、税額控除 1 単位の増加はそのまま税負担軽減額 1 単位を表す。この税額控除の金額が固定されているならば、設定上、それは所得控除のように所得や収入には依存しない。したがって、多くの財政学や租税法の教科書では所得控除は高所得者にとって有利な制度であると指摘され、更に低所得者保護に適さないという理由で所得控除から税額控除への転換を促す提言も少なくない。2020 年から基礎控除が消失控除化されたが、それもこのような考えに従ったものであろう。しかし、このような議論や提言については、以下の点について留意すべきであろう。

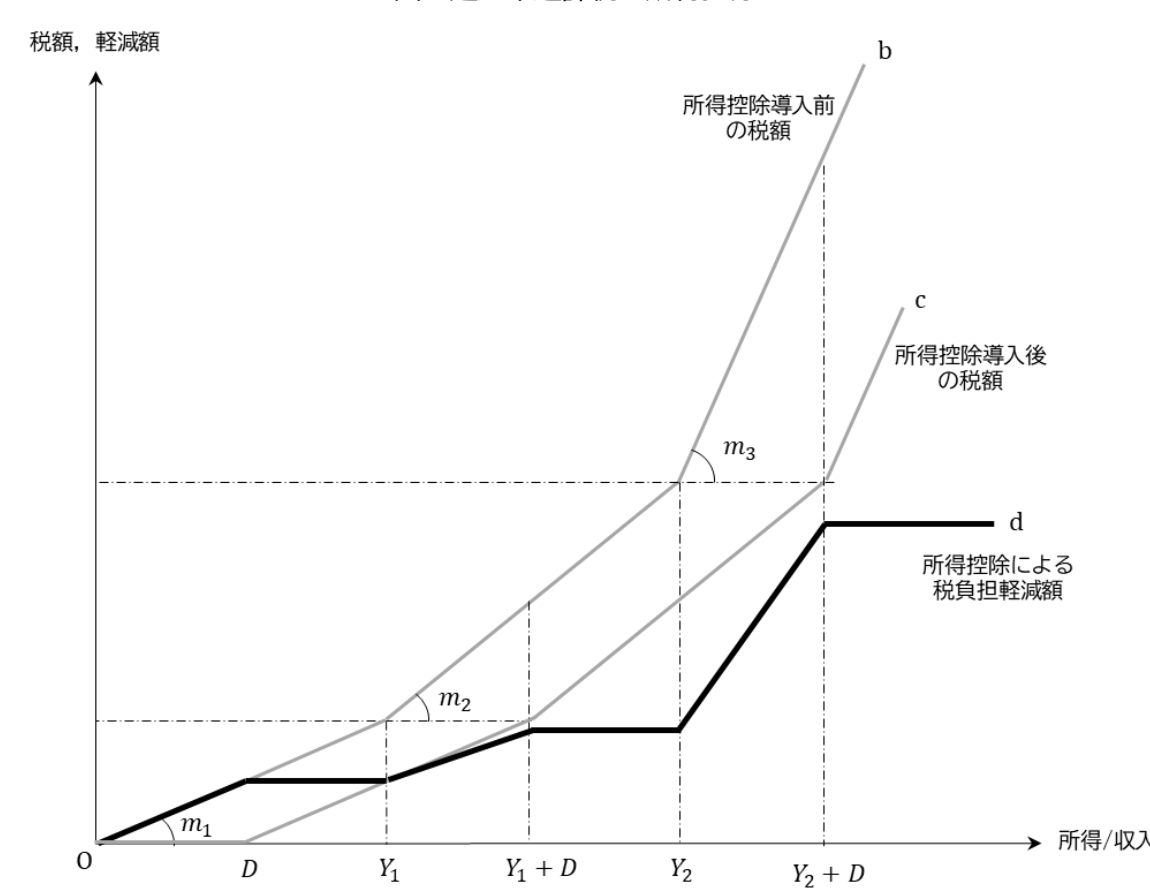
第 1 は負担軽減を金額で捉えることの適切性である。税負担を特徴付ける累進度や逆進度が所得と負担率の関係を用いて表されるように、所得課税における負担の度合いは、税額 T そのものではなく、所得 Y に対する税額 T の比率 T/Y を用いて考えることがより自然かもしれない。図では 3 つの所得ブラケットをもつ超過累進課税 ($m_1 < m_2 < m_3$) を前提として、横軸に所得を測り、縦軸に所得控除導入前の税額 (O_b)、所得控除導入後の税額 (O_c)、および、所得控除による税負担軽減額 (O_d) を示している。屈折線 O_c は屈折線 O_b を所得控除 D 分だけ右に水平移動したものであり、軽減額 O_d は O_b と O_c の垂直方向の差である。この図から明らかなように、所得に対する軽減額の比率（任意の Y で与えられる O_d 上の点と原点を結ぶ直線の角度）は所得が増加したからといって必ずしも増加する訳ではない。つまり、金額ではなく比率で表すと、所得が増加するからといって、所得控除による軽減度が上がる訳ではない。

第 2 に、低所得対策の観点からは所得控除か税額控除かという選択は本質的ではない。標準的な非還付型の形式をとる限り、所得控除とともに税額控除も低所得対策としては機能しない。反対に還付型の形式（いわゆる「給付付き」形式）をとれば、所得控除でも税額控除でも同様の効果が期待できる。また、上記では税額控除を定額としたが、税額控除の金額が所得から独立しているとは限らない。例えば、低所得対策用の還付型税額控除として有名な米国の勤労所得税額控除（EITC）やカナダの

GST/HST クレジットでは、所得に応じてその還付（給付）額は変化する。むしろ、これら2つの「税額控除」の本質は所得に応じて変化する賃金補助（EITC）や給付（GST/HST クレジット）である。これらが税額控除の形式となっているのは、その実施に必要な情報が課税当局で把握されているからである。日本の場合は必ずしもそうではなく、現状では地方公共団体のほうが適しているかも知れない。

第3は、周知の通り、そもそも所得控除は同一収入（所得）でも状況が異なる個人間の水平的公平性を達成する手段である点である。図で表した税額や軽減額の変化は同一の個人のみで比較できる。同一の収入であっても、単身の納税者と扶養家族を有する納税者の場合や、健康な納税者と医療費が必要な納税者の場合ように状況が異なると担税力が同じであるとは限らない。現行の所得控除が正確に担税力を均しているとは限らないが、担税力が均される前の収入や所得を用いて税負担の大小を議論するのは適切ではないであろう。つまり、所得控除で調整した後の課税所得を用いて租税負担を考えるのが筋ではないか。もちろん、この観点から不適切な所得控除は整理・改定する必要がある。例えば、所得控除には個人単位課税の下で担税力の調整に資すると考えられるものに加え、特定の行動を納税者に奨励する控除（生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除等）も存在する。特に後者のタイプの所得控除は税額控除化したほうが理に適っているかもしれない。

図 超過累進課税と所得控除



「令和8年度 税制改正に関する租研意見」は、(公社)日本租税研究協会の税制・財政に関する提言活動の一環として、調査・研究活動の成果、会員の意見等も踏まえて作成し、協会内における審議・検討を経て決定したものです。本意見の作成に当たりましては、当協会に設置された政策検討会において、下記の方々にご指導・ご助言をいただきました。

座長	(株)EBPM研究所	代表取締役	林 宜嗣
	関西学院大学法学部	教授	一高 龍司
	関西学院大学経済学部	教授	上村 敏之
	青山学院大学経済学部	教授	西川 雅史